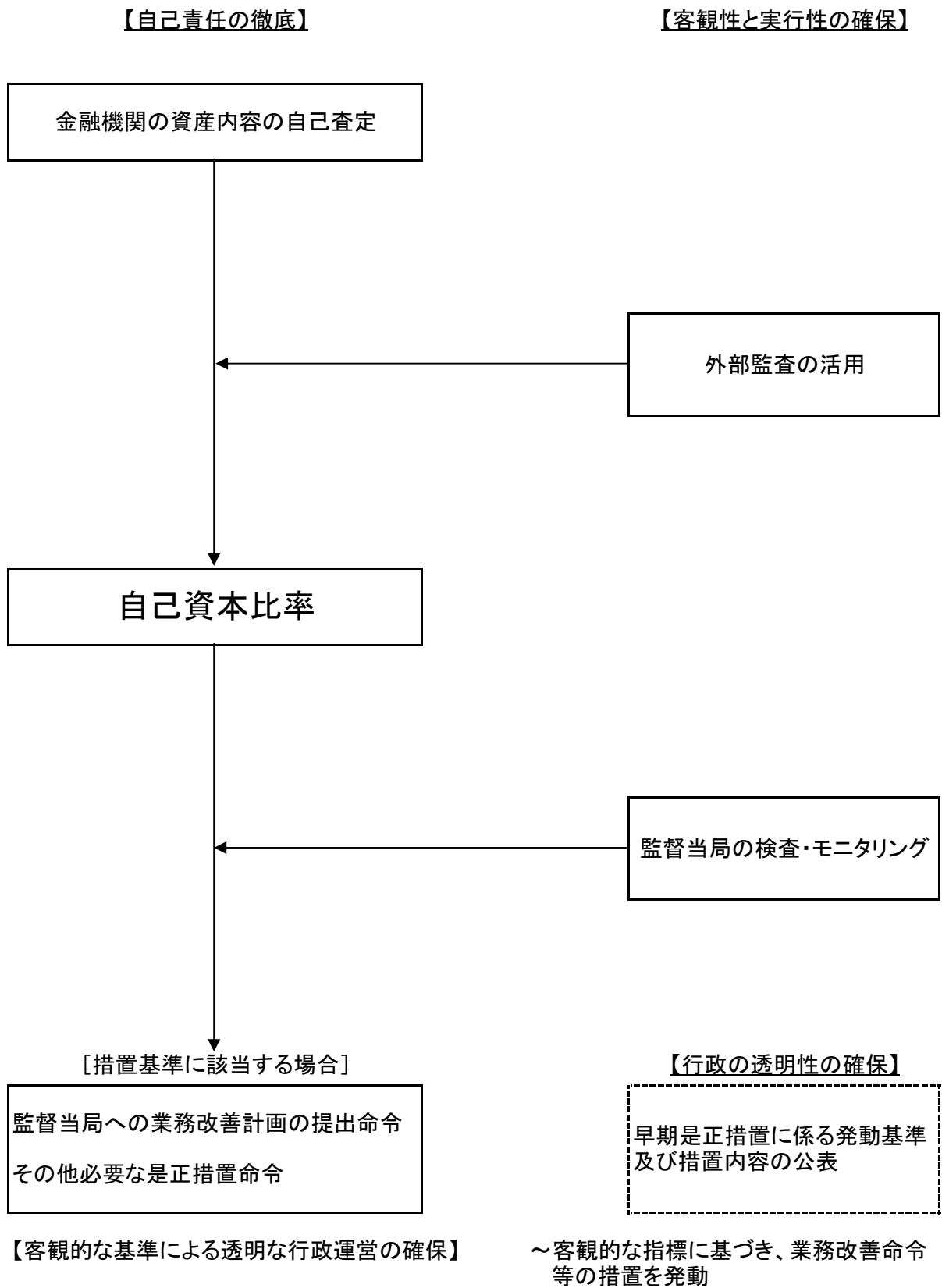


早期是正措置の概念図



早期警戒制度について

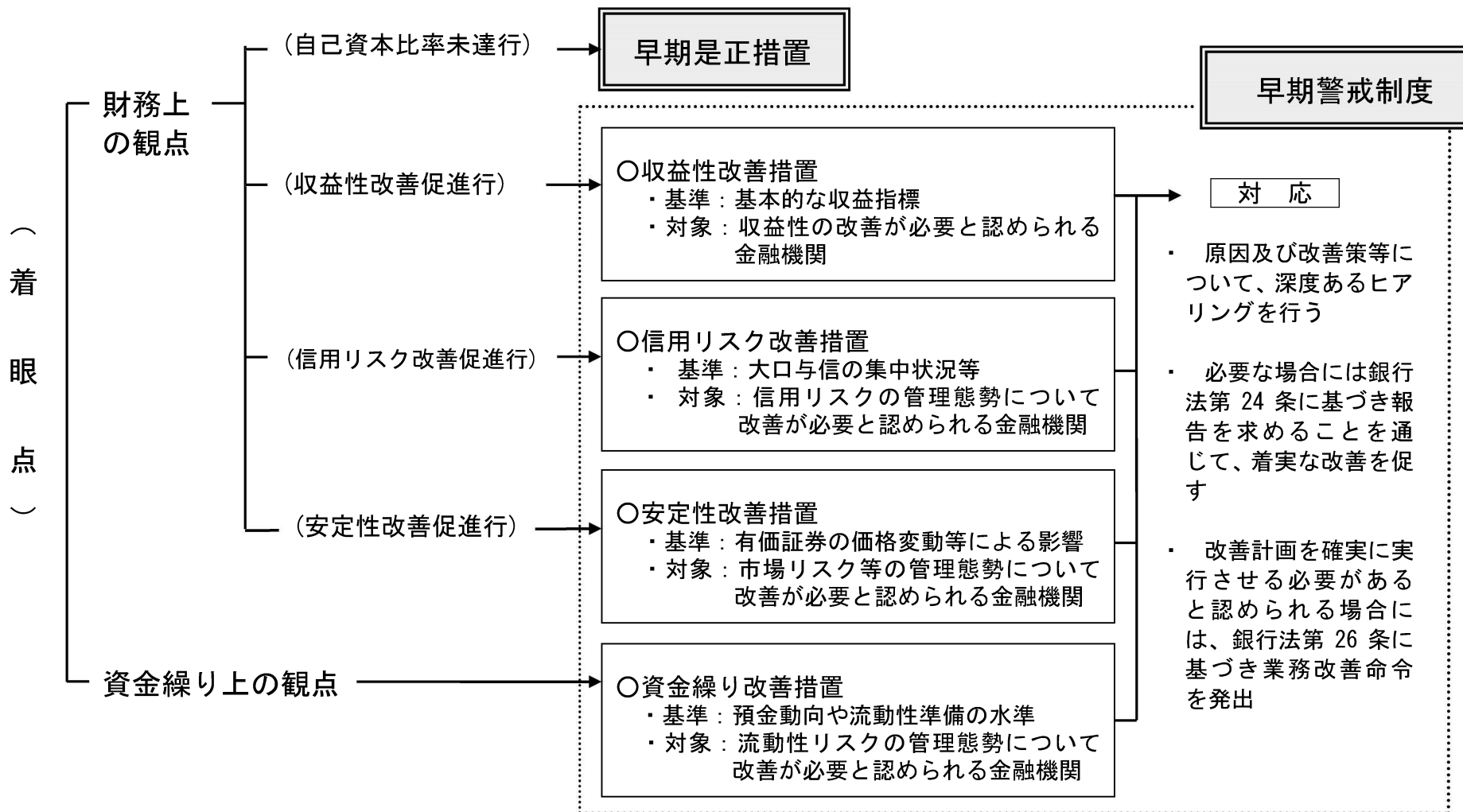
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



早期警戒制度の導入について

1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

行政処分件数の件数(平成14年4月～平成22事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	43
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	34
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	82
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	59
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	17
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	16
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	19
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	342
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	40
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	87
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	33
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	9
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
合計	20	66	107	90	253	129	80	87	104	70	1006
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	348

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注7)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注8)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注9)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注10)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注11)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

【参考】監督方針の構成（主要行）

1. 総論

1. 金融システムを取り巻く環境

- ・世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因（特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先行き不透明感）
- ・新成長戦略で求められる金融の役割（実体経済・企業のバックアップ役）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
 - ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握）
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望）
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. 円滑な金融仲介機能の発揮

(1) 事業の持続可能性等を促す金融機関の取組みの促進

（新成長戦略を踏まえた、成長可能性を重視した取組みの実態把握等）

(2) 中小企業金融・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

- ① 中小企業向け融資・住宅ローンの円滑化（中小企業金融円滑化法への対応を含む。）
- ② 消費者向け貸付けへの積極的な対応に関する実態把握

2. リスク管理と金融システムの安定

○ マクロ・プルーデンスの視点を重視
（マクロ経済分析、市場モニタリング、個別金融機関監督の多様なツールを総合した手法を活用）(1) 財務基盤の強化
（収益の確保を含めた自己資本の充実）(2) リスク管理手法の改善
（① ストレステストの質の向上、② 市場リスクへの対応強化、③ リスク量制限手法の限界に対する対応）(3) グループ化や国際展開への対応
（① グループ全体でのリスク管理、② 非日系与信も含めたリスク管理、③ 流動性管理）

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・顧客情報の厳格な管理の徹底

(2) 顧客への説明態勢の充実等

- ・不招請勧誘規制への対応、視覚などの障がい者に対する対応

(3) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・10月に導入される金融ADR制度への対応

(4) 金融機能の不正利用の防止

- ・振り込め詐欺の被害に対する迅速かつ的確な対応等

地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正

I. 地域密着型金融の取組みに関する課題や改善の方向性

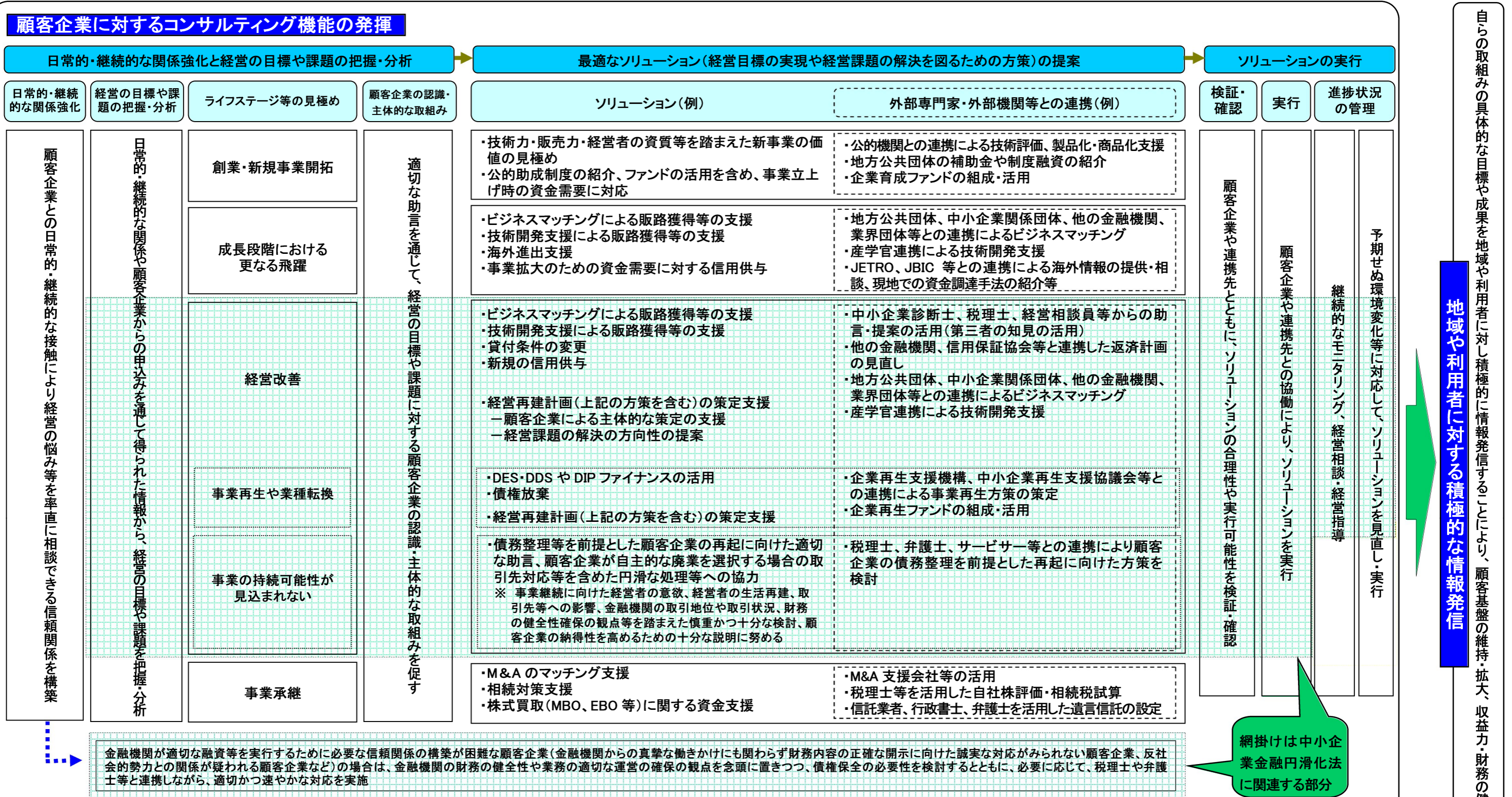
(地域金融機関の経営者や実務者、有識者等の意見を踏まえ整理)

1. 地域密着型金融の推進は、顧客企業との長期的な取引関係を前提とした取組みであり、その成果を短期間で金融機関の財務の健全性や収益力の向上に結びつけることは難しい場合が多く、中長期的な視点に立った取組みや評価が重要。
2. 金融機関の営業店の業績管理が短期間で行われていることもあって、営業現場では、「短期的」な「量」重視に偏りやすくなっている。地道な企業訪問や経営相談・経営指導など、短期的な効果の測定が必ずしも容易でない継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくための工夫が必要。
また、金融機関は、当局に対する取組み実績の報告や開示を意識するあまり、網羅的な実績作りに陥りがちな面があり、当局の関与についても工夫が必要。
3. 地域金融機関は、人材やノウハウの面から、顧客企業に対し十分なソリューション（経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策）を必ずしも提案できていない。各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げが必要であり、営業店の人材育成、本支店間の連携強化、外部専門家や外部機関等との連携といった対応が課題。
顧客企業の経営改善や再建に際して金融機関に求められるのは、まずは、当該企業との日常的・継続的な接触を更に深めながら、その中で当該企業の事業価値を見極め経営課題を発見・把握していく営業職員の目利き能力の向上。
顧客企業の経営課題を発見・把握した後は、金融機関が課題解決のための役割を常に全て担うのではなく、必要に応じ、積極的に地域の外部専門家や外部機関の知見・ノウハウを集めて対処していくことが有効。また、金融機関が顧客企業の経営改善・再建支援を行うに当たって、債権者としての立場との利益相反が懸念される場合、これを防止するという観点からも、中立的な立場で関与できる外部専門家や外部機関等との連携は有効。
4. 顧客企業の創業、成長、経営改善・再建のためには、まずは、当該企業の経営者自身が明確なビジョンをもって自ら主体的に取り組むことが重要。自らの経営課題を正確かつ十分に認識できていない経営者も少なくないため、経営者の意識改革も必要。
5. 顧客企業の発展のためには、地域や広域の活性化策の中に、当該企業や取引先を戦略的に位置づけ支援することが有益。そのためには、地方公共団体、中小企業関係団体等との連携が必要、特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要。
6. 単なる金利の高低では計れない地域密着型金融のメリット（コンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供）を地域の利用者に広く理解してもらうためには、積極的な情報発信、PRが必要。発信する情報は、金融機関の創意工夫により、利用者が興味や関心を持てる具体的で分かりやすい内容とすることが重要。
7. 地域の中小企業等を支え地域経済を活性化するため、地域の関係者の連携・協力が一層重要。地域金融機関は、そうした連携・協力体制の中で、大きな役割を果たすことが期待されている。地域金融機関の経営者は、自ら強い使命感を持ち、地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデルを確立し具体的な取組みを推進するため、主導性を存分に発揮していく必要。地域金融機関はこうした取組みにより、地域の関係者からの期待に応えるとともに、顧客企業や地域経済全体の発展を通じて自らの顧客基盤を維持・拡大し、収益力や財務の健全性の向上にもつなげていくことが期待される。

地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正

II. 監督にあたっての基本的考え方 — 地域密着型金融の目指すべき方向

◎ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立 { 自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進
経営陣が主導性を発揮し、推進態勢を整備・充実(本部による営業店支援、外部機関等との連携、職員のモチベーション向上に資する評価、人材育成・ノウハウの蓄積等)



自らの取組みの具体的な目標や成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげる

地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域の面的再生への積極的な参画 … 成長分野の育成、産業集積による高付加価値化等に向けた地域の取組みへの積極的な参画

- ・利用者や地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積
 - ・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、自らが貢献可能な分野や役割を検討
- [地域の面的再生に向けた貢献策の例]
- ・地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報・ノウハウ・人材を提供
 - ・地方公共団体や中小企業関係団体等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定し、その中に顧客企業を戦略的に位置づけ、支援

地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正

Ⅲ. 監督上の主な着眼点

◎以下の着眼点に基づき、地域密着型金融の取組みを推進するための態勢整備の状況を検証

- 経営陣は、主導性を十分に発揮して、地域密着型金融の取組みを経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、取組みの成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。
- 地域密着型金融の取組みを組織全体として推進するために、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。
- 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足を補完するため、中長期的な人材育成やノウハウの蓄積の観点も踏まえつつ、必要に応じ、外部専門家、外部機関、他の金融機関等と連携できるよう、本部・営業店等において連携態勢の整備に努めているか。
- コンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画の取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ人材の育成や活用に努めているか。また、そうしたノウハウや各種の地域情報を収集・蓄積し、組織全体で共有するよう努めているか。
- 地域密着型金融に関する取組みについて、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。
- 職員のモチベーションの向上に資するよう、地域密着型金融の取組みを業務上の評価に適正に反映するよう努めているか。
- 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施し、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。
- 信用金庫及び信用協同組合については、中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。

Ⅳ. 監督手法・対応

◎以下の監督手法・対応により、各金融機関の自主性・創造性を発揮した取組みを促進

- ヒアリングを通じた金融機関の取組み状況のフォローアップ
 - トップヒアリングでは、金融機関経営者から、経営計画等における位置付け、経営陣の主導性の発揮状況、態勢整備の状況等を確認
 - ※ 計画の内容については、特に、重点分野(地域・業種等)や当該分野における取組み手法等の戦略を確認
 - 総合的なヒアリングでは、営業現場の責任者等から、コンサルティング機能の発揮の内容等を確認
 - ※ 顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践まで踏み込んで確認
- 地域金融機関の取組みに関する利用者等の評価を把握するための調査を年1回実施し、その結果を公表するとともに、爾後の監督対応に活用
- 動機付け、環境整備のための施策
 - 財務局において、「シンポジウム」、「顕彰」を実施
 - ※ シンポジウムで発表する取組みや顕彰する取組みについては、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているものを重点的に選定
 - 各業界団体が中心となって、業界全体の取組み状況や取組み事例集を公表するなど、各業態の特色ある取組みを積極的に情報発信

【参考】監督方針の構成（中小・地域金融機関）

1. 総論

1. 金融システムを取り巻く環境

- ・ 世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因（特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先行き不透明感）
- ・ 新成長戦略で求められる金融の役割（実体経済・企業のバックアップ役）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
 - ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握）
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望）
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携、財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実など監督力を強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. 円滑な金融仲介機能の発揮

(1) 地域密着型金融の更なる推進

- ① 借手企業の経営改善や地域経済の活性化への貢献と、自らの財務の健全性や収益性の向上の好循環を目指す
- ② 利用者の期待・ニーズに応えるための価値創造型の金融仲介機能の持続的な発揮

(2) 中小企業・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

- ① 中小企業向け融資・住宅ローンの円滑化（中小企業金融円滑化法への対応を含む）
- ② 消費者向け貸付けへの積極的な対応に関する実態把握

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

○ マクロ・プルーデンスの視点を重視

（マクロ経済分析、市場モニタリング、個別金融機関監督の多様なツールを総合した手法を活用）

(1) リスク管理手法の改善

- ① ストレステストの質の向上
- ② 信用・市場リスク等への対応強化、経営改善努力先へのきめ細かな対応
- ③ リスク量制限手法の限界に対する対応

(2) 収益性・財務の健全性の向上

- ① 中長期的な視点に立って収益基盤の充実を図るための地域密着型金融に関する取組み
- ② 安定的な収益の確保等を含めた自己資本の充実（金融機能強化法の活用も選択肢）
- ③ 協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の最大限の発揮、協同組織中央機関による業務補完・支援機能の十分な発揮

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・ 顧客情報の厳格な管理の徹底

(2) 顧客への説明態勢の充実等

- ・ 不招請勧誘規制への対応、視覚などの障がい者に対する対応

(3) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・ 10月に導入される金融ADR制度への対応

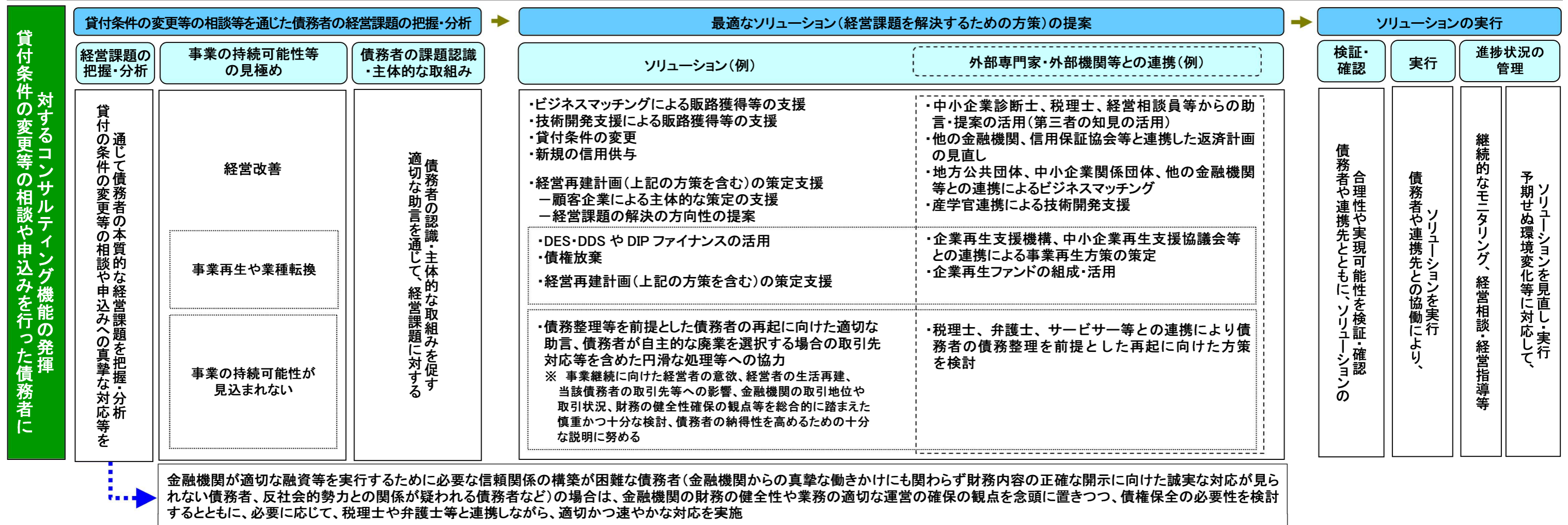
(4) 金融機能の不正利用の防止

- ・ 振り込め詐欺の被害に対する迅速かつ的確な対応等

中小企業金融円滑化法の期限の延長に伴い策定した監督指針の概要

(※) 各金融機関の規模、特性その他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮。特に、今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域については、震災地域特有の極めて厳しい事情(債務者の厳しい状況や債務者のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く期待される一方、金融機関自身も大きな被害を受けてコンサルティング機能の発揮のための経営資源の確保が困難、等)に十分に配慮。

コンサルティング機能の発揮にあたって金融機関が果たすべき具体的な役割



監督上の主な着眼点

- 「コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割」が十分に果たされているか。
- 経営陣は、コンサルティング機能の発揮を経営課題として明確に認識し、主導性を十分に発揮して基本方針等を策定し、職員等に周知徹底しているか。また、経営陣は、コンサルティング機能の発揮の取組みに関する評価・改善に積極的に取り組み、必要に応じて基本方針等を見直すなど、金融機関が果たすべき役割を組織全体として継続的かつ着実に遂行できるよう、必要な態勢の整備に努めているか。
- 営業店における人材やノウハウの不足の補完や自金融機関における経営資源の有効活用のために、本部による支援態勢の整備に努めているか。
- 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足を補完するため、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点も踏まえつつ、必要に応じ、外部専門家、外部機関、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。
- 専門的な金融手法や知識などの専門的なノウハウを持つ人材の育成や活用に努めているか、また、そうしたノウハウを営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。
- 業績評価等の基準が基本方針と整合的か。基本方針に沿わない対応を懲罰するような評価基準となっていないか。また、質の高いコンサルティング機能の発揮を業務上の評価に適正に反映するよう努めているか。
- 定期的かつ必要に応じて、内部監査等の実施により、監督指針に定める態勢が整備されていることを確認しているか。

監督手法・対応

- 金融機関の対応状況について、ヒアリング等の監督事務を通じて把握。
 - トップヒアリングでは、金融機関経営者から、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための基本方針等の内容、取組み手法等の戦略、本指針に定める態勢整備の状況およびそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、当該基本方針等の着実な実施を促す。
 - 総合的なヒアリング等では、態勢整備に限らず、コンサルティング機能の発揮に際し金融機関が果たすべき役割の発揮状況についても具体的に踏み込んで把握し、それらの着実な実施を促す。
- 監督事務を通じて把握した内容について改善が必要な場合、必要に応じて銀行法第24条等に基づく報告徴求を通じて改善を促す。また、重大な問題があると認められる場合、銀行法第26条等に基づく業務改善命令又は業務停止命令の発動を検討。

主要行等の平成 23 年 3 月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益が減少する中、債券売却益の大幅な増加により、前期に比べ 9.8%の増加。
- 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、実質業務純益の増加に加え、与信関係費用の大幅な減少により、前期に比べ 59.6%の増加。

(単位：億円)

	21 年 3 月期	22 年 3 月期	23 年 3 月期	前期比
業務粗利益	61,426	62,998	65,251	2,253
資金利益	42,252	43,407	40,336	▲3,071
役務取引等利益	12,156	11,817	12,237	421
債券等関係損益	1,179	1,842	5,921	4,080
うち、債券等償却(▲)	▲2,173	▲424	▲274	150
経費(▲)	▲34,830	▲33,701	▲33,096	605
実質業務純益	26,596	29,297	32,155	2,858
与信関係費用(▲)	▲19,114	▲9,655	▲3,922	5,724
株式等関係損益	▲15,613	622	▲2,997	▲3,619
うち、株式等償却(▲)	▲15,146	▲1,659	▲3,499	▲1,840
当期純利益	▲16,069	11,594	18,504	6,910

(参考)

	21 年 3 月期	22 年 3 月期	23 年 3 月期
貸出金(末残)	260.8 兆円	244.1 兆円	238.7 兆円

(注) 貸出金は銀行勘定計

2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期から僅かながら減少、不良債権比率は低下。

	21 年 3 月期	22 年 3 月期	23 年 3 月期
不良債権額	4.8 兆円	5.0 兆円	4.9 兆円
不良債権比率	1.66%	1.86%	1.84%

3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	21 年 3 月期	22 年 3 月期	23 年 3 月期
自己資本比率	12.42%	15.82%	17.33%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 計数は単体ベース。なお、一部の銀行において再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

主要行等の平成23年3月期決算状況【単体】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	与信関係 費用	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)	
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち危険 債権以下				
みずほ銀行	2,545	▲ 154	▲ 86	3	▲ 90	1,385	1,498	▲ 447	▲ 81	15.02%	8,499	2,696	5,803	2.39%
みずほコーポレート銀行	4,433	325	▲ 622	100	▲ 722	3,411	2,720	38	1,541	20.34% *	2,770	1,400	1,370	0.89%
みずほ信託銀行	445	▲ 11	▲ 34	28	▲ 61	277	252	256	357	16.54% *	812	137	674	2.39%
みずほ計	7,424	160	▲ 743	131	▲ 874	5,073	4,470	▲ 152	1,817	17.81%	12,080	4,233	7,847	1.72%
三菱東京UFJ銀行	10,069	▲ 2,029	▲ 1,068	45	▲ 1,113	6,581	6,394	1,699	742	16.61% *	13,826	5,390	8,436	1.86%
三菱UFJ信託銀行	1,505	▲ 93	▲ 246	▲ 28	▲ 218	1,047	755	106	752	16.01% *	520	119	402	0.47%
MUFG計	11,573	▲ 2,122	▲ 1,314	17	▲ 1,331	7,627	7,149	1,805	1,494	16.53%	14,346	5,509	8,838	1.68%
三井住友銀行	8,326	▲ 953	▲ 873	201	▲ 1,074	5,957	4,212	3,056	2,755	21.45% *	11,263	3,030	8,233	1.81%
りそな銀行	1,733	▲ 419	▲ 20	12	▲ 32	1,339	1,052	605	798	11.68%	4,388	1,079	3,309	2.44%
中央三井信託銀行	902	9	2	110	▲ 109	679	457	▲ 97	301	15.67%	896	282	614	0.96%
住友信託銀行	1,298	▲ 156	▲ 62	7	▲ 69	720	735	694	449	17.07% *	1,557	821	735	1.21%
新生銀行	547	▲ 403	16	23	▲ 7	80	112	▲ 94	▲ 34	12.55%	2,796	64	2,732	6.78%
あおぞら銀行	354	▲ 39	▲ 3	0	▲ 3	280	318	22	▲ 2	17.00%	1,275	352	923	4.59%
11行計	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	17.33%	48,600	15,371	33,229	1.84%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

20年3月期(11行計)	32,774	▲ 4,110	▲ 413	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%
21年3月期(11行計)	26,596	▲ 19,114	▲ 15,613	▲ 467	▲ 15,146	▲ 11,122	▲ 16,069	▲ 17,347	▲ 6,075	12.42%	48,076	11,467	36,609	1.66%
22年3月期(11行計)	29,297	▲ 9,655	622	2,281	▲ 1,659	14,917	11,594	16,456	14,179	15.82%	50,316	11,903	38,413	1.86%

(注1)金額及び11行計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2) *印は国際基準行。

(注3)実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。

(注4)三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注5)不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

主要行等の平成23年3月期決算状況【連結】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	与信関係 費用	株式等 関係損益	当期純利益	其他有価証券 評価損益		自己資本比率
					うち株式	
みずほフィナンシャルグループ	▲ 166	▲ 705	4,132	▲ 6	2,057	15.30% *
三菱UFJフィナンシャル・グループ	▲ 4,243	▲ 572	5,831	3,276	2,813	14.89% *
三井住友フィナンシャルグループ	▲ 2,202	▲ 919	4,759	3,709	3,120	16.63% *
りそなホールディングス	▲ 909	▲ 8	1,601	929	1,122	11.21%
中央三井トラスト・ホールディングス	▲ 24	29	473	▲ 33	382	16.46%
住友信託銀行	▲ 302	▲ 61	835	715	450	15.63% *
新生銀行	▲ 684	14	427	▲ 91	▲ 28	9.76%
あおぞら銀行	▲ 70	▲ 3	328	22	▲ 2	16.93%
8グループ計	▲ 8,601	▲ 2,224	18,385	8,520	9,914	15.03%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

20年3月期(8グループ計)	▲ 8,248	1,747	19,324	27,119	38,516	11.57%
21年3月期(8グループ計)	▲ 25,076	▲ 13,095	▲ 15,650	▲ 16,990	▲ 3,794	11.47%
22年3月期(8グループ計)	▲ 18,104	302	10,001	19,491	16,998	14.22%

(注1)金額及び8グループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

(注2) * 印は第一基準もしくは国際統一基準。

(注3)不良債権処分損及び株式等関係損益について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4)中央三井トラスト・ホールディングスは、平成23年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングスに名称変更するとともに、住友信託銀行を子会社化。

地域銀行の平成 23 年 3 月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益が減少したものの、債券売却益の増加等により、前期に比べ▲0.5%と僅かながら減少。
- 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、与信関係費用の減少により、前期に比べ1.4%と僅かながら増加。

(単位：億円)

	21年3月期	22年3月期	23年3月期	前期比
業務粗利益	43,599	49,858	50,002	143
資金利益	44,812	43,517	43,184	▲ 332
役務取引等利益	4,821	4,527	4,585	57
債券等関係損益	▲ 6,768	1,057	1,552	494
うち、債券等償却(▲)	▲ 5,197	▲ 190	▲ 217	▲ 27
経費(▲)	▲ 32,165	▲ 31,775	▲ 32,003	▲ 228
実質業務純益	11,432	18,082	17,998	▲ 84
与信関係費用(▲)	▲ 11,834	▲ 7,206	▲ 6,145	1,061
株式等関係損益	▲ 4,132	▲ 338	▲ 1,070	▲ 731
うち、株式等償却(▲)	▲ 5,007	▲ 759	▲ 929	▲ 169
当期純利益	▲ 4,138	6,437	6,527	90

(※) 23年3月期の与信関係費用には、東日本大震災による与信関係費用が含まれている。

21年3月期当期純利益は、預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与2,566億円を除いて集計。

(参考)

	21年3月期	22年3月期	23年3月期
貸出金(末残)	204.9兆円	204.8兆円	207.9兆円

2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ僅かながら増加、不良債権比率は横ばい。

	21年3月期	22年3月期	23年3月期
不良債権額	7.1兆円	6.6兆円	6.7兆円
不良債権比率	3.4%	3.2%	3.2%

3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	21年3月期	22年3月期	23年3月期
自己資本比率	10.5%	11.3%	11.6%

(注1) 21年3月期の集計対象は109行(地方銀行64行、第二地方銀行44行及び埼玉りそな銀行)

22年3月期の集計対象は107行(地方銀行64行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)

23年3月期の集計対象は106行(地方銀行63行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注3) 与信関係費用及び債券等償却、株式等償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4) 21年3月期及び22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

自己査定における債権分類基準

		← 回収の可能性 →				
		高い				低い
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証) 優良保証	(預金・国債などの担保) 優良担保	一般担保(不動産担保等)		担保なし
				相当額の見込額 (処分可能の見込額) 70%	相当額の見込額との差額 (見込額との差額) 30%	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
	正常先	I		I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成 23 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 23 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 11.5 兆円であり、平成 22 年 3 月期の 11.7 兆円に比べ 0.2 兆円の減少となっています。

（参考）平成 23 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.2
<u>うち 要管理債権</u>	<u>+0.4</u>
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+0.9 +0.1
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.2)	▲0.5
危険債権以下への下方遷移	▲0.3
返済等(*)	+0.1
<u>うち 危険債権以下</u>	<u>▲0.6</u>
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+2.8 +0.3
[減少要因] オフバランス化等(*) (債権流動化等▲2.8、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8)	▲3.7

*「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 23 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.4 兆円であり、平成 22 年 3 月期の 2.7 兆円と比べ 0.3 兆円の減少となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成 23 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 1.0 兆円であり、平成 22 年 3 月期の 1.7 兆円と比べ 0.7 兆円の減少となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局総務課
 (内線 2688、3312)

- (表 1) 金融再生法開示債権等の推移
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 6) リスク管理債権額等の推移
(Excel) (PDF : **KB)
 - (表 7) 自己査定による債務者区分の推移
(Excel) (PDF : **KB)
-

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	
(11)	都銀・旧長信銀・信託	総与信(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	
	(5)	都市銀行	総与信(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	
不良債権処分損(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	
実質業務純益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	
(2)		旧長期信用銀行	総与信(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	
	不良債権処分損(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	
	(4)	信託銀行	総与信(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	
要管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	357,840	352,570	359,690
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	
不良債権処分損(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲0.0	0.0	
実質業務純益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	
(9)		主要行	総与信(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	
	不良債権比率(%)	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.2	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6
	(106) 実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8
地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720
	不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1
	不良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5
	(63) 実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4
第二地方銀行	総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1
	(42) 実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3
全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080
	不良債権比率(%)	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4
	不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0
	(117) 実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
協同組織 金融機関	総 与 信 (億 円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510
	正 常 債 権 (億 円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3
(445)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1
信用 金庫	総 与 信 (億 円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100
	金融再生法開示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720
	破産更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730
	要管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380
	正 常 債 権 (億 円)	674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360
	不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0
	(272)	不良債権処分損(兆円)															
信用 組合	総 与 信 (億 円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440
	金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030
	破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040
	正 常 債 権 (億 円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0
	(159)	不良債権処分損(兆円)															
預金取扱 金融機関	総 与 信 (億 円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280
	破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480
	正 常 債 権 (億 円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9
	不良債権処分損(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3
(562)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は23年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料12-2-10

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 23年3月期時点の対象金融機関数は117行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.3)	(90.3)
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.7)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.9)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(55.3)	(55.3)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(27.5)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(64.6)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(41.0)	(41.0)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.6)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.0)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(55.2)	(55.2)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.9)

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
これらに準ずる債権	破産更生債権及び																
	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7
	保全額	3.9 (100.0)	3.5 (100.0)	2.9 (100.0)	2.2 (100.0)	2.0 (100.0)	1.8 (100.0)	1.8 (100.0)	1.7 (100.0)	1.6 (100.0)	1.6 (100.0)	1.9 (100.0)	2.2 (100.0)	2.1 (100.0)	1.9 (100.0)	1.8 (99.2)	1.7 (99.9)
	担保・保証等	2.4 (63.0)	2.3 (64.1)	1.8 (62.4)	1.4 (64.4)	1.3 (62.8)	1.2 (63.2)	1.1 (62.5)	1.1 (63.5)	1.0 (63.0)	1.0 (65.3)	1.3 (64.8)	1.4 (64.2)	1.3 (62.7)	1.2 (61.9)	1.1 (61.0)	1.1 (60.3)
引当	1.4 (37.0)	1.3 (35.9)	1.1 (37.6)	0.8 (35.6)	0.8 (37.2)	0.7 (36.8)	0.7 (37.5)	0.6 (36.5)	0.6 (36.9)	0.5 (34.6)	0.7 (35.1)	0.8 (35.7)	0.8 (37.2)	0.7 (38.1)	0.7 (38.9)	0.7 (39.6)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0
	保全額	5.4 (85.4)	5.3 (84.4)	5.0 (85.2)	4.3 (85.3)	4.1 (84.8)	3.8 (84.9)	3.7 (85.2)	3.5 (85.7)	3.5 (85.5)	3.4 (85.7)	3.5 (85.5)	3.4 (85.2)	3.3 (84.5)	3.2 (84.3)	3.3 (83.7)	3.4 (84.4)
	担保・保証等	3.7 (58.7)	3.5 (56.7)	3.2 (54.7)	2.8 (54.2)	2.6 (54.9)	2.5 (56.1)	2.5 (56.6)	2.4 (58.2)	2.4 (58.8)	2.4 (60.3)	2.5 (62.2)	2.5 (63.0)	2.5 (63.8)	2.4 (64.0)	2.5 (65.1)	2.6 (64.8)
	引当	1.7 (26.7)	1.7 (27.7)	1.8 (30.5)	1.6 (31.1)	1.4 (29.9)	1.3 (28.9)	1.2 (28.5)	1.1 (27.5)	1.1 (26.7)	1.0 (25.4)	0.9 (23.4)	0.9 (22.2)	0.8 (20.7)	0.8 (20.3)	0.8 (19.4)	0.8 (19.7)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0
	保全額	2.9 (64.0)	3.0 (62.4)	2.5 (60.6)	1.8 (58.6)	1.7 (58.7)	1.4 (57.1)	1.3 (57.1)	1.1 (55.4)	1.1 (54.6)	1.0 (52.4)	1.0 (52.0)	0.5 (52.1)	0.6 (52.1)	0.5 (54.3)	0.5 (54.6)	0.5 (54.8)
	担保・保証等	2.4 (51.0)	2.3 (47.4)	1.7 (42.8)	1.2 (38.8)	1.1 (38.6)	0.9 (37.9)	0.9 (38.0)	0.8 (36.4)	0.7 (35.1)	0.7 (34.5)	0.7 (34.9)	0.4 (35.9)	0.4 (36.6)	0.4 (38.8)	0.4 (40.4)	0.4 (40.6)
	引当	0.6 (12.9)	0.7 (14.9)	0.7 (17.8)	0.6 (19.8)	0.6 (20.0)	0.5 (19.2)	0.4 (19.1)	0.4 (19.0)	0.4 (19.5)	0.4 (17.9)	0.3 (17.1)	0.2 (16.2)	0.2 (15.5)	0.1 (15.5)	0.1 (14.5)	0.1 (14.4)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7
	保全額	12.2 (82.4)	11.8 (80.8)	10.3 (80.7)	8.3 (80.4)	7.8 (80.3)	7.0 (80.4)	6.7 (80.7)	6.3 (80.7)	6.3 (80.5)	6.0 (80.0)	6.4 (80.7)	6.1 (85.2)	6.0 (84.3)	5.7 (84.7)	5.5 (84.0)	5.6 (84.2)
	担保・保証等	8.5 (57.3)	8.1 (55.4)	6.7 (52.6)	5.4 (51.7)	5.0 (51.8)	4.6 (52.5)	4.4 (52.8)	4.2 (53.5)	4.2 (53.5)	4.1 (54.6)	4.5 (56.1)	4.3 (59.7)	4.2 (59.4)	4.0 (59.9)	4.0 (60.6)	4.0 (60.2)
	引当	3.7 (25.1)	3.7 (25.4)	3.6 (28.1)	3.0 (28.7)	2.8 (28.6)	2.4 (27.9)	2.3 (27.8)	2.1 (27.2)	2.1 (27.0)	1.9 (25.4)	2.0 (24.7)	1.8 (25.6)	1.8 (24.9)	1.7 (24.8)	1.6 (24.1)	1.6 (24.1)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
これらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料12-2-12

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3

地域銀行(106行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2

全国銀行(117行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

4. ()内は23年3月期時点の対象金融機関数。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期						
							10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)	61,076 (42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期		14年3月期		14年9月期		15年3月期		15年9月期		16年3月期		16年9月期		17年3月期		17年9月期		18年3月期		18年9月期		19年3月期		
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)	
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲1,397	▲3,722	▲263	5,239	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)	
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)	
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)	
バルクセール による売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)	
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲1	274	332	▲103	▲152	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)	
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)	
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)	
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)	
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)	
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)	

(単位:億円)

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)		
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)		
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)		
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)		
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)		
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)		
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)		
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)		
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)		
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)		
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)		

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
12. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	
都銀・ 旧長信 銀・信 託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	
	(1)	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	
(5)		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	
	(2)	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	
(4)		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	
	(9)	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610
破綻先債権		13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	
延滞債権		134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	
3ヶ月以上延滞債権		3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	
貸出条件緩和債権		109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	
貸倒引当金残高		80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	
個別貸倒引当金残高		44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520
(63)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840
(42)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950
(117)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130	
	(483)個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150	
	(483)信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240		190		180		210		210		240		180	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270	
(272)個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500	
(272)信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810	
	(159)個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240	
	(159)預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080	
(600)個別貸倒引当金残高		103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は23年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5

地域銀行(106行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7

全国銀行(117行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6

預金取扱金融機関(600機関) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	/	472.8	/	481.1	/	485.1	/	491.8	/	482.3	/	485.3
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	/	52.3	/	55.8	/	57.8	/	65.2	/	70.5	/	68.7
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	/	6.0	/	5.0	/	4.7	/	2.6	/	2.5	/	2.9
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	/	9.3	/	9.0	/	9.5	/	9.9	/	10.0
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	/	4.4	/	4.0	/	3.9	/	5.5	/	5.0	/	4.2
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降降崎玉りその銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は23年3月期時点の対象金融機関数。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

(1)安心できる金融システムの構築

- 国民のための金融行政
- 決済機能の安定確保
- モニタリング体制の整備

(2)中小企業貸出に対する十分な配慮

- 中小企業貸出に関する担い手の拡充
- 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
- 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
- 中小企業の実態を反映した検査の確保
- 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査

(3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結

- 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
- 「特別支援金融機関」における経営改革
- 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

(1)「特別支援」を介した企業再生

- 貸出債権のオフバランス化推進
- 時価の参考情報としての自己査定を活用
- DIPファイナンスへの保証制度

(2)RCCの一層の活用と企業再生

- 企業再生機能の強化
- 企業再生ファンド等との連携強化
- 貸出債権取引市場の創設
- 証券化機能の拡充

(3)企業再生のための環境整備

- 企業再生に資する支援環境の整備
- 過剰供給問題等への対応
- 早期事業再生ガイドラインの策定
- 株式の価格変動リスクへの対処
- 一層の金融緩和の期待

(4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

(1)資産査定の厳格化

- 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
- 特別検査の再実施
- 自己査定と金融庁検査の格差公表
- 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

(2)自己資本の充実

- 自己資本を強化するための税制改正
- 繰延税金資産の合理性の確認
- 自己資本比率に関する外部監査の導入 等

(3)ガバナンスの強化

- 優先株の普通株への転換
- 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- 早期是正措置の厳格化
- 「早期警戒制度」の活用 等

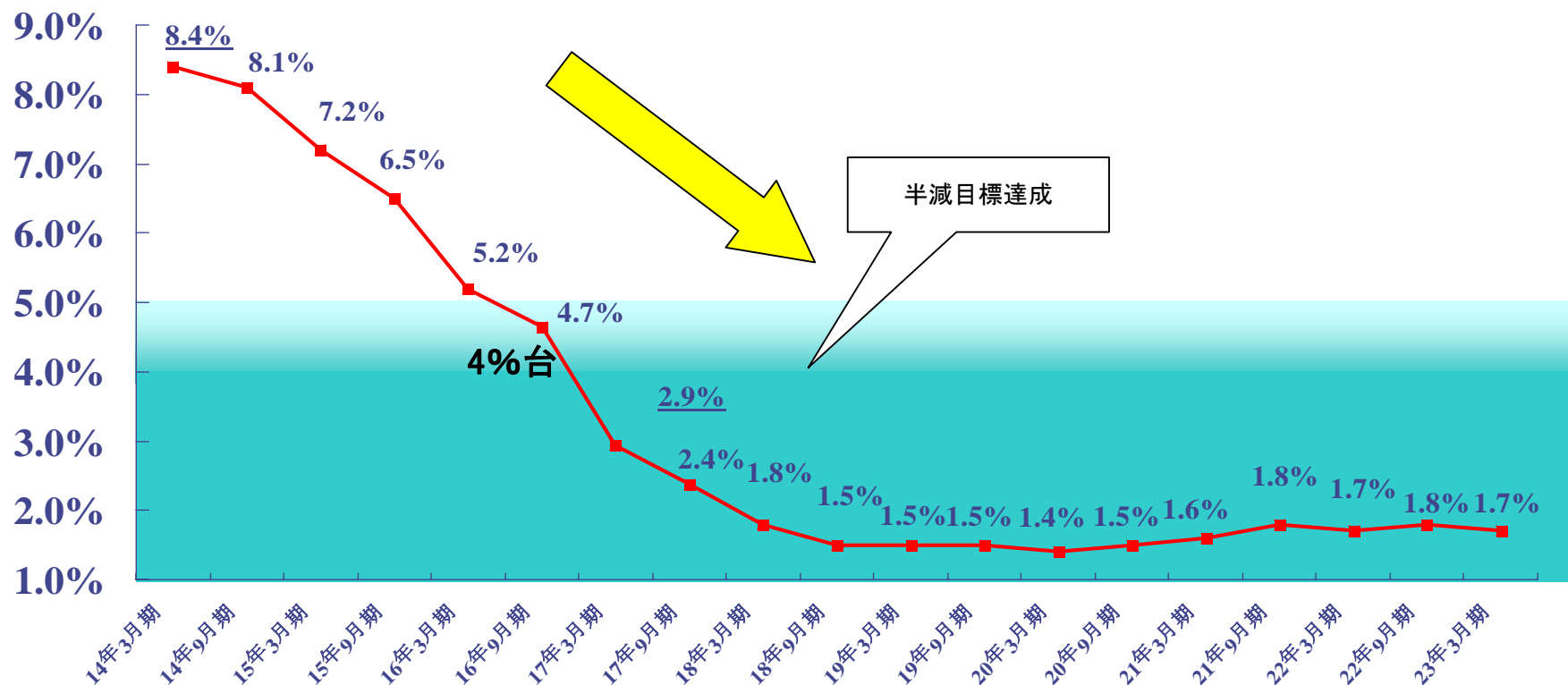
— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —
※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

平成 22 年 9 月 10 日

金融担当大臣談話
—日本振興銀行株式会社について—

1. 本日、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」という。）より、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出があった。同行は、本日中に、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行う予定である。

同行は、一部業務停止命令及び業務改善命令を踏まえ、経営改善に取り組んでいたところであるが、今般、このような事態に至ったことは、誠に遺憾である。

2. 当該申出及び日本振興銀行の財務状況を踏まえ、本日、預金保険法第 74 条第 1 項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、同法第 77 条第 2 項に基づき、預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任したところである。

今般の措置により、同行の代表権、業務の執行並びに財産の管理及び処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は、民事再生手続を利用しつつ、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組むことになる。

3. 日本振興銀行の預金については、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息の合計額について、預金保険制度により保護される。

預金保険制度により保護される預金については、週明け後早期に払戻しできるような準備を進めることとしている。これらの預金については、払戻しの時期を問わず保護されるので、預金者におかれては、冷静な対応をお願いしたい。

預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなるが、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険制度の概算払制度により、預金保険機構が早期に概算払率に基づく払戻しを行う予定である。

4. 日本振興銀行の融資面については、金融整理管財人に対し、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応を図るよう要請したところである。また、関係機関に対しても信用供与の円滑化のため万全の対応を行うよう要請することとしている。

今後についても、善意かつ健全な借り手への融資については、第二日本承継銀行

へ引き継がれた後、最終的な受皿金融機関に引き継ぐことを想定しているので、利用者におかれては、心配されることなく冷静な対応をお願いしたい。

5. 日本振興銀行は、近年、貸金業者からの債権買取を増加させるとともに、親密な大口与信先に対する急激な業容拡大を図るという特異なビジネスモデルの下で、それに見合った十分な与信審査管理を行わなかった結果、多額の追加引当金が必要となったものである。同行が破たんに至ったのは、このように同行特有の事情が主たる要因と考えられる。

また、同行は、決済用預金や普通預金の取扱いがなく、決済機能を有していないほか、インターバンク市場からの調達もないなど、他の金融機関とはその形態が異なっており、こうした面からも他の金融機関とは置かれている状況が異なっているものと認識している。

こうした同行の状況も踏まえると、今般の同行の破たんは、我が国金融システムの安定性に影響を与えることはないと考えている。

6. 今後とも当庁としては、我が国金融システムの安定のため、金融機関に対する検査・監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全性維持を図り、もって預金者等の保護、信用秩序の維持や、内外金融市場の安定性の確保に万全を期してまいりたい。

日本振興銀行の概要（平成 22 年 6 月期）

1. 本店所在地
東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル
2. 役員
代表執行役社長 小島 晴喜（こはた はるき）
3. 沿革等
平成 16 年 4 月 営業開始
4. 総資産
4,935 億円
5. 預金
6,101 億円
6. 貸出金
4,479 億円
7. 資本勘定
▲1,870 億円（うち資本金 183 億円）
8. 自己資本比率
（単体）▲46.67%
9. 店舗数
118 店舗 （注）平成 22 年 8 月末時点
10. 従業員数
829 名 （注）平成 22 年 8 月末時点

平成 22 年 9 月 10 日
金融庁

株式会社第二日本承継銀行が日本振興銀行株式会社の事業の譲受け等を行うべき旨の決定について

平成 22 年 9 月 10 日に預金保険法第 74 条第 1 項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた日本振興銀行については、本日、同法第 91 条第 1 項第 2 号に基づき、第二日本承継銀行が日本振興銀行から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定をしました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局総務課信用機構対応室
(内線 3254、3262)

バーゼルⅡ（自己資本比率規制）について

1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼルⅠ公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼルⅠ見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼルⅡ最終文書」公表
(我が国においては07年3月末より全面実施)

2. バーゼルⅡの概要(3つの柱)

第1の柱：最低所要自己資本比率

ポイント：分母の計算にリスクをより正確に反映

新たにオペリスクが追加される一方、信用リスクについては、中小企業向け等を中心に軽減されるため全体の負担は概ねバーゼルⅠ並。

[算式]	自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)	
自己資本比率 =	$\frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}}$	$\geq 8\%$ (4%)
	(精緻化)	(新たに追加)

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本 (補完的項目) の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない。分母の計算は国際合意と同様。

【自己資本】：バーゼルⅠと同じ (現在、国際的に見直しの議論中)

- ・ 基本的項目 (Tier1) : 普通株式、優先株式、内部留保等
- ・ 補完的項目 (Tier2) : その他有価証券評価益の 45%、不動産再評価額の 45%、一般貸倒引当金、永久劣後債、期限付劣後債等
(注1) 「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債等 (Lower Tier2) は、基本的項目の額の 1/2 を限度として算入可能。
(注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの 1.25% が算入の上限。
(注3) 国内基準では、評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目 : 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル I	バーゼル II
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法、から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

ポイント:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

第3の柱:市場規律の活用

ポイント:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先（平成 22 年事務年度）

● 信用リスク

（1）基礎的内部格付手法【1HD及び2行】

- ・ 野村ホールディングス
- ・ 近畿大阪銀行
- ・ 山陰合同銀行

● オペレーショナル・リスク

（1）粗利益配分手法【2HD及び4行】

- ・ 野村ホールディングス
- ・ 紀陽ホールディングス及び紀陽銀行
- ・ 岩手銀行
- ・ 阿波銀行
- ・ 野村信託銀行

資料12-5-1

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成22年6月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	21/3 実績	22/3 健全化計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化計画	22/3 実績
りそな3行	3,127	3,140	2,646	849	2,490	1,526	1,207	1,610	1,231
中央三井トラスト 2行(注2)	1,146	1,011	1,102	▲ 1,198	621	858	▲ 857	392	587
琉球	74	88	94	13	66	59	33	41	44
新生	※▲ 654	※140	※210	▲ 1,649	15	▲ 442	▲ 1,570	100	▲ 476
千葉興業	12	107	127	▲ 90	48	59	▲ 86	40	54
あおぞら	▲ 196	262	335	▲ 2,359	25	50	▲ 2,453	50	76
東日本	116	105	131	▲ 150	35	84	▲ 91	20	46
岐阜	▲ 0	38	40	▲ 66	▲ 26	▲ 10	▲ 58	▲ 24	▲ 25
西日本シティ(注2)	447	501	472	100	360	326	86	214	203

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績
りそなHD	13.45	14.81	13.81	9.92	10.90	10.20	28,185	34,082	28,140	209,448	230,114	203,641
中央三井トラストHD	12.05	12.49	13.80	8.74	8.85	9.86	8,918	10,034	10,386	73,970	80,300	75,260
琉球	9.66	9.29	10.49	8.09	7.58	8.79	915	944	968	9,465	10,161	9,228
新生	8.35	9.01	8.35	6.02	6.82	6.35	8,034	7,935	6,454	96,210	88,000	77,221
千葉興業	9.31	9.39	9.55	8.49	8.60	8.78	1,207	1,234	1,242	12,970	13,130	13,003
あおぞら	11.60	12.11	14.03	12.57	13.44	15.22	4,839	4,741	4,879	41,716	39,154	34,776
東日本	10.73	10.82	11.41	8.83	8.92	9.47	1,152	1,164	1,188	10,731	10,755	10,411
岐阜	8.50	7.90	7.98	6.23	5.70	5.77	406	381	379	4,777	4,822	4,747
西日本シティ	9.91	9.14	10.40	6.34	5.99	6.95	4,169	4,075	4,251	42,049	44,581	40,848

(注)りそなHD、中央三井トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化関連費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績
りそなHD (注1)	58	58	49	14,844	14,700	15,115	125,974	130,000	129,085	147,655	152,300	138,560	340,494	354,000	332,097
中央三井トラストHD (注1、2)	17	17	17	4,950	5,055	5,079	53,543	58,790	57,551	42,419	40,690	39,559	111,021	115,070	112,116
琉球	10	10	10	1,203	1,196	1,195	9,343	9,374	9,372	6,076	6,064	6,082	20,108	20,340	20,028
新生	28	26	26	2,259	2,050	2,011	29,889	28,000	23,084	29,258	28,500	26,675	75,040	71,500	63,894
千葉興業	8	8	8	1,242	1,275	1,294	10,330	10,535	10,522	8,752	8,629	8,395	23,117	23,323	22,784
あおぞら	12	15	15	1,521	1,590	1,551	17,663	18,300	17,918	15,381	14,900	14,418	41,888	40,800	38,705
東日本	14	14	14	1,417	1,417	1,401	11,919	11,306	11,164	6,337	6,208	6,116	21,122	20,225	19,964
岐阜	7	7	7	597	594	606	4,159	4,160	4,130	2,992	3,007	2,889	8,794	8,822	8,629
西日本シティ(注2)	21	21	21	4,029	3,903	4,016	31,711	31,120	32,074	28,658	28,761	28,495	69,113	69,258	69,397

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬											
	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績	21/3 実績	22/3 健全化 計画	22/3 実績
りそなHD (注2)	1,004	1,087	864	1,004	1,087	864	19	21	18	-	-	-	434	450	425
中央三井トラストHD (注2、3)	318	311	313	318	311	313	23	22	23	-	50	22	402	405	404
琉球	88	92	83	87	91	82	9	10	10	-	30	27	361	365	361
新生	1,900	1,550	1,014	1,900	1,550	1,014	104	87	54	14	-	9	501	500	498
千葉興業	72	72	72	72	72	72	11	11	12	7	15	15	395	394	390
あおぞら	187	230	226	187	230	226	42	41	40	15	-	-	502	510	493
東日本	211	193	193	211	193	193	17	15	15	43	28	28	411	418	404
岐阜	56	56	56	56	56	56	10	10	10	-	-	-	370	373	367
西日本シティ(注3)	284	285	282	284	285	282	16	16	16	13	-	15	401	401	401

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	22年3月期 計画(対前期比)	22年3月期 実績(対前期比)	22年3月期 計画(対前期比)	22年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	▲ 598	527	60	280
中央三井トラスト2行	2,158	▲ 1,397	10	221
琉球	5	315	5	77
新生	150	▲ 2,368	1	236
千葉興業	438	582	60	224
あおぞら	990	73	50	181
東日本	50	▲ 246	10	84
岐阜	▲ 41	▲ 61	1	▲ 20
西日本シティ(注2)	1,692	1,229	10	101

(注1)りそな、中央三井トラスト、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

不良債権額(単体)

	(億円)						(億円)			
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	21/3 実績	22/3 実績	21/3 実績	22/3 実績	21/3 実績	22/3 実績	21/3 実績	22/3 実績	21/3 実績	22/3 実績
りそな3行	1,368	943	3,479	3,916	1,596	1,509	6,445	6,369	2,053	1,146
中央三井トラスト2行	343	198	726	769	66	123	1,136	1,091	397	103
琉球	70	84	103	101	24	17	198	203	24	28
新生	833	1,122	557	2,157	69	51	1,458	3,330	243	411
千葉興業	130	112	351	308	52	58	534	478	49	45
あおぞら	437	418	813	880	152	420	1,401	1,718	804	269
東日本	505	375	307	279	80	82	892	737	198	41
岐阜	30	29	259	249	20	16	310	295	53	28
西日本シティ(注)	445	357	1,049	1,149	131	288	1,626	1,794	172	102

(注)分離子会社合算ベース。

公的資金残高と剰余金の状況

(単位:億円)

	公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	公的資金残高(22/3末時点)	剰余金の状況(22/3期)
りそなHD(注)	31,280	20,852	13,345
中央三井トラストHD(注)	7,102	2,003	3,522
琉球	400	60	200
新生	4,166	2,500	958
千葉興業	600	600	240
あおぞら	3,200	2,152	874
東日本	200	200	266
岐阜	120	120	9
西日本シティ	700	350	1,019

(注) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

資料12-5-2

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成22年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化計画
りそな3行	2,646	1,413	2,600	1,526	1,064	1,930	1,231	766	1,300
中央三井トラスト2行 (注2)	1,102	598	1,094	858	489	716	587	370	452
新生	※210	※403	※298	▲ 442	61	100	▲ 476	93	100
千葉興業	127	56	125	59	32	76	54	44	70
あおぞら	335	209	315	50	157	185	76	147	200
東日本	131	67	106	84	39	53	46	26	30

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画
りそなHD	13.81	12.80	12.25	10.20	9.06	8.69	28,140	24,327	24,686	203,714	189,988	201,456
中央三井トラストHD	13.80	15.02	13.19	9.86	10.89	9.54	10,386	10,689	10,558	75,260	71,169	80,000
新生	8.35	8.94	8.76	6.35	6.97	6.82	6,454	6,422	6,609	77,221	71,808	75,400
千葉興業	9.55	9.79	9.70	8.78	9.11	8.91	1,242	1,276	1,293	13,003	13,042	13,329
あおぞら	14.03	15.57	14.21	15.22	16.70	15.76	4,879	5,058	4,914	34,776	32,479	34,580
東日本	11.41	11.56	10.97	9.47	9.62	9.08	1,188	1,206	1,183	10,411	10,433	10,784

(注)りそなHD、中央三井トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画
りそなHD (注1)	49	48	48	15,115	15,574	15,220	129,085	64,803	131,000	138,560	67,827	133,000	332,097	162,896	328,000
中央三井トラス トHD (注1、2)	17	17	17	5,079	5,209	5,000	57,551	25,960	58,970	39,559	19,518	40,090	112,116	53,502	116,990
新生	26	9	9	2,011	1,997	1,980	23,084	9,909	23,000	26,675	11,975	27,800	63,894	28,522	63,900
千葉興業	8	8	8	1,294	1,350	1,269	10,522	5,433	10,572	8,395	4,167	8,417	22,784	11,656	23,298
あおぞら	15	15	15	1,551	1,558	1,580	17,918	8,479	18,300	14,418	6,499	14,800	38,705	17,853	40,100
東日本	14	14	14	1,401	1,456	1,417	11,164	5,847	11,575	6,116	2,932	5,926	19,964	10,465	20,899

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画
	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画	22/3 実績	22/9 実績	23/3 健全化 計画									
りそなHD (注2)	864	414	831	864	414	831	18	18	19	-	-	-	425	418	428
中央三井トラストHD (注2、3)	313	163	325	313	163	325	23	23	23	22	70	50	404	405	405
新生	1,014	226	330	1,014	226	330	54	36	40	9	-	-	498	504	505
千葉興業	72	36	72	72	36	72	12	11	11	15	13	15	390	393	394
あおぞら	226	142	270	226	142	270	40	44	40	-	-	-	493	499	510
東日本	193	97	193	193	97	193	15	15	15	28	42	28	404	395	418

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社合算ベース。

(注4) 22/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	22年9月期 実績(対前期比)	23年3月期 計画(対前期比)	22年9月期 実績(対前期比)	23年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	▲ 3,331	865	▲ 952	300
中央三井トラスト2行	▲ 809	204	113	10
新 生	▲ 4,417	▲ 919	74	301
千葉興業	249	226	167	30
あおぞら	▲ 1,013	692	81	100
東日本	34	50	181	10

(注1)りそな、中央三井トラスト、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)新生の中小企業向け貸出の状況は、法人営業貸出ベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	22/3 実績	22/9 実績	22/3 実績	22/9 実績	22/3 実績	22/9 実績	22/3 実績	22/9 実績	22/3 実績	22/9 実績
りそな3行	943	833	3,916	4,054	1,509	1,831	6,369	6,719	1,146	453
中央三井トラスト2行	198	218	769	456	123	236	1,091	912	103	▲ 26
新生	1,122	921	2,157	2,182	51	63	3,330	3,166	411	153
千葉興業	112	87	308	321	58	50	478	460	45	24
あおぞら	418	174	880	814	420	430	1,718	1,419	269	25
東日本	375	286	279	242	82	72	737	601	41	6

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(22/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	11,210	31,280	16,852
中央三井トラストHD(注1)	3,658	7,102	2,003
新生	1,051	4,166	2,500
千葉興業	267	600	600
あおぞら	982	3,200	2,152
東日本	283	200	200

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

平成 22 年 6 月 30 日
金融庁

株式会社新生銀行に対する行政処分について

1. 株式会社新生銀行については、平成 21 年 3 月期において金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令（平成 21 年 7 月 28 日付金監第 1840 号）を受けたところであるが、経営健全化計画に係る平成 22 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離することとなるなど、なお経営の改善が見られない状況となりました。

特にその主因となった、不動産関連投融資等に係る多額の損失については、リスク管理に改善すべき点があったものと認められました。

このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められ、早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。

2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。

(1) 早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令（平成 21 年 7 月 28 日付金監第 1840 号）に基づき提出された業務改善計画を見直し、経営の改善に向けた責任ある経営体制の確立、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 22 年 7 月 30 日（金）までに提出すること。

上記の業務改善計画の策定にあたっては、上記の処分の理由を踏まえ、リスク管理の強化等と共に、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性ある具体的改善策を盛り込むこと。

（注）また、上記の業務改善計画の策定にあたっては、「公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について」（平成 15 年 4 月 4 日、金融庁）1.（2）に留意し、次に掲げる措置を盛り込むこと。

(7) 代表取締役社長（頭取）及び実質的に同等の経営責任を有すると認められる者の退任

(4) 各役員の職務上の責任分担の明確化

(5) 給与体系の見直し、職員賞与の抑制及び役職員数の削減等による大幅な経費の削減

(I) 役員に対する賞与の支給の停止

(2) 業務改善計画を着実に実施すること。

(3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 22 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局総務課信用機構対応室

(内線 3222)

金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況（平成22年3月期）の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA（選択制）

（単位：億円、％）

	計画始期の水準	22年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北洋	351	370	416	+ 65	+ 46	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、賞与支給率の圧縮や合併による経費削減効果等により、コア業務純益は計画を上回った。
福邦	0.26	0.32	0.30	+ 0.04	▲ 0.02	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金の伸び悩みや貸出金利回の低下により貸出金利息が計画を下回ったこと等から、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	29	37	28	▲ 0	▲ 8	貸出金利息が貸出金利回の低下により計画を下回ったこと、人件費(退職給付費用)が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	54	54	54	▲ 0	▲ 0	役員取引等利益が為替手数料等の減少により計画を下回ったものの、資金利益が計画を上回り、設備関係費用を中心に物件費の削減に努めたことから、コア業務純益はほぼ計画通りとなった。
きらやか	53	53	53	+ 0	+ 0	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、役員取引等利益が投資信託等の販売増等により計画を上回ったこと、コスト管理の徹底に努めたこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
第三	64	71	69	+ 4	▲ 1	人件費を中心に経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利回等の低下により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民信組	21	26	22	+ 0	▲ 4	経費の削減に努めたものの、貸出金利息が貸出金利回の低下等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東和	56	58	59	+ 3	+ 1	経費が役員報酬の削減や事務費の10%削減運動の実施等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高知	22	25	26	+ 4	+ 0	貸出金利回が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
北都	28	27	28	+ 0	+ 1	資金利益が有価証券利回の上昇等により計画を上回ったこと、プロジェクトチームを立ち上げ経費の削減に努めたこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	22	24	24	+ 2	+ 0	資金利益が貸出金の伸び悩みにより計画を下回ったものの、役員取引等利益が預り資産の販売手数料収入の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

注1) コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 債券等関係損益、コア業務純益ROA = コア業務純益 ÷ 総資産

注2) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	22年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	74.39	52.03	51.55	▲ 22.84	▲ 0.48	業務粗利益が外国債券の保有額減少に伴う為替ヘッジコストの減少により計画を上回ったこと、賞与支給率の圧縮や合併による経費削減効果等から、OHRは計画を下回った(改善)。
福 邦	77.87	67.88	66.29	▲ 11.58	▲ 1.59	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善により計画を僅かに下回るに留まったこと、賞与等の削減や「カイゼン活動」等により経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
南日本	274.22	62.85	65.04	▲ 209.18	+ 2.19	業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと、人件費(退職給付費用)が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	95.29	65.07	63.32	▲ 31.97	▲ 1.75	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったこと、設備関係費用を中心に物件費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
きらやか	65.21	60.23	59.74	▲ 5.47	▲ 0.49	業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、コスト管理の徹底に努めたことから、OHRは計画を下回った。
第 三	105.21	64.48	63.09	▲ 42.12	▲ 1.39	人件費を中心に経費の削減に努めたこと、業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 信組	71.65	58.55	61.06	▲ 10.59	+ 2.51	物件費の削減に努めたものの、業務粗利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	71.23	72.11	70.86	▲ 0.37	▲ 1.25	経費が役員報酬の削減や事務費の10%削減運動の実施等により計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
高 知	65.40	67.22	64.82	▲ 0.58	▲ 2.40	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったこと、経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
北 都	74.63	74.35	74.43	▲ 0.20	+ 0.08	経費の削減に努めたものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.83	72.86	72.38	+ 5.55	▲ 0.48	業務粗利益が役員取引等利益の増加や国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

注) 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	22年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	17,427	18,024	18,804	+ 1,377	+ 780	営業推進体制の強化(営業人員の増強、エリア別業務推進役の配置等)や提案型渉外の実践(提案対象先の拡大等)、緊急保証制度の活用等に取り組んだことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	24.25	24.84	25.51	+ 1.26	+ 0.67	
福 邦	残高	1,639	1,660	1,655	+ 15	▲ 4	緊急保証制度の推進や6,000先訪問運動等の効果が貸出実行額に現れたものの、部分直接償却により、貸出残高は計画を下回った。預金の減少により総資産が計画を下回り、貸出比率は計画を上回った。
	比率	36.05	36.92	37.90	+ 1.85	+ 0.98	
南日本	残高	2,435	2,578	2,680	+ 244	+ 102	緊急保証制度や新商品(スコアリングを活用した融資商品)等を活用し、地場産業に対し積極的に融資取組みを行ったこと等により多くの業種で貸出が増加し、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.51	40.05	+ 2.60	+ 0.54	
みちのく	残高	4,168	4,195	4,217	+ 49	+ 22	緊急保証制度の積極的な活用や新規融資先の開拓等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	22.78	22.81	22.56	▲ 0.22	▲ 0.25	
きらやか	残高	4,588	4,625	4,661	+ 73	+ 36	営業推進体制の強化(営業人員の増強、中小企業融資推進室による営業店支援等)、コールセンターを活用した営業活動等により、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	40.26	40.33	39.66	▲ 0.60	▲ 0.67	
第 三	残高	5,595	5,673	5,710	+ 114	+ 36	融資重点推進地域における事業融資基盤の拡充、緊急保証制度の積極的な活用等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。有価証券評価差額金や預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	32.48	32.50	32.27	▲ 0.21	▲ 0.23	
山梨県民 信組	残高	1,725	1,796	1,739	+ 13	▲ 57	中小企業向け貸出金増強運動の実施や信用保証協会保証付融資に積極的に取り組んだものの、資金需要の低迷や貸出金償却の実施等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	38.21	38.32	37.27	▲ 0.94	▲ 1.05	
東 和	残高	5,292	5,360	5,402	+ 110	+ 42	渉外活動による顧客のニーズの把握や情報提供、担保・保証に過度に依存しない融資(無担保・第三者保証人不要の事業性ローン)に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	30.82	30.96	31.10	+ 0.28	+ 0.14	
高 知	残高	3,437	3,447	3,476	+ 39	+ 29	業種別貸出の推進体制の強化や信用保証協会保証付融資の推進等に取り組んだことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	36.81	37.07	37.34	+ 0.53	+ 0.27	
北 都	残高	2,730	2,732	2,780	+ 49	+ 48	緊急保証制度の積極的な活用、既存取引先・新規開拓先等のリストアップによる事業性融資基盤の拡充等に取り組んだことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	23.76	23.77	24.53	+ 0.77	+ 0.76	
宮崎太陽	残高	2,074	2,076	2,100	+ 26	+ 24	既存事業先とのリレーション強化、新規事業先開拓のための体制強化等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.28	37.24	36.70	▲ 0.58	▲ 0.54	

注) 中小企業向け貸出比率 = 中小企業向け貸出残高(個人向けを除く) ÷ 総資産

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	22年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.76	2.99	4.59	+ 1.83	+ 1.60	経営改善計画の策定支援、創業・新事業開拓支援の強化、担保・保証に過度に依存しない融資(私募債、債権流動化、動産・債権担保融資)に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	2.71	3.58	6.05	+ 3.34	+ 2.47	事業再生や経営改善計画の策定等の経営改善支援、「融資特別推進枠」等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.04	1.11	2.94	+ 1.90	+ 1.83	担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングを活用した融資商品)の推進、鹿児島県・市の制度資金を活用した創業・新事業開拓支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.54	5.05	+ 0.73	+ 0.51	経営改善支援活動(重点先の選定等)、制度融資等を活用した創業・新事業開拓支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	3.41	3.47	5.78	+ 2.37	+ 2.31	業況ヒアリングや経営改善計画の策定支援等の経営相談、創業・新事業支援融資等に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	0.95	1.00	1.20	+ 0.25	+ 0.20	担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングやコベナンツを活用した融資商品)、経営改善計画の策定支援、事業再生支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 信組	2.04	2.97	3.18	+ 1.14	+ 0.21	個社別取組方針の策定による経営改善指導や中小企業団体等と連携した創業・新事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	3.07	3.62	4.03	+ 0.96	+ 0.41	担保・保証に過度に依存しない融資(無担保・第三者保証人不要の事業性ローン)、創業・新事業支援向け融資、経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	0.72	0.82	1.07	+ 0.35	+ 0.25	信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用、担保・保証に過度に依存しない融資(流動資産担保融資等)、経営改善計画の策定支援に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	4.29	4.32	5.17	+ 0.88	+ 0.85	ビジネスマッチング、経営改善計画の策定支援、創業・新事業支援融資、担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングを活用した融資商品)促進に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.72	0.81	0.89	+ 0.17	+ 0.08	信用保証協会の創業・新事業制度融資の活用、担保・保証に過度に依存しない融資(コベナンツを活用した融資商品)等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況（平成22年3月期）の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位: %)

	計画始期の水準	22年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.65	0.60	0.52	▲ 0.13	▲ 0.08	コア業務純益が貸出金の利回低下や平均残高の減少により計画を下回ったこと、総資産が預金の増加等により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.69	0.64	▲ 0.05	▲ 0.05	コア業務純益が貸出金利回の低下による貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

紀陽	64.13	55.07	54.12	▲ 10.01	▲ 0.95	業務粗利益が国債等債券関係損益の大幅な改善により計画を上回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
豊和	49.20	53.03	53.13	+ 3.93	+ 0.10	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったものの、経費が教育・研修関連費用や監査報酬等の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。

3) 不良債権比率

(単位: %)

紀陽	3.96	3.83	3.79	▲ 0.17	▲ 0.04	大口不良債権の処理や担保売却による回収が進んだこと等により、不良債権比率は計画を下回った(改善)。
豊和	5.06	4.89	3.76	▲ 1.30	▲ 1.13	企業再生支援、経営改善支援によるランクアップやオフバランス化の進捗により、不良債権比率は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

紀陽	残高	10,658	10,845	10,796	+ 138	▲ 49	資金需要低迷の中、上期で資金ニーズ回復の遅れが予想以上であったこと等から、貸出残高は計画を下回った。総資産が預金等の増加により計画を上回り、貸出比率も計画を下回った。
	比率	30.63	30.63	29.49	▲ 1.14	▲ 1.14	
豊和	残高	1,738	1,770	1,935	+ 197	+ 165	営業体制の再構築(渉外人員の増強、支店指導役の導入等)、緊急保証制度の活用等に取り組んだことから、貸出残高、貸出比率ともに計画を上回った。
	比率	37.41	37.43	41.10	+ 3.69	+ 3.67	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

紀陽	1.34	1.43	1.63	+ 0.29	+ 0.20	経営相談、事業再生支援、経営改善計画の策定支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	2.21	2.74	3.68	+ 1.47	+ 0.94	担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングモデルを活用したビジネスローン)の積極的な推進、経営改善計画策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況（平成22年9月期）の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA（選択制）

（単位：億円、％）

	計画始期の水準	22年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	351	186	193	+ 35	+ 6	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、合併・システム統合による経費削減効果により、コア業務純益は計画を上回った。
福 邦	0.26	0.39	0.36	+ 0.10	▲ 0.03	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金の伸び悩みや貸出金利回の低下等から、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	29	21	17	+ 6	▲ 3	資金利益が貸出金利回の低下により計画を下回ったことや、人件費が出向・転籍の進捗の遅れにより計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	54	28	29	+ 4	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、設備関係費用を中心に物件費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
きらやか	53	27	22	▲ 8	▲ 4	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金の伸び悩みや貸出金利回の低下により貸出金利息が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	64	36	38	+ 12	+ 1	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、役務取引等利益が計画を上回ったことや、物件費を中心に経費削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	56	42	43	+ 31	+ 1	資金利益が貸出金の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等の販売の増加等により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	22	15	15	+ 8	+ 0	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	28	16	20	+ 11	+ 3	資金利益が有価証券利回の上昇等により計画を上回ったことや、プロジェクトチームを中心に経費の削減に取り組み機械保守費等の節減を図ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	22	12	13	+ 3	+ 0	資金利益が貸出金の減少や有価証券利回の低下等により計画を下回ったものの、保守管理費や事務費等の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。

注) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	22年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	74.39	52.19	54.33	▲ 20.06	+ 2.14	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことや、経費が減価償却費や業務委託費の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
福 邦	77.87	65.38	63.13	▲ 14.74	▲ 2.25	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、人員の削減、「カイゼン活動」や店舗統合により経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
南日本	274.22	59.57	60.16	▲ 214.06	+ 0.59	資金利益が貸出金利回の低下により計画を下回ったことや、人件費が外向・転籍の進捗の遅れにより計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	95.29	64.65	64.83	▲ 30.46	+ 0.18	経費は設備関係費用を中心に削減に努めたものの、資金利益が計画を下回ったことを主因に業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
きらやか	65.21	60.26	60.42	▲ 4.79	+ 0.16	経費の削減に努めたものの、業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	105.21	64.47	61.17	▲ 44.04	▲ 3.30	業務粗利益が役務取引等利益及び国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことや、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
東 和	71.23	71.90	81.74	+ 10.51	+ 9.84	業務粗利益が変動利付国債の前倒し処理に伴う売却損の計上により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	65.40	69.73	66.35	+ 0.95	▲ 3.38	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったことや、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
北 都	74.63	72.02	68.58	▲ 6.05	▲ 3.44	業務粗利益が資金利益及び国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.83	65.14	62.28	▲ 4.55	▲ 2.86	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったことや、保守管理費や事務費等の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	22年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	17,427	18,128	18,378	+ 951	+ 250	営業推進体制の強化(医療分野等の専担者の配置等)や取引先の増加(「コア法人」の選定、新規事業先の開拓等)に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.25	24.95	25.45	+ 1.20	+ 0.50	
福 邦	残高	1,639	1,674	1,576	▲ 63	▲ 97	新規企業の開拓やシェアアップ運動に取り組んだものの、資金需要の低迷や不良債権償却の増加等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.05	37.39	36.29	+ 0.24	▲ 1.10	
南日本	残高	2,435	2,613	2,698	+ 262	+ 84	緊急保証制度やCRDのスコアリングを活用した融資商品等を活用し、地場産業に対し積極的に融資を行ったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.79	39.84	+ 2.39	+ 0.05	
みちのく	残高	4,168	4,222	4,269	+ 101	+ 47	法人営業体制の強化(法人営業課の新設、法人営業担当者の増員)等により新規開拓や既存先の取引深化に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。預金の増加により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	22.78	22.85	22.19	▲ 0.59	▲ 0.66	
きらやか	残高	4,588	4,650	4,673	+ 85	+ 23	中小規模事業者全先訪問の実施や新規取引先の開拓等に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。個人預金の増加により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	40.26	40.36	37.64	▲ 2.62	▲ 2.72	
第 三	残高	5,595	5,711	5,757	+ 161	+ 45	融資重点推進地域における事業融資基盤の拡充、緊急保証制度の積極的な活用等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。その他有価証券評価差額金や預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	32.48	32.51	32.37	▲ 0.11	▲ 0.14	
山梨県民 信組	残高	1,725	1,806	1,788	+ 63	▲ 17	中小企業向け貸出増強運動や事業承継・事業再生のための融資に取り組んだものの、資金需要が低迷したこと等により、貸出残高は計画を下回った。預金の減少により総資産が計画を下回り、貸出比率は計画を上回った。
	比率	38.21	38.43	38.88	+ 0.67	+ 0.45	
東 和	残高	5,292	5,416	5,534	+ 242	+ 118	顧客の実態把握に努める取組みを強化するとともに、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.82	30.97	31.56	+ 0.74	+ 0.59	
高 知	残高	3,437	3,467	3,468	+ 30	+ 0	業種別貸出の推進や営業部門人員の増強等に取り組んだことから、貸出残高は僅かながら計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	36.81	37.20	37.01	+ 0.20	▲ 0.19	
北 都	残高	2,730	2,742	2,771	+ 41	+ 29	信用保証協会保証付融資の増強や事業性融資基盤の拡充に積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	23.76	23.80	23.63	▲ 0.13	▲ 0.17	
宮崎太陽	残高	2,074	2,078	2,101	+ 27	+ 23	事業先専担者による新規事業先開拓活動や既存事業先との関係強化等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.28	37.34	36.69	▲ 0.59	▲ 0.65	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	22年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.76	3.13	5.16	+ 2.40	+ 2.03	経営改善計画の策定支援、事業承継(M&A)支援、担保・保証に過度に依存しない融資(私募債、債権流動化等)等に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	2.71	3.75	7.36	+ 4.65	+ 3.61	担保・保証に過度に依存しない融資(中小零細企業向け無担保ビジネスローン等)、事業再生や経営改善計画の策定支援等の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.04	1.10	1.64	+ 0.60	+ 0.54	担保・保証に過度に依存しない融資(CRDのスコアリングを活用した融資商品)や鹿児島県・市の制度融資を活用した創業・新事業開拓支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.65	5.13	+ 0.81	+ 0.48	ビジネスマッチング等による販路拡大支援、専担部署による事業再生支援、制度融資等を活用した創業・新事業支援融資等に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	3.41	3.58	4.94	+ 1.53	+ 1.36	経営改善計画の策定支援、各種コンサルティングやビジネスマッチング、事業再生等に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	0.95	1.03	1.89	+ 0.94	+ 0.86	担保・保証に過度に依存しない融資(コベナンツ活用型融資、ABL等)、早期事業再生支援に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 信組	2.04	2.97	3.57	+ 1.53	+ 0.60	個社別取組方針の策定による経営改善指導や中小企業団体等と連携した創業・新事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	3.07	4.14	5.14	+ 2.07	+ 1.00	担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン等)、外部専門家等と連携した経営相談、制度融資等を活用した創業・新事業支援向け融資に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	0.72	0.89	1.38	+ 0.66	+ 0.49	経営改善計画の策定支援や信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	4.29	4.48	4.49	+ 0.20	+ 0.01	ビジネスマッチングによる本業支援や経営改善計画の策定支援に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.72	1.85	3.14	+ 2.42	+ 1.29	担保・保証に過度に依存しない融資(個人事業者向けローン等)、信用保証協会の制度融資等を活用した創業・新事業支援向け融資に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況（平成22年9月期）の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	22年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.65	0.60	0.41	▲ 0.24	▲ 0.19	コア業務純益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことや、預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.69	0.62	▲ 0.07	▲ 0.07	コア業務純益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。

2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

紀陽	64.13	54.42	52.18	▲ 11.95	▲ 2.24	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊和	49.20	51.74	53.39	+ 4.19	+ 1.65	業務粗利益は国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったものの、営業戦力の増強に伴う営業関連費用等の増加により、OHRは計画を上回った。

3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.96	3.76	3.60	▲ 0.36	▲ 0.16	経営改善支援によるランクアップや担保売却等による回収が進捗したことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊和	5.06	4.68	3.59	▲ 1.47	▲ 1.09	経営改善支援、企業再生支援によるランクアップやオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	10,658	10,935	11,051	+ 393	+ 116	支店長による取引先訪問、法人新規開拓室による新規取引先の獲得等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.63	30.63	30.79	+ 0.16	+ 0.16	
豊和	残高	1,738	1,790	2,011	+ 273	+ 221	営業体制の再構築(渉外戦力の増強、支店指導役による指導強化等)を進めたことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.41	37.43	41.85	+ 4.44	+ 4.42	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	1.34	1.45	1.78	+ 0.44	+ 0.33	経営相談、事業再生支援、創業・新事業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	2.21	2.90	1.84	▲ 0.37	▲ 1.06	創業・新事業支援等に取り組んだものの、中小零細企業の資金需要の低迷等により、担保・保証に過度に依存しない融資(スコアリングモデルを活用したビジネスローン)が伸び悩んだことから、計画を下回った。

これまでの中小企業金融をはじめとした企業金融等に関する対応（金融監督庁設立以降）

（ ●=金融（監督）庁としての対応 □=金融再生委員会としての対応
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11…「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」を公表
- 10. 10. 1…金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1…「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16…「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22…都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27…主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表
- ☆10. 11. 16…緊急経済対策閣議決定
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1…各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7…地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表

- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 内閣総理大臣→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請

- ● 1 1. 1 2. 1 6… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請
- ● 1 2. 3. 中甸… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 1 3. 1 2. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 1 4. 2. 2 7… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 1 4. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 4. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 4. 3. 2 7… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 4. 6. 2 8… 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] を公表
- 1 4. 1 0. 1 8… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 1 4. 1 0. 2 5… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始 (財務局等においては11月1日より受付開始)
- ☆ 1 4. 1 0. 3 0… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 1 4. 1 0. 3 0… 「金融再生プログラム」を公表
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 1 4. 1 1. 1 1… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階からも一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を发出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2. 27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2. 27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 12. 11… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 12. 11… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 3. 5… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 3. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 10. 10… 各金融関係団体に対して、信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任共有制度」について、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう要請
- 19. 10. 16… 各金融関係団体に対して、建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化等を要請
- 19. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 12. 10… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 21… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 20. 2. 21… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 27… 「年度末に向けた中小企業対策について（20年2月20日関係閣僚会合申し合せ）」を受け、年度末金融に関する相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設（同年3月31日まで）
- 20. 4. 30… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた施策を踏まえ、中小企業など借り手の声を電話により聴取する情報等の受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設
- 20. 4～ 5… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、全国10箇所で「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催（財務局主催）、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関に円滑な資金供給等を要請
- 20. 6. 17… 各金融関係団体に対して、与信取引に関する顧客への説明において、金融庁の指導を口実とするといった事実と異なる不適切な説明がなされていないかなど、内部管理態勢についての自主点検を要請
- 20. 8. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 20. 9. 2… 「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を公表。
「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」を受け、各金融関係団体に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を文書により要請
- 20. 10～12… 金融庁（財務局）と中小企業庁（経済産業局）と合同で、全国約150箇所で中小企業者との意見交換会を開催
- 20. 10. 15… 民間金融機関の代表を集めて、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し金融担当大臣から中小企業金融の円滑化を要請
- 20. 10. 16… 金融円滑化「大臣目安箱」を開設
- 20. 10. 29… 「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」について、各金融関係団体に対し、制度の趣旨を踏まえた適切な対応を文書により要請
- ☆20. 10. 31… 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」取扱開始

- 20. 1 1. 7… 貸出条件の緩和が円滑に行われるための措置を公表（監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定）
銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化の措置を公表
- 20. 1 2. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 20. 1 2. 3… 各金融関係団体に対して、中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆ 20. 1 2. 1 2… 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等の成立
(12月17日施行)
- 20. 1 2. 1 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 2 1. 1. 2 7… 平成 20 年度第二次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が6兆円から 20 兆円に拡大
- 2 1. 1. 2 9… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 2. 2 4… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 1. 2. 2 5… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 1. 3. 1 0… 中小企業をはじめとする企業金融の円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表
- 2 1. 5. 2 2… 各金融関係団体に対して、新型インフルエンザの発生を踏まえた企業金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 1. 5. 2 9… 平成 21 年度第一次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が 20 兆円から 30 兆円に拡大
- 2 1. 6. 8… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請

- 2 1. 7. 3… 各金融関係団体に対して、住宅ローンの返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を踏まえたきめ細かな対応に努めるよう文書により要請
- 2 1. 9. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 2 1. 1 1. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- ☆ 2 1. 1 1. 3 0… 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法）」の成立（12月4日施行）
- 2 1. 1 2. 4… 中小企業金融円滑化法の施行に併せ、金融検査マニュアル、監督指針を制定・改定
- 2 1. 1 2. 4… 各金融関係団体・主要経済団体に対して、中小企業金融円滑化法等の周知及び金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 2 1. 1 2. 1 5… 「条件変更対応保証制度」取扱開始
- ☆ 2 2. 2. 1 5… 「景気対応緊急保証制度」取扱開始
- 2 2. 3. 2… 内閣総理大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 2. 3. 2… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 2. 5. 1 8… 各金融関係団体に対して、口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化を文書により要請
- 2 2. 6. 2 2… 各金融関係団体に対して、低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化を文書により要請
- 2 2. 1 2. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 2 2. 1 2. 6… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆ 2 2. 1 2. 2 1… 金融庁、財務省、経済産業省において、「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア進出支援体の整備・強化について」を公表
- 2 3. 1. 2 8… 各金融関係団体に対して、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化を文書により要請
- 2 3. 2. 2 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 2. 2. 2 1… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 3. 3. 1 1… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた金融上の措置を適切に講ずるよう、金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名の文書により要請
- 2 3. 3. 2 0… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた金融上の措置の更なる周知徹底等について文書により要請
- 2 3. 3. 2 3… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた年度末金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 3. 3. 3 1… 中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、平成24年3月末までとする改正中小企業金融円滑化法の成立（同日施行）
- 2 3. 4. 1… 各金融関係団体・主要経済団体に対して、改正中小企業金融円滑化法等の周知及び金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 3. 4. 1… 「セーフティネット保証（5号）制度」取扱開始
- 2 3. 5. 9… 各金融関係団体に対して、平成23年度第一次補正予算によって創設・拡充された東日本大震災関係の各種制度等について、制度の趣旨を踏まえた円滑化等を文書により要請
- ☆ 2 3. 5. 2 3… 「東日本大震災復興緊急保証」、「東日本大震災復興特別貸付」取扱開始

- ☆23. 6. 22…「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立（7月27日施行）

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成23年3月末時点)

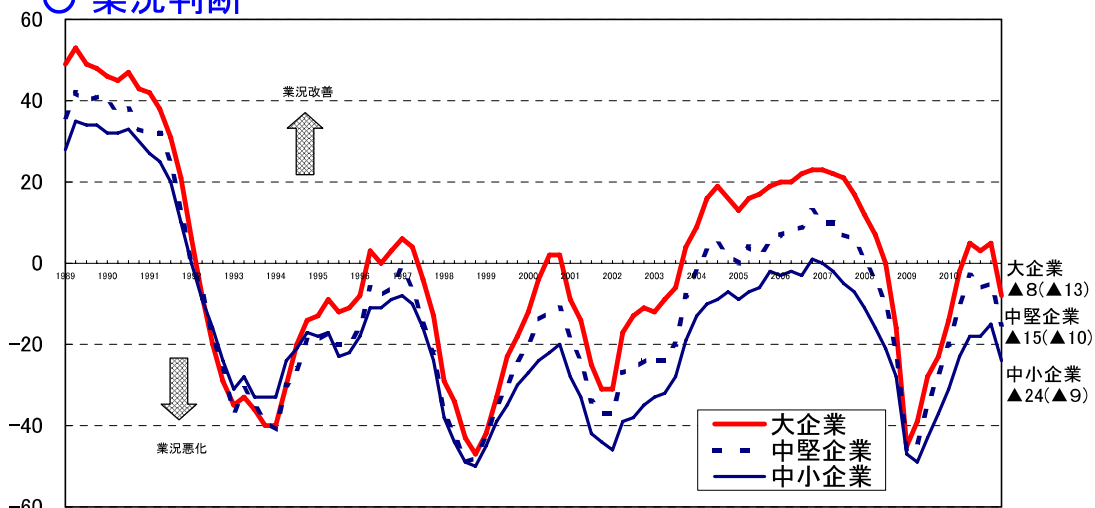
上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1538)	1,837,988 (498,382)	1,652,961 (453,849)	46,112 (12,223)	97.3%
【住宅ローン】 金融機関合計(1538)	167,554 (25,433)	125,721 (19,267)	11,892 (1,778)	91.4%

(注)上記金融機関(1538)は、銀行(145)、信用金庫(272)、信用組合(159)、労働金庫(14)、系統金融機関(67)、農協・漁協(881)の合計。

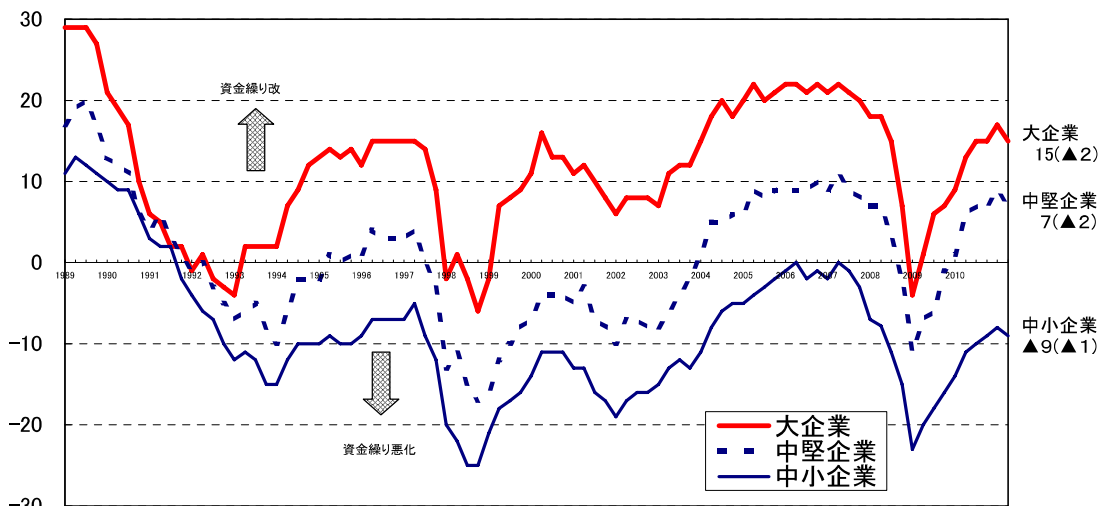
日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断



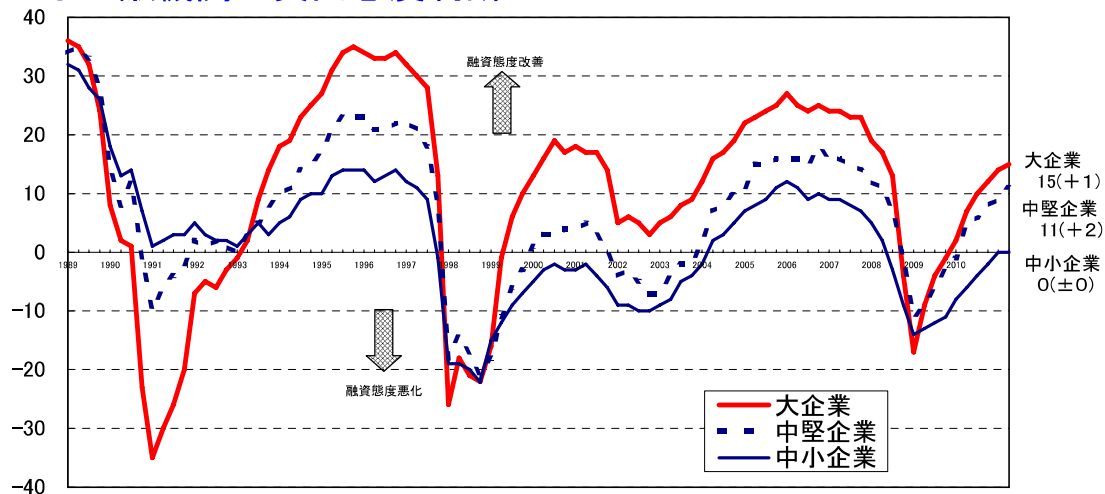
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

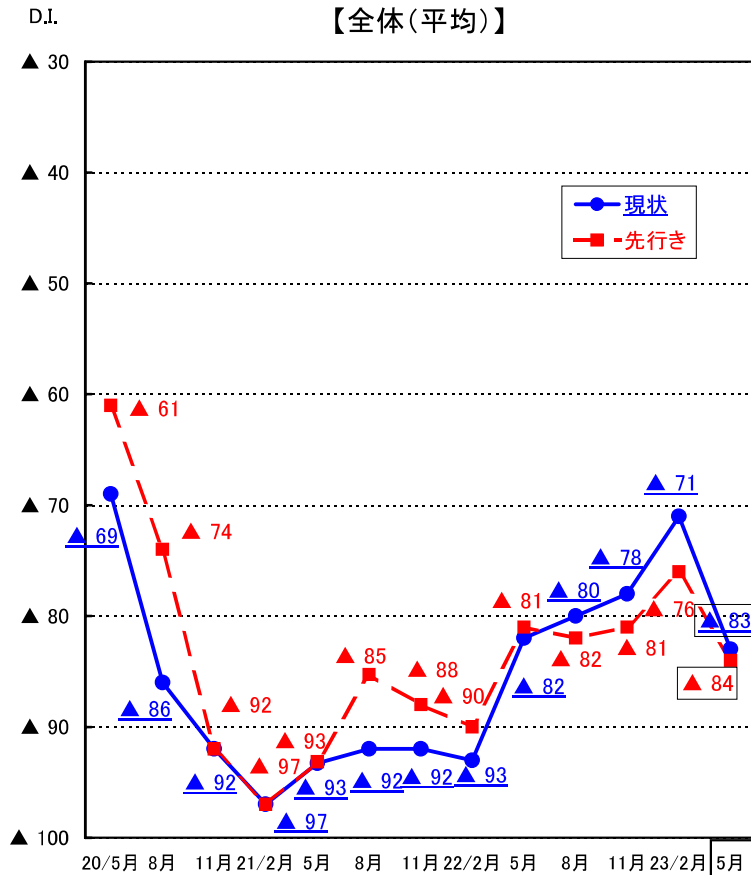
(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2011年3月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2010年12月)との比較)

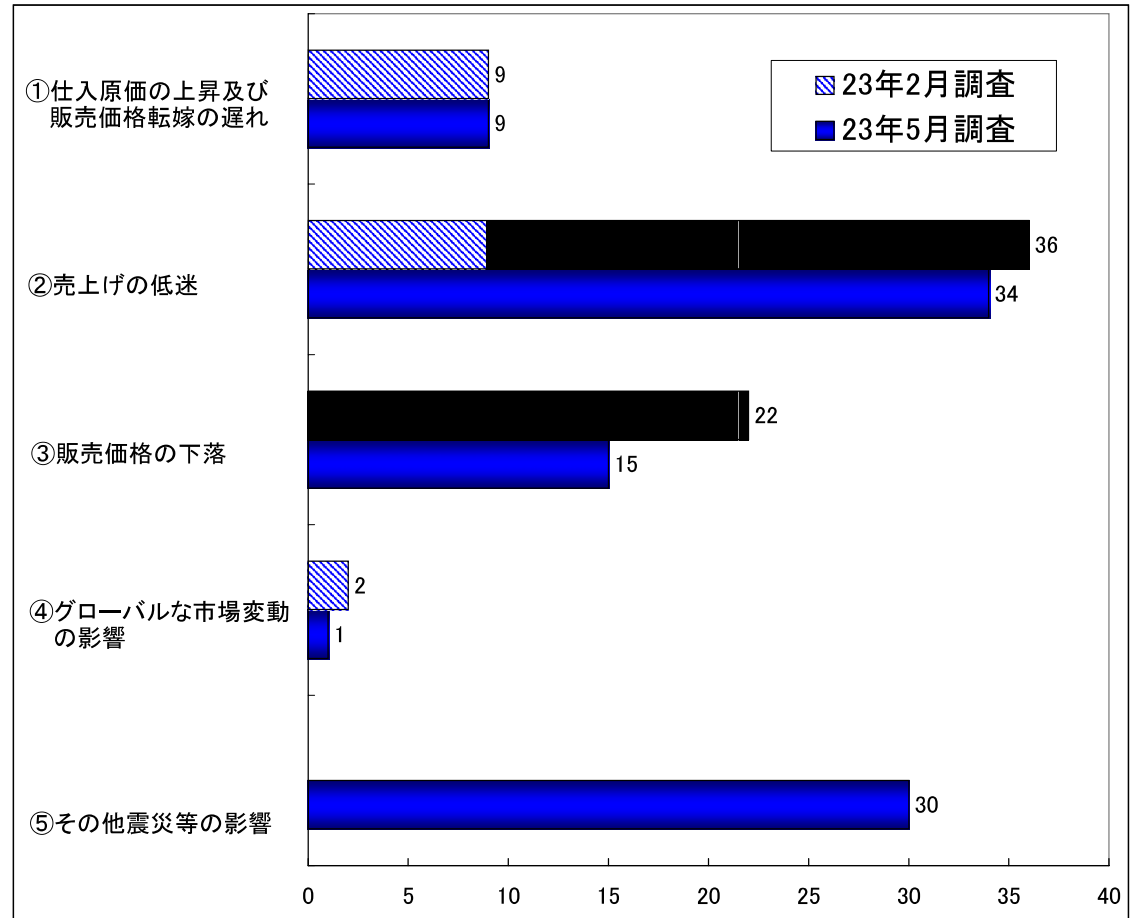
中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

1. 中小企業の業況

(1) 「D. I.」の推移



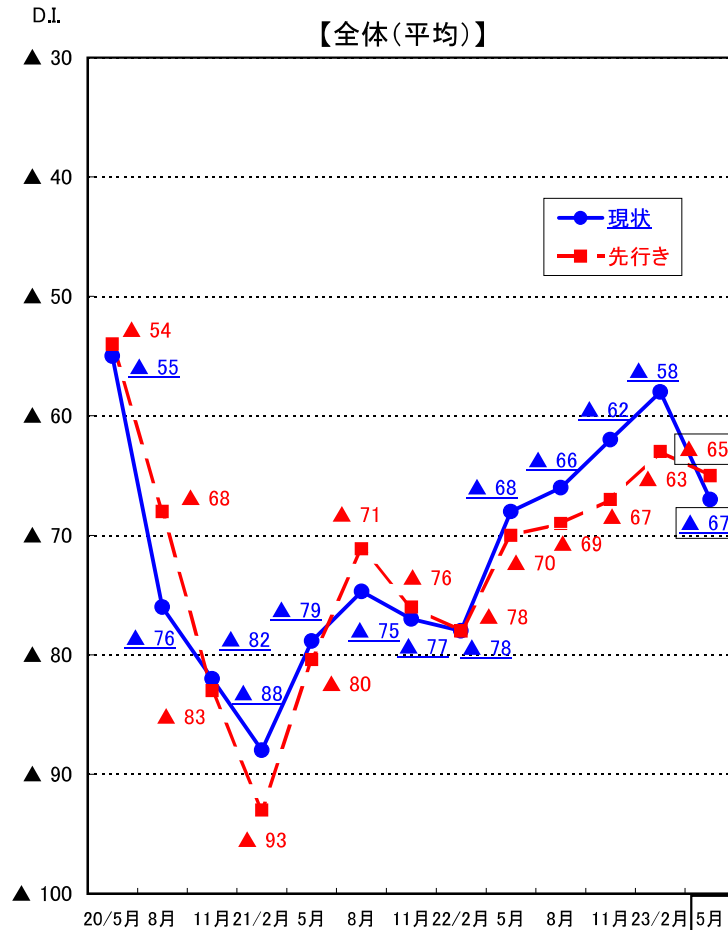
(2) 現状の「悪化の要因」回答数



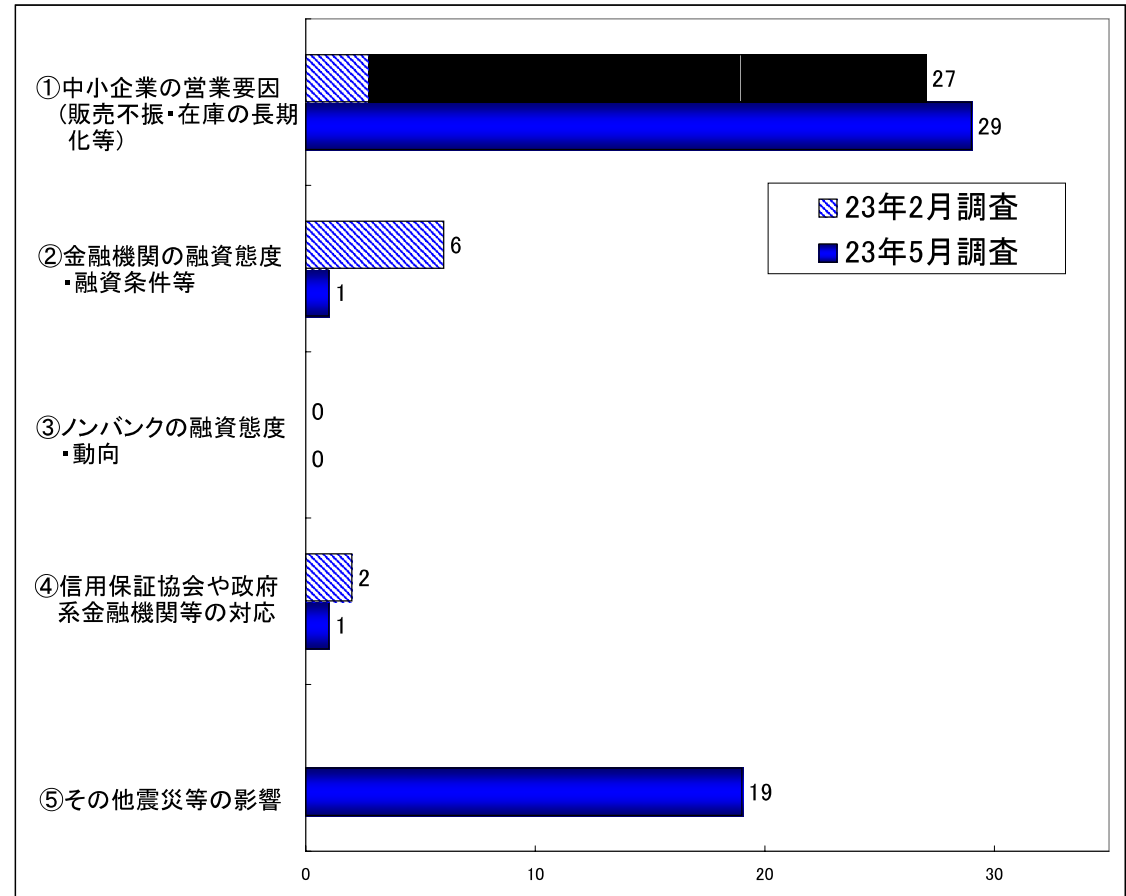
(注1) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪化の要因」について回答したものを集計。
 (注2) 3月に東日本大震災が発生したことに伴い、悪化の要因に係る調査項目を見直しておりますので、前回調査(23年2月調査)結果と単純に比較できないことにご留意ください。

2. 中小企業の資金繰り

(1) 「D. I.」の推移



(2) 現状の「悪化の要因」回答数



(注1) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪化の要因」について回答したものを集計。
 (注2) 3月に東日本大震災が発生したことに伴い、悪化の要因に係る調査項目を見直しておりますので、前回調査(23年2月調査)結果と単純に比較できないことにご留意ください。

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		前年同月比	中堅・大企業向け	
			貸出残高に占める割合	前年同月比		前年同月比	前年同月比
2009.01	288.2	3.8	182.6	63.4%	▲ 0.4	105.6	12.0
2009.02	288.1	3.7	182.0	63.2%	▲ 0.6	106.2	11.9
2009.03	287.9	3.4	182.2	63.3%	▲ 1.7	105.7	13.8
2009.04	282.4	3.1	177.4	62.8%	▲ 2.1	105.1	13.2
2009.05	280.9	2.3	176.4	62.8%	▲ 2.9	104.6	12.6
2009.06	284.1	2.6	179.0	63.0%	▲ 1.3	105.1	9.9
2009.07	282.9	2.4	177.6	62.8%	▲ 1.3	105.3	9.5
2009.08	281.2	1.8	176.3	62.7%	▲ 2.3	105.0	9.5
2009.09	283.5	2.3	179.1	63.2%	▲ 1.0	104.5	8.6
2009.10	280.7	0.3	176.9	63.0%	▲ 2.0	103.7	4.7
2009.11	280.0	▲ 1.4	176.0	62.8%	▲ 3.2	104.1	1.8
2009.12	282.3	▲ 3.1	178.6	63.3%	▲ 3.6	103.7	▲ 2.2
2010.01	279.2	▲ 3.1	176.5	63.2%	▲ 3.3	102.6	▲ 2.8
2010.02	278.6	▲ 3.3	176.3	63.3%	▲ 3.1	102.3	▲ 3.6
2010.03	278.8	▲ 3.2	178.3	64.0%	▲ 2.1	100.5	▲ 4.9
2010.04	272.8	▲ 3.4	174.2	63.9%	▲ 1.8	98.6	▲ 6.2
2010.05	271.0	▲ 3.5	172.7	63.7%	▲ 2.1	98.3	▲ 6.0
2010.06	272.3	▲ 4.1	173.9	63.9%	▲ 2.8	98.4	▲ 6.3
2010.07	271.1	▲ 4.2	173.4	64.0%	▲ 2.4	97.7	▲ 7.2
2010.08	269.2	▲ 4.3	171.8	63.8%	▲ 2.5	97.4	▲ 7.2
2010.09	272.2	▲ 4.0	175.1	64.3%	▲ 2.2	97.1	▲ 7.0
2010.10	268.0	▲ 4.5	172.1	64.2%	▲ 2.7	95.9	▲ 7.6
2010.11	267.4	▲ 4.5	171.3	64.1%	▲ 2.6	96.1	▲ 7.6
2010.12	270.1	▲ 4.3	174.4	64.5%	▲ 2.4	95.8	▲ 7.7
2011.01	267.0	▲ 4.4	171.0	64.1%	▲ 3.1	95.9	▲ 6.5
2011.02	266.4	▲ 4.4	170.5	64.0%	▲ 3.3	95.9	▲ 6.3
2011.03	272.6	▲ 2.2	175.5	64.4%	▲ 1.6	97.1	▲ 3.3
2011.04	268.1	▲ 1.7	171.5	64.0%	▲ 1.6	96.7	▲ 2.0
2011.05	265.7	▲ 2.0	169.0	63.6%	▲ 2.1	96.7	▲ 1.7
2011.06	267.4	▲ 1.8	170.6	63.8%	▲ 1.9	96.7	▲ 1.7

(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」: 資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

1. 主要行の取組み

主要11行において、動産担保融資が増加した一方で、債権譲渡担保融資が減少したことにより、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比微減。また、財務制限条項を活用した融資実行額は前年比減少。

貸出実行額

(単位:億円)

	20年度中	21年度中	22年度中
動産・債権譲渡担保融資	6,546	9,276	8,629
うち動産担保融資	3,148	5,032	5,275
うち債権譲渡担保融資	3,398	4,244	3,354
財務制限条項を活用した融資	189,594	188,557	160,504

2. 地域金融機関の取組み

地域金融機関において、動産・債権譲渡担保融資実行額は前年比増加。しかしながら、財務制限条項を活用した融資実行額は前年比減少。

貸出実行額

(単位:億円)

	20年度中	21年度中	22年度中
動産・債権譲渡担保融資	1,886	1,749	1,948
うち動産担保融資	585	617	669
うち債権譲渡担保融資	1,301	1,132	1,279
財務制限条項を活用した融資	53,784	50,385	49,006

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙 1～4 のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 23 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 23 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 23 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 23 年 3 月

概要

1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数 (単位:件)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	704	435	306	244	3,824
盗難キャッシュカード	5,300	5,047	5,951	6,213	36,038
盗難通帳	289	266	232	219	2,523
インターネットバンキング	233	136	60	72	653

○平均被害額 (単位:万円)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	61	66	55	85	107
盗難キャッシュカード	41	45	47	58	52
盗難通帳	160	117	109	93	196
インターネットバンキング	81	105	58	105	104

2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
19年度	679	654	(96.3%)	25	(3.7%)
20年度	424	413	(97.4%)	11	(2.6%)
21年度	288	270	(93.7%)	18	(6.3%)
22年度	200	197	(98.5%)	3	(1.5%)
対象期間計	3,701	3,571	(96.5%)	130	(3.5%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(65件)」、「預貯金者に重大な過失がある(16件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は98.8%です。

○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
19年度	5,291	2,970	(56.1%)	2,321	(43.9%)
20年度	5,028	2,673	(53.2%)	2,355	(46.8%)
21年度	5,875	3,191	(54.3%)	2,684	(45.7%)
22年度	5,065	2,760	(54.5%)	2,305	(45.5%)
対象期間計	34,723	20,315	(58.5%)	14,408	(41.5%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(4,570件)」、「遺失等による不正払戻し(2,879件)」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し(1,862件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は83.8%です。

○盗難通帳

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
19年度	216	115	(53.2%)	101	(46.8%)
20年度	249	143	(57.4%)	106	(42.6%)
21年度	210	101	(48.1%)	109	(51.9%)
22年度	158	82	(51.9%)	76	(48.1%)
対象期間計	2,309	789	(34.2%)	1,520	(65.8%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は44.3%です。

○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
19年度	211	186	(88.2%)	25	(11.8%)
20年度	66	34	(51.5%)	32	(48.5%)
21年度	31	13	(41.9%)	18	(58.1%)
22年度	34	18	(52.9%)	16	(47.1%)
対象期間計	489	358	(73.2%)	131	(26.8%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は84.6%です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
 監督局銀行第1課 (内線 2790、2782)

[\(別紙1\) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙2\) 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙3\) 盗難通帳による預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙4\) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	621	601	20	18
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	654	25	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	424	413	11	11
21年度	230	118	41	16	11	4	24	29	306	169	55	288	270	18	18
4月～6月	34	18	5	3	-	-	3	0	42	22	52	41	37	4	1
7月～9月	77	45	29	11	3	1	17	25	126	84	66	122	117	5	4
10月～12月	73	30	5	0	5	1	-	-	83	33	40	73	68	5	10
1月～3月	46	24	2	1	3	1	4	3	55	29	54	52	48	4	3
22年度	186	140	46	65	1	0	11	3	244	209	85	200	197	3	44
4月～6月	46	34	12	15	-	-	5	0	63	50	80	61	60	1	2
7月～9月	48	17	6	3	1	0	2	0	57	22	39	50	50	-	7
10月～12月	70	78	25	35	-	-	3	1	98	115	117	77	75	2	21
1月～3月	22	9	3	10	-	-	1	1	26	20	80	12	12	-	14
計	2,256	2,516	962	1,007	343	304	263	268	3,824	4,097	107	3,701	3,571	130	123
構成比	59.0%	61.4%	25.2%	24.6%	9.0%	7.4%	6.9%	6.6%	100.0%	100.0%		100.0%	96.5%	3.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.4%(2,125件/2,205件)、地方銀行98.1%(899件/916件)、第二地方銀行96.1%(322件/335件)、信金等91.8%(225件/245件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償		補償しない	
全額		75%又は一部														
17年2月～3月	152	186	184	202	23	24	107	97	466	511	109	465	261	69	135	1
17年度	3,066	2,355	1,806	1,238	388	251	895	518	6,155	4,363	70	6,136	3,297	799	2,040	19
18年度	3,988	1,618	1,817	1,052	390	172	711	350	6,906	3,194	46	6,863	3,331	964	2,568	43
19年度	3,445	1,284	1,151	619	210	89	494	218	5,300	2,211	41	5,291	2,121	849	2,321	9
20年度	3,465	1,453	980	510	178	120	424	207	5,047	2,292	45	5,028	1,804	869	2,355	19
21年度	4,187	1,790	1,040	606	211	150	513	299	5,951	2,847	47	5,875	1,743	1,448	2,684	76
4月～6月	965	418	241	155	47	52	109	78	1,362	704	51	1,357	446	218	693	5
7月～9月	1,060	407	276	156	58	29	130	60	1,524	654	42	1,507	460	347	700	17
10月～12月	1,283	524	299	165	58	32	141	78	1,781	800	44	1,753	490	546	717	28
1月～3月	879	439	224	129	48	36	133	81	1,284	687	53	1,258	347	337	574	26
22年度	4,199	2,181	1,086	804	282	205	646	456	6,213	3,648	58	5,065	1,301	1,459	2,305	1,148
4月～6月	1,016	517	293	224	65	42	162	106	1,536	889	57	1,463	385	421	657	73
7月～9月	1,179	618	304	228	83	59	173	121	1,739	1,027	59	1,564	417	481	666	175
10月～12月	1,160	594	300	229	79	69	163	102	1,702	996	58	1,458	392	407	659	244
1月～3月	844	451	189	122	55	34	148	126	1,236	735	59	580	107	150	323	656
計	22,502	10,870	8,064	5,035	1,682	1,014	3,790	2,149	36,038	19,069	52	34,723	13,858	6,457	14,408	1,315
構成比	62.4%	57.0%	22.4%	26.4%	4.7%	5.3%	10.5%	11.3%	100.0%	100.0%		100.0%	39.9%	18.6%	41.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等48.0%(10,396件/21,655件)、地方銀行74.1%(5,773件/7,787件)、第二地方銀行73.0%(1,202件/1,646件)、信金等81.0%(2,944件/3,635件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	149	123	19	44	64	63	304	426	140	304	60	244	-
17年度	100	909	130	84	13	11	39	34	282	1,039	368	282	64	218	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	217	59	158	40
19年度	173	334	73	65	15	14	28	49	289	464	160	216	115	101	73
20年度	185	257	59	29	9	9	13	16	266	313	117	249	143	106	17
21年度	136	188	65	46	9	3	22	13	232	252	109	210	101	109	22
4月～6月	37	43	13	11	2	0	5	1	57	57	100	51	21	30	6
7月～9月	43	40	17	8	3	1	6	4	69	54	79	65	36	29	4
10月～12月	22	20	25	23	3	0	2	1	52	46	88	43	20	23	9
1月～3月	34	84	10	3	1	0	9	6	54	94	174	51	24	27	3
22年度	137	138	60	47	7	4	15	13	219	203	93	158	82	76	61
4月～6月	38	23	10	5	1	0	4	2	53	31	59	50	28	22	3
7月～9月	43	60	24	13	4	2	3	5	74	81	110	56	31	25	18
10月～12月	35	16	22	19	2	1	4	4	63	42	66	40	20	20	23
1月～3月	21	38	4	8	-	-	4	1	29	48	167	12	3	9	17
計	1,120	3,056	984	1,303	124	213	295	382	2,523	4,956	196	2,309	789	1,520	214
構成比	44.4%	61.7%	39.0%	26.3%	4.9%	4.3%	11.7%	7.7%	100.0%	100.0%		100.0%	34.2%	65.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等40.8%(414件/1,015件)、地方銀行25.5%(232件/911件)、第二地方銀行35.8%(39件/109件)、信金等38.0%(104件/274件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	97	69	28	5
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	211	186	25	22
20年度	127	130	5	5	1	3	3	2	136	142	105	66	34	32	70
21年度	52	22	5	8	3	3	-	-	60	34	58	31	13	18	29
4月～6月	13	2	2	1	2	3	-	-	17	7	43	6	1	5	11
7月～9月	8	6	1	0	-	-	-	-	9	6	74	6	3	3	3
10月～12月	15	6	1	1	1	0	-	-	17	8	50	12	6	6	5
1月～3月	16	6	1	5	-	-	-	-	17	12	71	7	3	4	10
22年度	60	54	6	18	3	2	3	0	72	76	105	34	18	16	38
4月～6月	13	23	1	0	1	2	-	-	15	25	171	7	1	6	8
7月～9月	21	17	3	1	-	-	3	0	27	18	68	10	7	3	17
10月～12月	19	11	-	-	1	0	-	-	20	11	56	12	9	3	8
1月～3月	7	2	2	17	1	0	-	-	10	20	204	5	1	4	5
計	586	532	40	100	12	13	15	33	653	679	104	489	358	131	164
構成比	89.7%	78.3%	6.1%	14.8%	1.8%	2.0%	2.3%	4.9%	100.0%	100.0%		100.0%	73.2%	26.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等76.0%(333件/438件)、地方銀行62.5%(20件/32件)、第二地方銀行25.0%(2件/8件)、信金等27.3%(3件/11件)。

平成 23 年 7 月 22 日
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
(平成 23 年 3 月末) について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 23 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第一課 (内線 2790、2782)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 23 年 3 月末)

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成23年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・東日本大震災により被災した一部の金融機関については、本アンケートの対象から除外している。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	インターネットバンキング実施金融機関数②	ATM設置台数③	キャッシュカード発行枚数④
主要行等	11	11	25,053	116,413
地銀	60	60	37,729	105,022
第二地銀	38	38	12,225	27,616
その他の銀行	16	24	43,663	153,538
信用金庫	268	264	19,815	50,370
信用組合	135	60	2,221	5,194
労働金庫	12	12	1,757	7,227
計	540	469	142,463	465,380
農漁協等	935	934	12,497	19,616
総計	1,475	1,403	154,960	484,996

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑤		ICキャッシュカード対応ATM台数⑥		ICキャッシュカード発行枚数⑦	
			⑤/①		⑥/③		⑦/④
主要行等	11	9	81.8%	22,937	91.6%	19,351	16.6%
地銀	60	59	98.3%	28,841	76.4%	13,926	13.3%
第二地銀	38	33	86.8%	7,117	58.2%	2,427	8.8%
その他の銀行	16	9	56.3%	43,644	100.0%	31,639	20.6%
信用金庫	268	177	66.0%	12,761	64.4%	3,503	7.0%
信用組合	135	18	13.3%	521	23.5%	132	2.5%
労働金庫	12	11	91.7%	1,604	91.3%	7	0.1%
計	540	316	58.5%	117,425	82.4%	70,985	15.3%
農漁協等	935	925	98.9%	12,203	97.6%	2,512	12.8%
総計	1,475	1,241	84.1%	129,628	83.7%	73,497	15.2%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑧		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑨		生体認証キャッシュカード発行枚数⑩	
			⑧/①		⑨/③		⑩/④
主要行等	11	8	72.7%	19,009	75.9%	12,484	10.7%
地方銀行	60	46	76.7%	17,509	46.4%	5,320	5.1%
第二地方銀行	38	9	23.7%	2,176	17.8%	190	0.7%
その他の銀行	16	3	18.8%	26,401	60.5%	25,955	16.9%
信用金庫	268	76	28.4%	4,301	21.7%	727	1.4%
信用組合	135	8	5.9%	280	12.6%	76	1.5%
労働金庫	12	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	540	150	27.8%	69,676	48.9%	44,752	9.6%
農漁協等	935	143	15.3%	1,893	15.1%	126	0.6%
総計	1,475	293	19.9%	71,569	46.2%	44,878	9.3%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況)

業態	インターネットバンキング実施金融機関数②	複数認証の導入金融機関数⑪		可変パスワードの導入金融機関数(複数回答可)			
			⑪/②	パスワード生成機方式⑫		その他⑬	
					⑫/②		⑬/②
主要行等	11	11	100.0%	4	36.4%	10	90.9%
地銀	60	60	100.0%	17	28.3%	40	66.7%
第二地銀	38	38	100.0%	4	10.5%	10	26.3%
その他の銀行	24	23	95.8%	5	20.8%	12	50.0%
信用金庫	264	264	100.0%	47	17.8%	222	84.1%
信用組合	60	57	95.0%	0	0.0%	5	8.3%
労働金庫	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	469	465	99.1%	77	16.4%	299	63.8%
農漁協等	934	933	99.9%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,403	1,398	99.6%	77	5.5%	299	21.3%

信託会社等の新規参入状況

平成23年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	13	8	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	7	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	24	16	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	169	64	21	5	12	25	9	7	9	9	6	2
うち みなし信託契約代理業者	144	50	17	3	12	21	8	7	9	9	6	2
計	207	89	31	5	12	26	9	7	9	9	8	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は7社）

監督方針の構成（保険会社等）

1. 総論

1. 金融資本市場を取り巻く環境

- ・世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因（特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先行き不透明感）
- ・新成長戦略で求められる金融の役割（実体経済・企業のバックアップ役）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
 - ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握）
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望）
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話等）

※ 検査部局との一層緊密な連携

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. リスク管理の高度化の促進

(1)金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進

- (①多様化・複雑化したリスクの統合管理態勢の整備、②連結財務規制の導入)

(2)ソルベンシー評価の見直し等

- (①リスク計測を厳格化したソルベンシー・マージン比率の導入、②経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けた検討)

2. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)情報セキュリティ管理の徹底等 (顧客情報の管理)

(2)適切な保険金支払管理態勢の構築 (適時・適切な保険金支払いの確保)

(3)適切な保険募集態勢の確立 (保険商品の販売・勧誘ルールの遵守)

(4)相談・苦情処理態勢の充実 (10月に導入されるADR制度への対応)

3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

(1)保険会社グループへの対応 (グループ全体の業務の適切性、財務の健全性の確保)

(2)中小規模の保険会社への対応 (効率的な実態把握の実施)

(3)少額短期保険業者等への対応 (注意深いモニタリング等の実施)

(4)保険募集形態の特色に応じた対応 (形態の特色に応じた適切な募集の実施)

(5)商品審査の実効性確保 (審査の実効性、迅速化・効率化の確保)

生命保険会社の平成23年3月期決算(速報)の概要
(かんぽ生命を除く46社ベース)

(単位: 億円、%、ポイント)

	21年3月期	22年3月期	23年3月期	前期比
基礎収益	367,307	369,215	347,031	▲ 22,184
保険料等収入	273,294	277,598	277,606	8
資産運用収益	46,260	74,714	47,305	▲ 27,409
基礎費用	349,996	344,957	325,587	▲ 19,370
保険金等支払金	218,823	201,571	197,745	▲ 3,826
資産運用費用	48,957	3,356	7,673	4,317
事業費	37,760	37,769	37,704	▲ 65
基礎利益	17,310	24,216	21,444	▲ 2,772
キャピタル損益	▲ 39,251	▲ 2,244	▲ 2,573	▲ 329
臨時損益	11,931	▲ 7,167	▲ 4,674	2,493
危険準備金繰入額	415	1,878	1,028	▲ 850
経常利益	▲ 5,723	14,845	14,197	▲ 648
特別損益	6,552	▲ 2,332	▲ 1,256	1,076
価格変動準備金繰入額	120	1,122	1,364	242
当期純剰余(当期純利益)	▲ 4,492	9,472	9,211	▲ 261
総資産	2,051,420	2,174,104	2,239,044	64,940
有価証券含み損益	7,433	55,447	45,802	▲ 9,645
公表逆ざや額	▲ 7,463	▲ 5,332	▲ 3,645	1,687
ソルベンシー・マージン比率	905.5	1,051.3	1,066.0	14.7
ソルベンシー・マージン比率【新基準】	—	—	618.5	—

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	21年3月期	22年3月期	23年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	61	60	63	2.2
解約失効高(兆円)	74	68	59	▲ 8.9
保有契約高(兆円)	1,022	983	955	▲ 27.8
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	22,218	25,828	20,407	▲ 5,421
うち第三分野	4,675	4,941	5,124	183
保有契約ベース	196,980	201,461	200,544	▲ 917
うち第三分野	46,803	47,819	49,316	1,497

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回りー平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等にかかるもの

(注4) ソルベンシー・マージン比率【新基準】は、平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映したもの。

(注4) 算出会社(20年度: 44社、21年度45社、22年度46社)

損害保険会社の平成23年3月期決算（速報）の概要
（49社ベース）

（単位：億円）

	21年3月期	22年3月期	23年3月期	前期比
正味収入保険料	74,155	72,217	72,153	▲ 64
正味支払保険金	45,156	44,893	44,380	▲ 513
保険引受利益	191	626	▲ 1,823	▲ 2,449
資産運用粗利益	▲ 2,081	3,743	4,812	1,069
経常利益	▲ 2,670	3,628	2,401	▲ 1,227
特別損益	1,534	▲ 328	▲ 695	▲ 367
当期利益	▲ 940	2,162	1,176	▲ 986

総資産	304,478	320,321	302,082	▲ 18,239
-----	---------	---------	---------	----------

有価証券 含み損益	20,025	37,617	28,603	▲ 9,014
--------------	--------	--------	--------	---------

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・ マージン比率	602.1	697.1	628.5	▲ 68.6
ソルベンシー・ マージン比率 【新基準】	—	—	494.3	—

（注1）20年度は51社ベース、21年度は51社ベース、22年度は49社ベース。

（注2）「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

（注3）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

（注4）ソルベンシー・マージン比率【新基準】は、平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号（平成24年3月31日から適用）の改正内容を反映したものの。

生命保険会社一覧表

(平成23年6月30日現在47社)

国内社43社

国内社43社		会社名
(19社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
	第一生命保険株式会社	
	三井生命保険株式会社	
	太陽生命保険株式会社	
	大同生命保険株式会社	
	ソニー生命保険株式会社	
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	
	オリックス生命保険株式会社	
	第一フロンティア生命保険株式会社	
	株式会社かんぼ生命保険	
	フコクしんらい生命保険株式会社	
	メディケア生命保険株式会社	
	ライフネット生命保険株式会社	
	アイリオ生命保険株式会社	
	みどり生命保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (15社)		プルデンシャル生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
		エイアイジー・スター生命保険株式会社
		AIGエジソン生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		マニユライフ生命保険株式会社
		マスチューチュアル生命保険株式会社
		ピーシーエー生命保険株式会社
		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		アイエヌジー生命保険株式会社
		ハートフォード生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	ネクステア生命保険株式会社	
損保系子会社 (損保50%以上) (9社)		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
		三井住友海上きらめき生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
		損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
		損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
		あいおい生命保険株式会社
		日本興亜生命保険株式会社
	富士生命保険株式会社	

外社 4社

支店形態 (4社)	アメリカンファミリーライフアシアランスカンパニーオブコロンバス
	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
	チュールツ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	カーディフ・アシアランス・ヴィ

損害保険会社一覧表

(平成23年6月30日現在50社)

国内社28社

	会 社 名
(21社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (4社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国保険会社(22社)

アメリ カ (5社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
ドイ ツ (4社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒヤルング・ アクツィーエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・ アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト
イギ リス (2社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フラ ンス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイ ス (3社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタ リア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノル ウェー	アシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグ
イン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バミ ュー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアラン ス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
オラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

保険持株会社一覧表

(平成23年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	34社	38社	42社	43社	43社	43社
+ 免許 ▲ 廃止		+ クレディ・アグリコル (19年6月) + 第一フロンティア (19年7月) + かんぼ生命 (19年10月) + アリアンツ (20年3月)	+ SBI アクサ (20年4月) + ライフネット (20年4月) + アイリオ (20年8月) + みどり (20年8月)	+ ソニーライフ・エイゴン (21年8月) ※合併 + アクサ (21年9月) ▲ アクサ ▲ アクサフィナンシャル + メディケア (22年3月)		
外社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免許 ▲ 廃止						
合計	38社	42社	46社	47社	47社	47社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	26社	30社	30社	30社	29社	28社
+ 免許 ▲ 廃止		+エイチ・エス損害保険 (19年10月) +アニコム損害保険 (19年12月) +SBI損害保険 (19年12月) +アドリック損害保険 (20年3月)		+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	※合併(22年10月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 (23年1月) +au損害保険 (23年2月)	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険
外社 (法第185条免許)	22社	22社	21社	21社	23社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲マラヤン(18年9月) +ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク(18年11月)	+エイチディーアイ・イントゥストウリー (19年9月) ※合併(19年9月) +エイチディーアイ・ゲーリング・イントゥストウリー ▲エイチディーアイ・イントゥストウリー ▲ゲーリング・アルゲマイネ	▲イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(20年9月)	▲ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション (21年9月) +ケルニッシュ・ルックヴェルシシエルングス・ゲゼルシャフト・エイジイ (21年12月)	+ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン (22年6月) +スイス・リー・インターナショナル・エスイー (23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ(23年4月)
	48社	52社	51社	51社	52社	50社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

少額短期保険業者一覧

(平成23年6月30日現在:70社)

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	日本震災パートナーズ(株)	東京都新宿区津久戸町3-11
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都中央区銀座1-19-14
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	イオン少額短期保険(株)	東京都千代田区神田錦町1-2-1
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	ワランティマート少額短期保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-20-18
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	いきいき世代(株)	東京都新宿区神楽坂4-1-1
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	東京海上ミレア少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-2
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区富士見2-11-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	さくら少額短期保険(株)	東京都豊島区池袋2-16-13
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25
	H20.3.21 (関東財務局長第20号)	(株)アイペット	東京都千代田区霞ヶ関3-7-4
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もつとぎゅつと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区本町2-29-12
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市川場1064-1
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区浜松町1-29-10
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1-27-5
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-9-1
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿1-24-1
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	(株)ニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-8-2

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	フォーリーフ少額短期保険(株)	東京都渋谷区広尾3-12-36
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済(株)	東京都千代田区神田神保町2-23
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木1-3-78
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	(株)賃貸住宅共済会	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険(株)	神奈川県横浜市南区吉野町3-7
	H20.12.24 (関東財務局長第45号)	(株)OUGAN	東京都港区南青山6-11-1
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6
	H21.2.16 (関東財務局長第48号)	エスエスアイ富士菱(株)	山梨県甲府市南口町1-4
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田53-1
	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険(株)	長野県松本市中央2-5-15
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	(株)FIS	東京都渋谷区代々木3-24-4
	H22.3.14 (関東財務局長第56号)	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿4-2-18
	H23.6.20 (関東財務局長第57号)	ミレア・モンディアル少短準備(株)	東京都品川区東品川4-12-1
	H23.6.20 (関東財務局長第58号)	日本少額短期準備(株)	神奈川県川崎市宮前区鷺沼2-13-3
	H23.6.28 (関東財務局長第59号)	セントケア少額短期準備(株)	東京都中央区京橋2-8-5
近畿財務局	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区東三国2-37-3
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本住宅少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区芝田1-14-8
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
	H22.10.18 (近畿財務局長第7号)	エタニティ少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局長第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1
	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険(株)	福岡県久留米市西町105-15
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の概要

I. 認可特定保険業者の監督に関する基本的考え方

- 平成22年の保険業法改正は、平成17年の改正保険業法(平成17年改正法)公布の際現に特定保険業を行っていた者(旧特定保険業者)のうち、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う者(認可特定保険業者)について、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること等により、保険契約者等の保護を図ることを目的としている。
- 認可特定保険業者が行うことのできる特定保険業は、保険会社等が行う保険業と異なり、原則として平成17年改正法の公布時に行っていたものと同一のものでなければならないこと、認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間は当分の間とされていること等を踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための規制が定められており、本監督指針においては、監督事務に関する基本的な考え方、監督上の着眼点、具体的な監督手法等について体系的に整備している。
- なお、これまでの経緯から、認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であることが予想されることから、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、必ずしも不適切とするものでないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目

○ 経営管理(ガバナンス)

- …認可特定保険業者の経営管理の有効性を検証
- 代表理事、理事及び理事会の責任、義務
 - 監事による経営監視機能
 - 内部監査部門の機能、独立性の確保
 - 保険計理人の役割
 - 保険計理関連業務の実施
(保険計理人の選任が義務付けられていない場合)
 - 審査管理体制の充実強化 等

○ 財務の健全性

- …認可特定保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証
- 責任準備金等の積立ての適切性
 - 早期警戒制度
 - 区分勘定の設定
 - 再保険に関するリスク管理態勢の適切性
 - 保険引受リスク管理態勢の適切性
 - 資産運用リスク管理態勢の適切性
 - 流動性リスク管理態勢の適切性 等

○ 業務の適切性

- …認可特定保険業者の業務の適切性確保のための管理態勢を検証
- 法令等遵守態勢の適切性
 - 保険募集態勢の適切性
 - 苦情処理態勢の適切性
 - 利用者に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等の適切性
 - 利用者等に関する情報管理態勢の適切性
 - 反社会的勢力による被害の防止
 - 事務リスク、システムリスク管理態勢の適切性 等

III. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点

1. 監督事務の流れ

- オフサイト・モニタリングの主な留意点
- 監督部局間、検査部局との連携
- 内部委任(監督事務は原則として財務局に委任)等
- 認可特定保険業者に関する苦情・情報提供
- 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 等

2. 認可特定保険業者に係る事務処理

- 特定保険業の認可申請書の受理にあたっての留意点
- 特定保険業の認可の審査にあたっての留意点
 - 旧特定保険業者と密接な関係を有する者に関する審査(申請者が旧特定保険業者ではない場合、申請者がその密接関係者である一般社団法人等であるかを確認)
 - 特定保険業の実質的同一性に関する審査(旧特定保険業者が平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業との実質的同一性を確認)
 - 財産的基礎に関する審査(特に、純資産額が1,000万円に満たない場合には、当該改善計画の妥当性等を検証する必要)
 - 業務遂行能力に関する審査(特定保険業を的確に遂行するに足る人的構成を有することを確認)
 - 保険商品に関する審査(普通保険約款、事業方法書並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか等を確認)

(3) 資産の運用方法の承認にあたっての留意点

平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産運用の状況等を勘案して保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものと認められるかを審査(当該運用方法を採用することについてやむを得ない理由があるか、当該運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか等を確認)

(4) 他業の兼業承認等にあたっての留意点

- 特定保険業を適切かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないかを審査
- 他業を行う場合にあっては、特定保険業に係る会計と当該他業に係る会計が区分経理されているかを審査
- 子会社の承認にあたっての留意点
特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者等の保護の観点から問題がないかを審査
- 定款変更の認可にあたっての留意点
定款変更後においても、特定保険業の実質同一性が確保されるものとなっているか等を審査
- 説明書類の作成・縦覧等 等

3. 行政指導等を行う際の留意点等

4. 行政処分等を行う際の留意点

5. 意見交換制度

平成 23 年 1 月 28 日
金 融 庁

連結ベースの財務健全性基準について

I. 経緯

保険会社の連結ベースのソルベンシー・マージン比率（連結 SM 比率）については、今次金融危機の教訓としてグループ内他社の経営悪化が保険会社に与える影響を的確に把握すること等を目的として、平成 22 年 5 月に導入についての法律が成立したところである。今般、具体的な計算方法を定めるための保険業法施行規則の改正等^(注)にかかるパブリックコメント募集を行うもの。

II. 主な具体的内容

1. 規制対象は、保険持株会社及び保険会社を頂点とする全ての保険グループとする。但し、①中間持株会社についての計算は対象外、②少額短期保険業者を頂点とするグループへの規制導入は当面見送り、とする。
2. 連結 SM 比率計算の対象範囲は、会計上の取り扱いに合わせる。ただし、今般の規制導入の経緯を踏まえ、金融子会社（銀行、証券等の子会社）については、常に連結 SM 比率計算の対象に含める（連結 SM 比率の分子であるマージンから資本控除とする取扱いも許容。）。
3. マージン（分子）の計算については、連結財務諸表の純資産を基として、単体 SM 比率のマージン（分子）と同様に計算する。但し、①のれん等は、純資産から控除（銀行規制と平仄を合わせた取扱い）、②海外保険子会社等の各種準備金等については海外規制でマージン算入が認められている場合に算入、とする。
4. 海外保険会社等のリスク（分母）の計算については、原則として単体 SM 比率のリスク（分母）と同様に計算する。但し、保険リスク、最低保証リスク及び資産運用リスクについては、連結 SM 比率の固有のリスク計算方法として、一定の簡便法及び海外規制に基づくリスク量を用いる方法を選択肢として導入。
また、他の業態（銀行又は証券会社等）の健全性規制に服している子会社については、当該健全性規制におけるリスク量の使用を許容。

III. 施行時期等

1 月 28 日から 3 月 1 日までパブリックコメントを募集し、3 月末めどで公布予定。単体 SM 比率の短期的見直しと合わせて平成 24 年 3 月期末から適用開始予定。

(注) 今般、改正等を行なう内閣府令等

- 保険業法施行規則（一部改正）
- 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（一部改正）
- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（一部改正）
- 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（新設）
- 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき、金融庁長官が定める額等を定める件（新設）
- 保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を定める件（新設）
- 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（一部改正）
- 保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件（一部改正）
- 保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（一部改正）
- 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（一部改正）
- 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（一部改正）
- 前払式支払手段に関する内閣府令（一部改正）
- 資金移動業者に関する内閣府令（一部改正）

ソルベンシー・マージン比率とは？

- 保険会社は、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入減など「通常予測できる範囲のリスク」については、保険金を支払うために予め見込んで、「責任準備金(負債)」として積立している。
- 一方、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化などの「通常の予測を超えたリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」で対応することとなる。
- ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が、「通常の予測を超えたリスク」に対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標
- 保険会社の早め早めの経営改善への取組みを促すため、200%を下回ると早期是正措置命令を発動

[支払余力](マージン)

- ・ 資本金などの自己資本
- ・ 保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{マージンの総額}}{1/2 \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

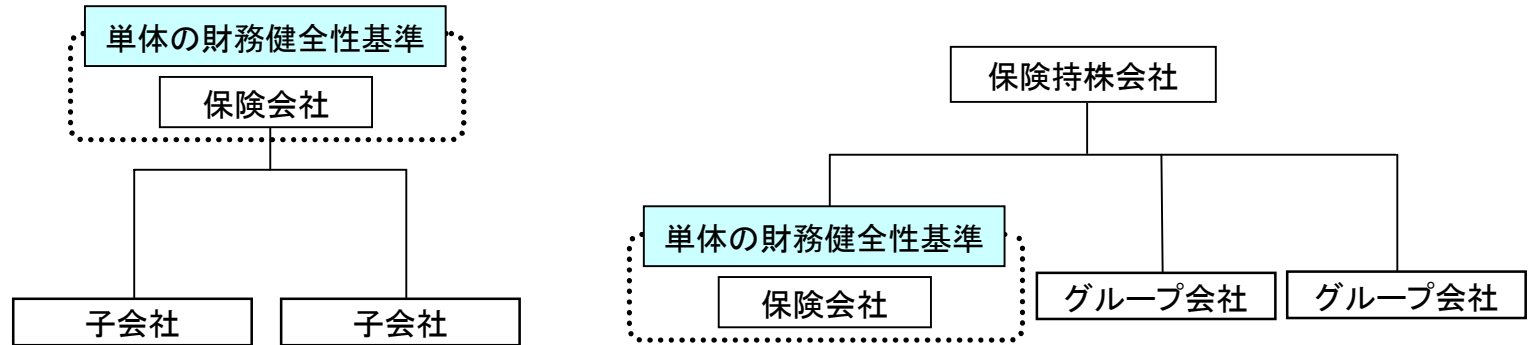
[リスク](新基準)

- ・ 保険金の支払いが増加するリスク・・・大規模災害などにより保険金支払いが増加するリスク
- ・ 資産運用に関するリスク・・・運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク
 (例)有価証券の価格が下落するリスク: $\Sigma(\text{対象資産残高} \times \text{リスク係数}) - \text{分散投資効果}$
 (リスク係数・・・国内株式20%、邦貨建債券2%など 分散投資効果・・・各社の資産ポートフォリオに基づき算出)
 運用収益が予定利率を下回るリスク: $\text{責任準備金残高} \times \text{予定利率別のリスク係数}$
 (リスク係数 ... 例えば予定利率5%の契約であれば、生保3.015%、損保2.590%)
- ・ その他のリスク

保険会社の連結財務規制

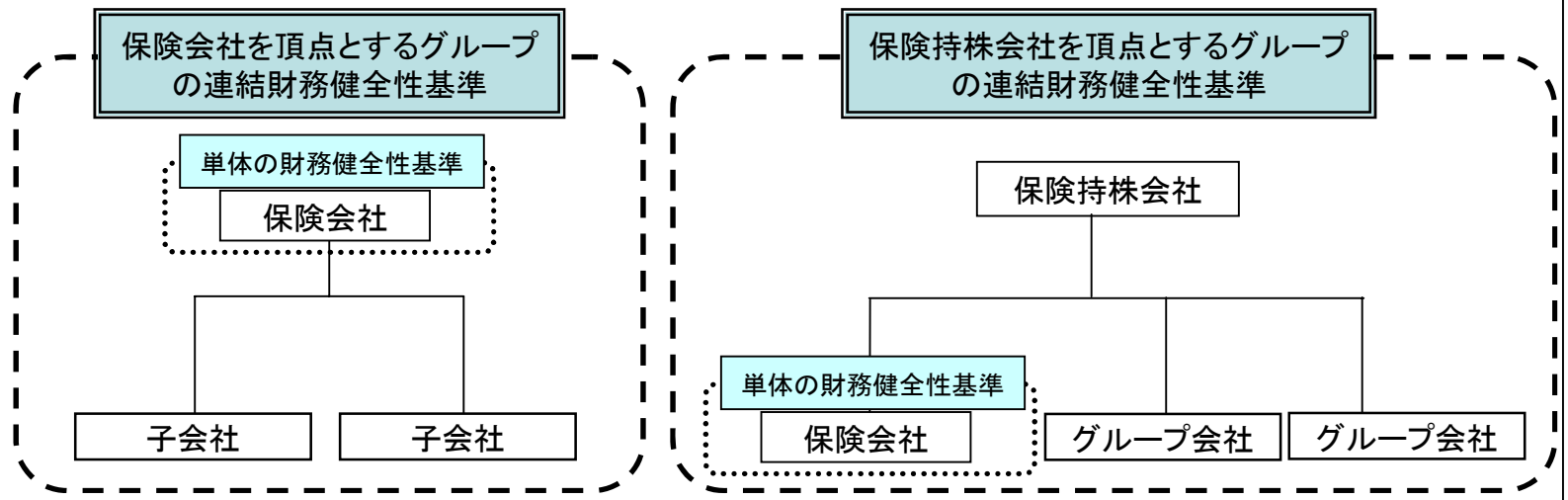
現状

- 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。
 ※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



連結財務健全性基準の導入

- 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。



経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、結果の概要を取り纏めましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

I. 経緯

平成 22 年 6 月、「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」（以下「本試行」）の実施を公表するとともに、試行を依頼。

本試行の対象となりうる全保険会社（生保 47 社、損保 50 社）から昨年 12 月までに回答があり、今般、その集計等がまとまったことから、結果概要を公表するもの。

II. 目的

全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債等の計算の実施を要請し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握すること。

III. 結果概要

1. 経済価値ベースの保険負債評価について

(1) 経済価値ベースの保険負債評価については、多くの社が、資産負債の一体的な管理が可能となり、ALMの促進やリスク管理の高度化に資するため、重要であるとの認識であった。

(2) 経済価値ベースの保険負債評価に基づくソルベンシー規制については、自社で進めている経済価値ベースのリスク管理との整合性に加え、IFRS（国際会計基準）や国際的な規制の動向との関係から、導入を是とする意見が多かった。

但し、長期保険負債に対応した超長期債市場が十分でないこと等から、ALMの効果が不十分となりうるため、規制導入の際には、配慮すべきとの意見もあった。

2. 実務的な課題等について

本試行において、以下の実務的な課題等が明らかとなった。

○ 保険負債計算における将来キャッシュフローの推計（全保有契約を 1 契約毎に全保険期間にわたり計算）等にあたっては、計算負荷が大きいとの意見も多く、一部の契約を抽出して計算する方法や、基礎率が同一である契約をまとめて計算する方法等、合理的な範囲で一定の簡便な計算手法の検討等が必要である。

- 内部モデルについては、計測の信頼性向上の途上にあるものの、保険会社内で既に内部モデルによる計測を行っている先も多く、今後、規制の導入にあたっては、承認基準の策定等が必要である。

IV. 今後の検討の方向性

1. 本試行の結果、様々な課題等が認識されたところであるが、こうした課題のうち、とりわけ、経済価値ベースの保険負債等の計算やリスク測定等における内部モデルの利用といった実務的な課題等については、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携し、さらに検討を進めていく方針である。
2. 国際的にも、IAISにおいて経済価値ベースの基準策定が行われていること、あるいは、2013年1月には欧州において「ソルベンシーII」導入が予定されていることなど、経済価値ベースの保険負債評価を前提とした枠組みに関する議論が進展しているところである。こうした動向を十分に見据えつつ、我が国の保険市場にふさわしいリスク感応度の高い規制内容を構築することが重要である。
3. 経済価値ベースの保険負債評価を前提としたソルベンシー規制の導入においては、これまでの保険会社における経営管理手法やリスク管理手法に相応の見直しをも伴うものである。このため、円滑な制度導入に向け、あらかじめロードマップを明らかにする等、十分に予測可能性を高めつつ、関係者との継続的な対話を通じ、新たな枠組みづくりに着実に取り組んでいく方針である。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局保険課

（内線 3770）

【参考】監督方針の構成（金融商品取引業者等）

1. 総論

1. 金融資本市場を取り巻く環境

- ・世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響等のリスク要因（特に、欧州財政問題の深刻化、米国経済の先行き不透明感）
- ・新成長戦略で求められる金融の役割（実体経済・企業のバックアップ役）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
 - ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握）
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
 - ③ 将来を見据えた行政（世界経済の変化、今次の金融危機の教訓、国際的な議論の動向等も見据えた中長期的な金融機関との深度ある双方向の議論）
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話等）

※ 証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. 市場仲介機能の適切な発揮

(1)市場仲介機能の適切な発揮に向けた対応状況の検証

- ①オペレーションの信頼性向上（誤発注防止等）
- ②発行者へのチェック機能発揮（引受審査）
- ③投資家へのチェック機能発揮（売買管理等）
- ④自己規律の維持（利益相反の防止等）

(2)顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

(3)反社会的勢力排除の徹底

2. 質の高いリスク管理の促進

(1)証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

- ①早期警戒制度の的確な運用、業界横断的・時系列的な分析
- ②証券会社グループへの連結監督・規制の導入を踏まえ、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握、統合的なリスク管理態勢等の重点的検証

(2)各種ファンドへの対応

- ①ヘッジファンド等各種ファンドの実態把握
- ②上場Jリートの運営状況等の注視

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)格付会社における態勢整備、登録格付がない場合の証券会社等の説明態勢の整備等

(2)デリバティブ等のリスク性商品を販売する際の顧客への説明態勢の整備等

(3)金融ADR制度に係る態勢整備

(4)証拠金導入規制・強化へのFX業者の対応

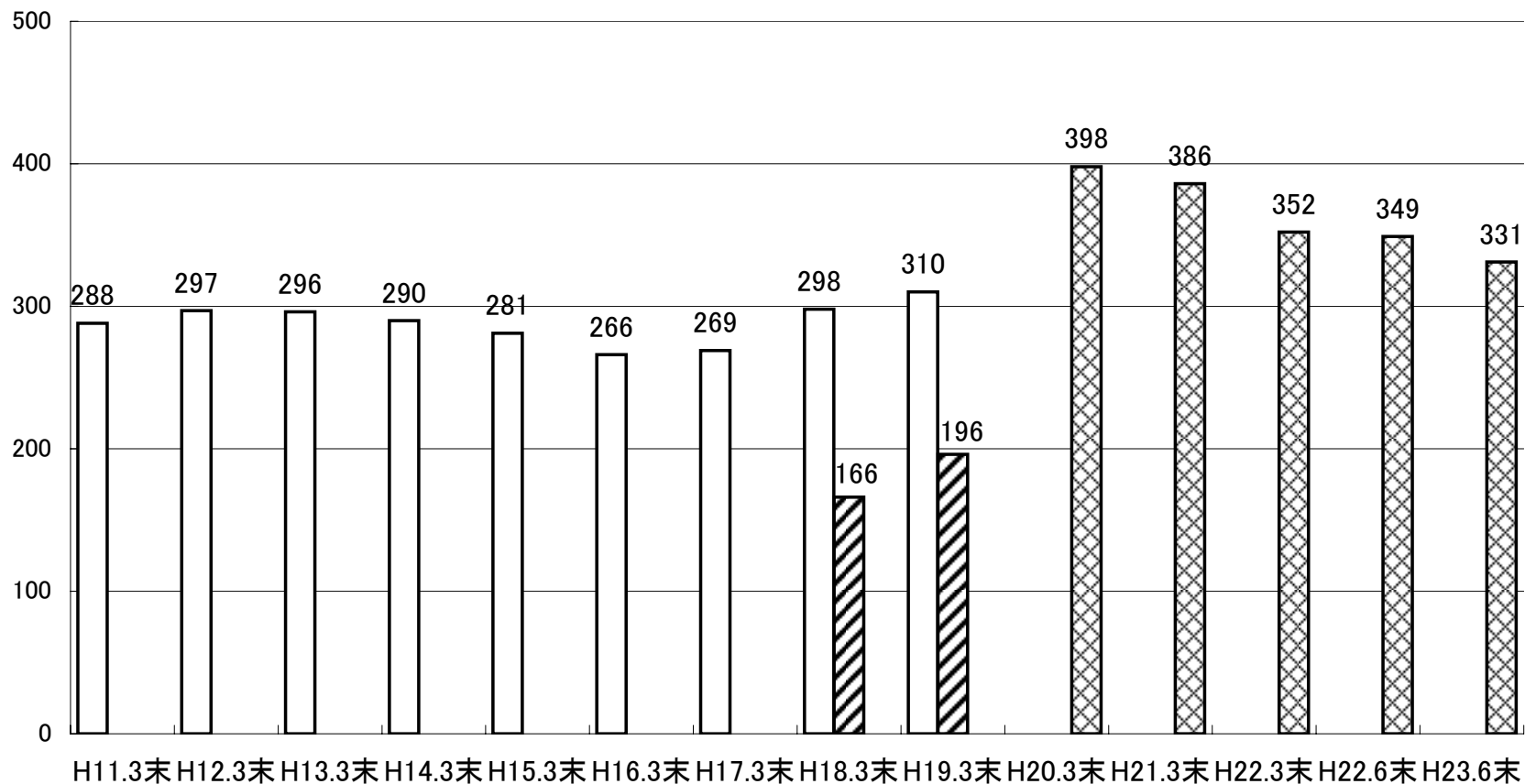
(5)第二種金融商品取引業に係る投資家保護に向けた取組み

(6)業務の継続性

(7)金融犯罪等への対応

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□証券会社 ▨金融先物取引業者 ▩第一種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

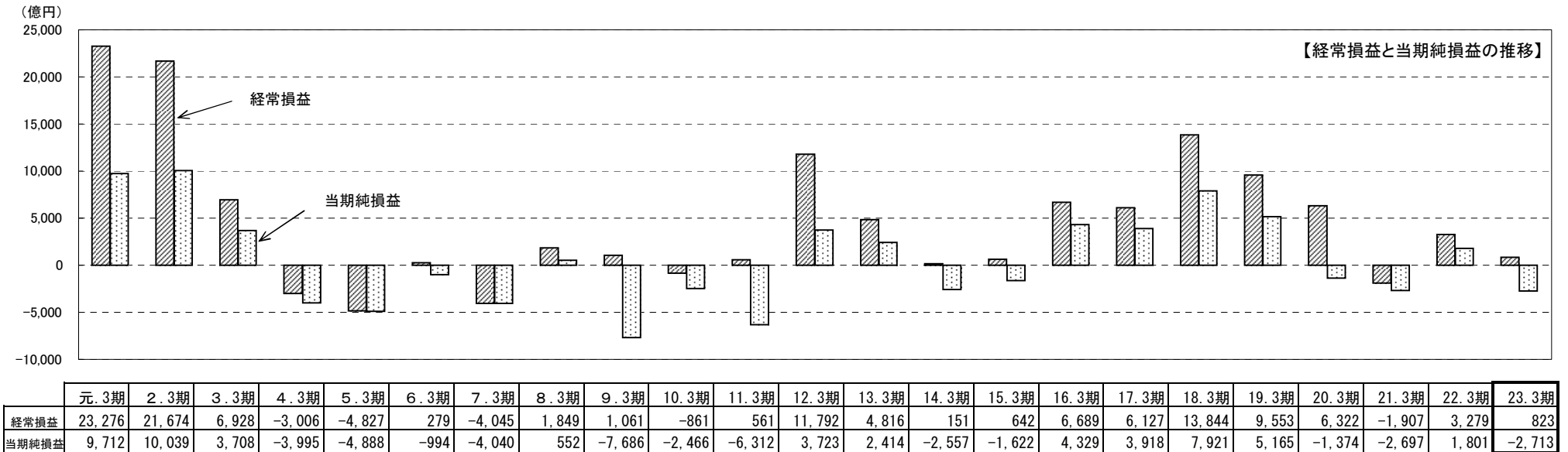
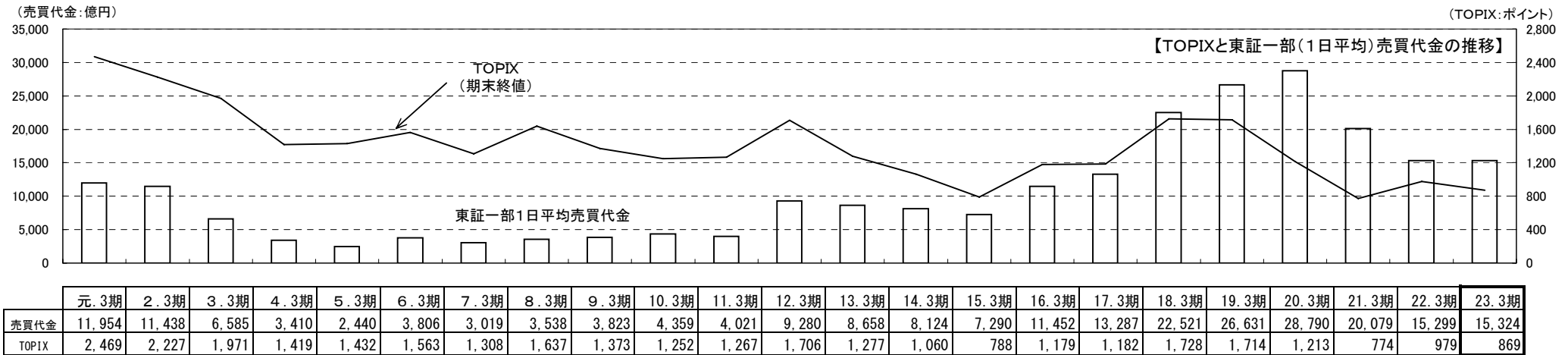
国内証券会社の平成23年3月期決算概況

(単位:億円)

	23.3期(A)	22.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	265社	275社	—
営 業 収 益	27,506	31,903	86%
受 入 手 数 料	18,099	19,999	90%
委 託 手 数 料	4,719	5,219	90%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,424	2,328	61%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	4,438	4,359	102%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	5,157	7,976	65%
金 融 収 益	3,753	3,612	104%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	24,918	26,208	95%
取 引 関 係 費	4,772	4,778	100%
人 件 費	10,370	11,156	93%
経 常 損 益	823	3,279	25%
当 期 純 損 益	▲ 2,713	1,801	—

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

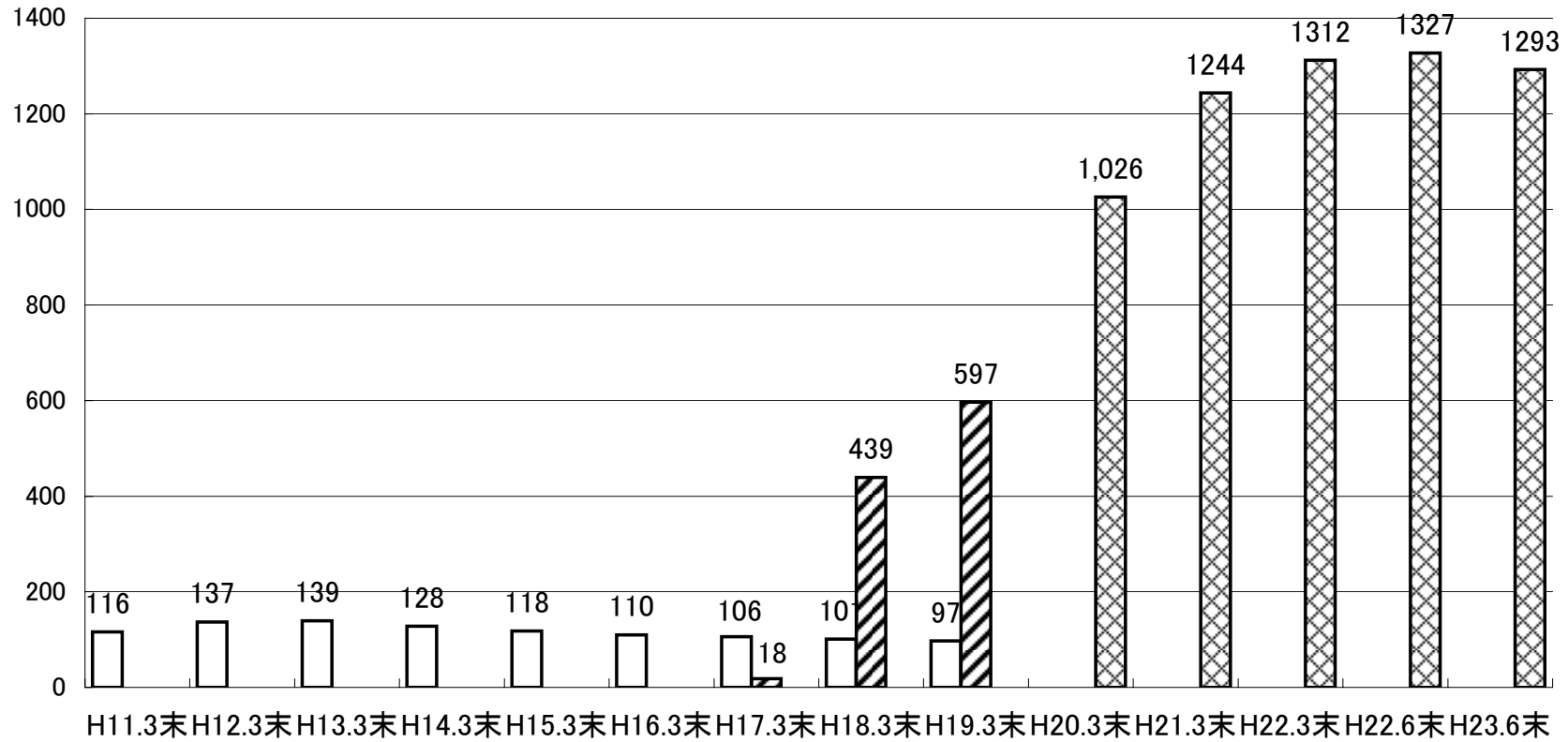
投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成23年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 267社 <u>外国証券会社 22社</u> 計 289社</p>
役員	理事長 前 哲 夫
基金規模	平成23年6月30日現在 約547億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （H19.6）－ 補償額 約2億円 （H19.10）－ 補償額 約0.6億円
参考	投資者保護基金は、国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合し一本化している。

資料15-3-1

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□ 商品投資販売業者

▨ 信託受益権販売業者

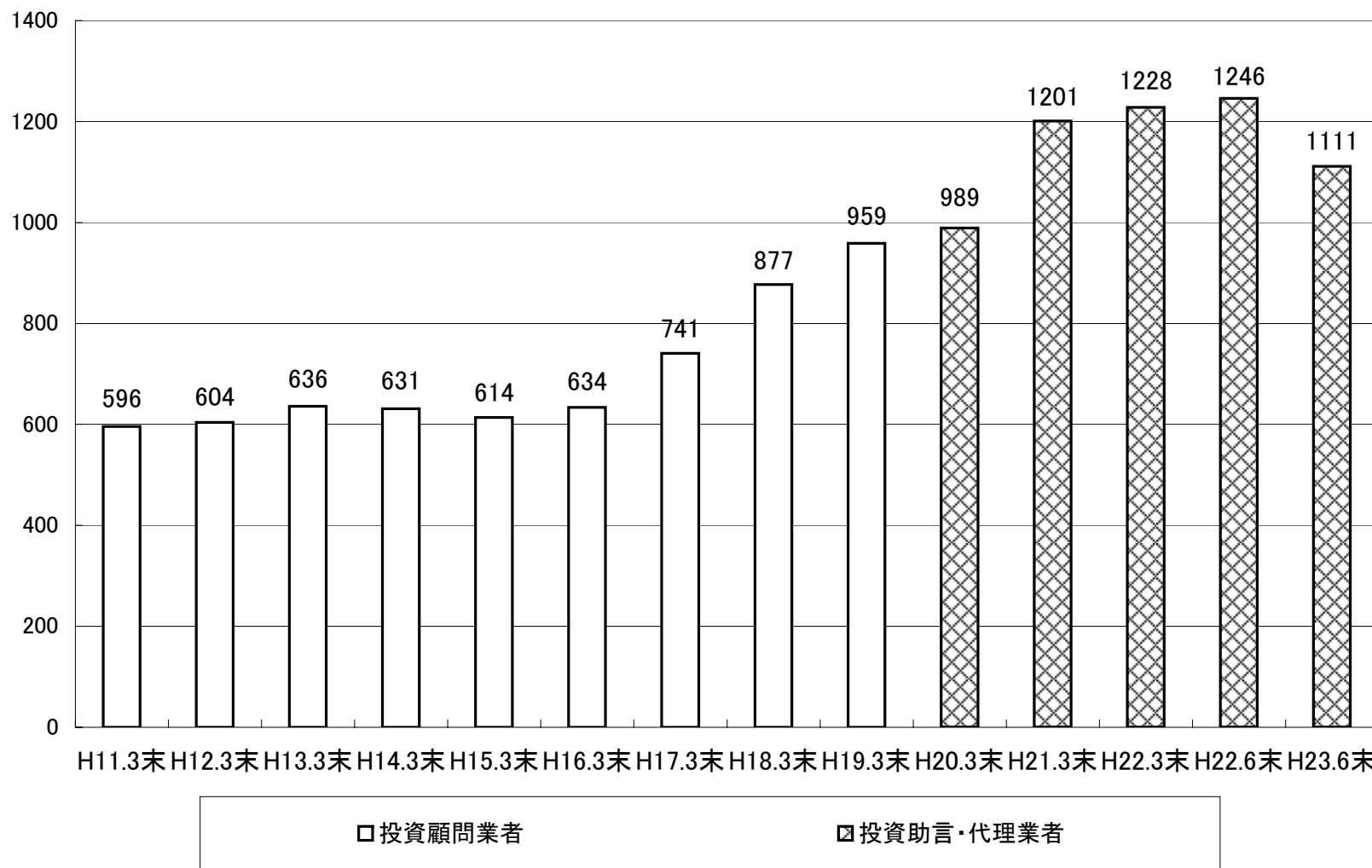
▩ 第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料15-4-1

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

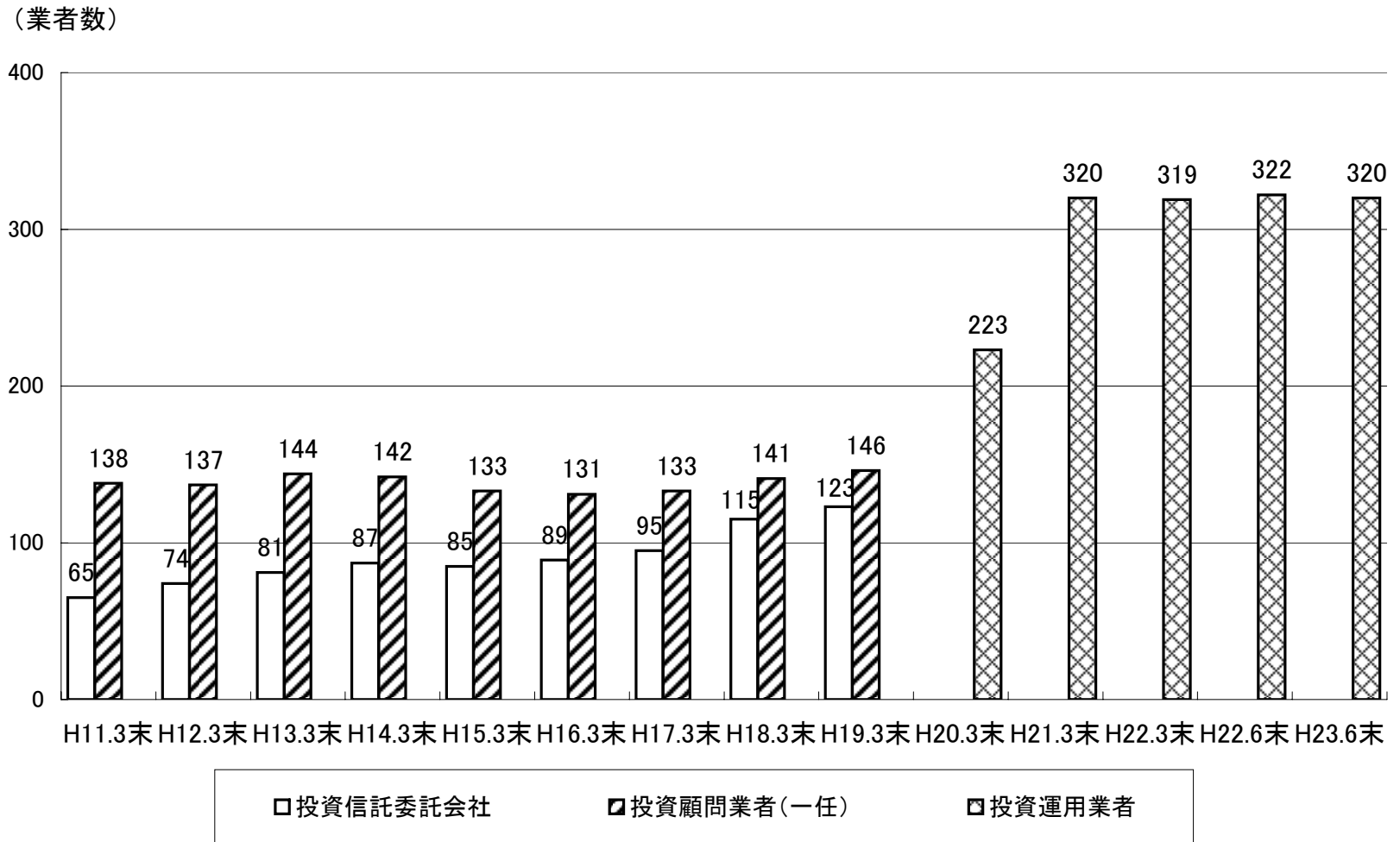
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料15-5-1

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



注:平成19年3月末までの数値は投資信託委託会社と認可投資顧問業者の数。

投資法人の合併について

	投資法人名	合併効力発生日等	合併後投資法人名
1	日本賃貸住宅投資法人	H22. 7. 1	日本賃貸住宅投資法人
	プロスペクト・リート投資法人		
2	クレッシェンド投資法人	H22. 10. 1	平和不動産リート投資法人
	ジャパン・シングルレジデンス投資法人		
3	ユナイテッド・アーバン投資法人	H22. 12. 1	ユナイテッド・アーバン投資法人
	日本コマーシャル投資法人		

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

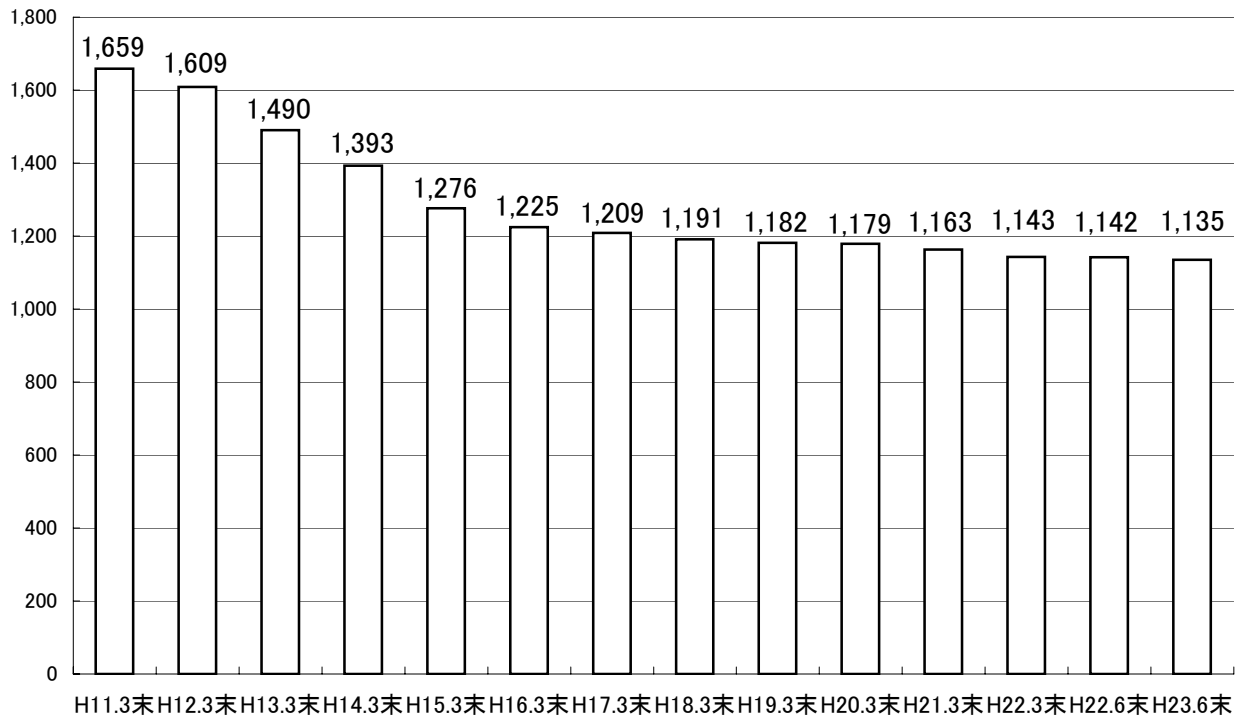
年(月)末	株式投信		公社債投信			合計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年1月	829,190	300,217	122,038	7,257	22,371	951,228	307,474
2月	836,753	301,629	123,693	6,977	22,301	960,446	308,606
3月	839,460	297,297	117,684	6,728	21,601	957,143	304,025
4月	849,676	299,498	122,995	7,448	21,655	972,671	306,946
5月	839,972	296,372	122,560	7,410	21,367	962,532	303,782

出典:「投資信託」(投資信託協会発行)

資料15-6-1

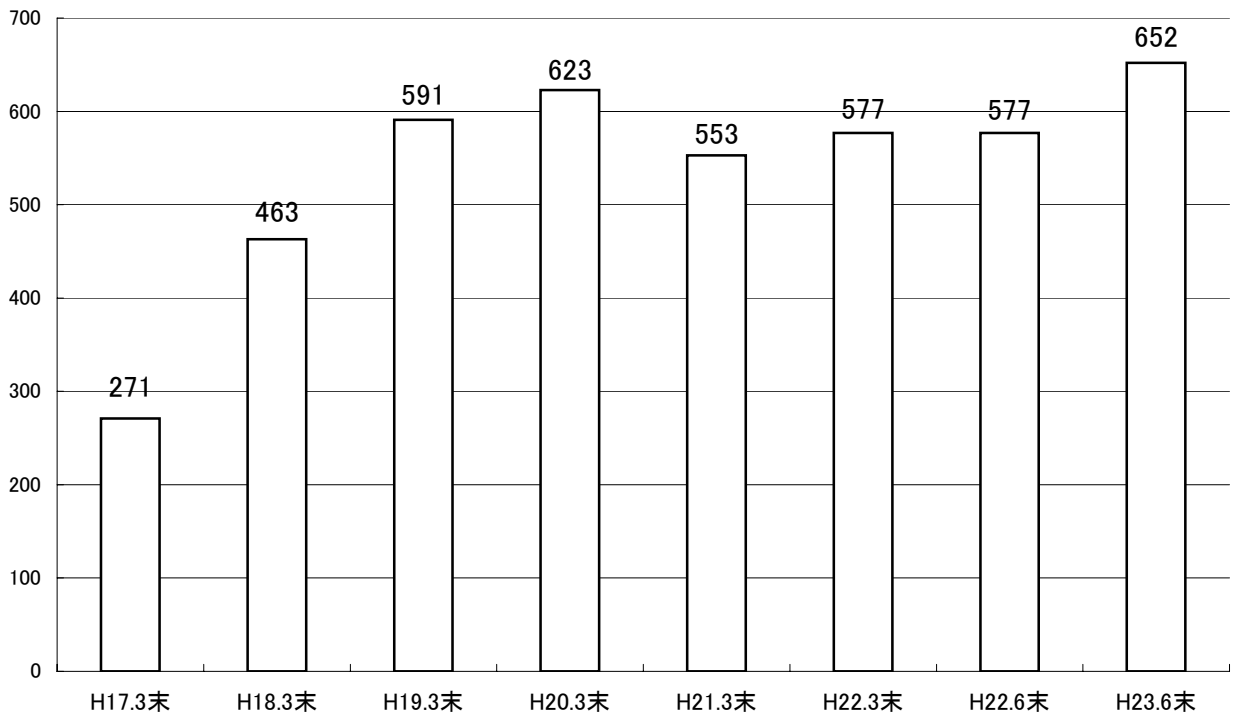
(業者数)

登録金融機関数の推移



(業者数)

金融商品仲介業者数の推移



注:平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

信用格付業者登録一覧

(平成23年6月末日現在 6社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麴町四丁目8番地麴町クリスタルシティ東館9階

貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位:人、%)

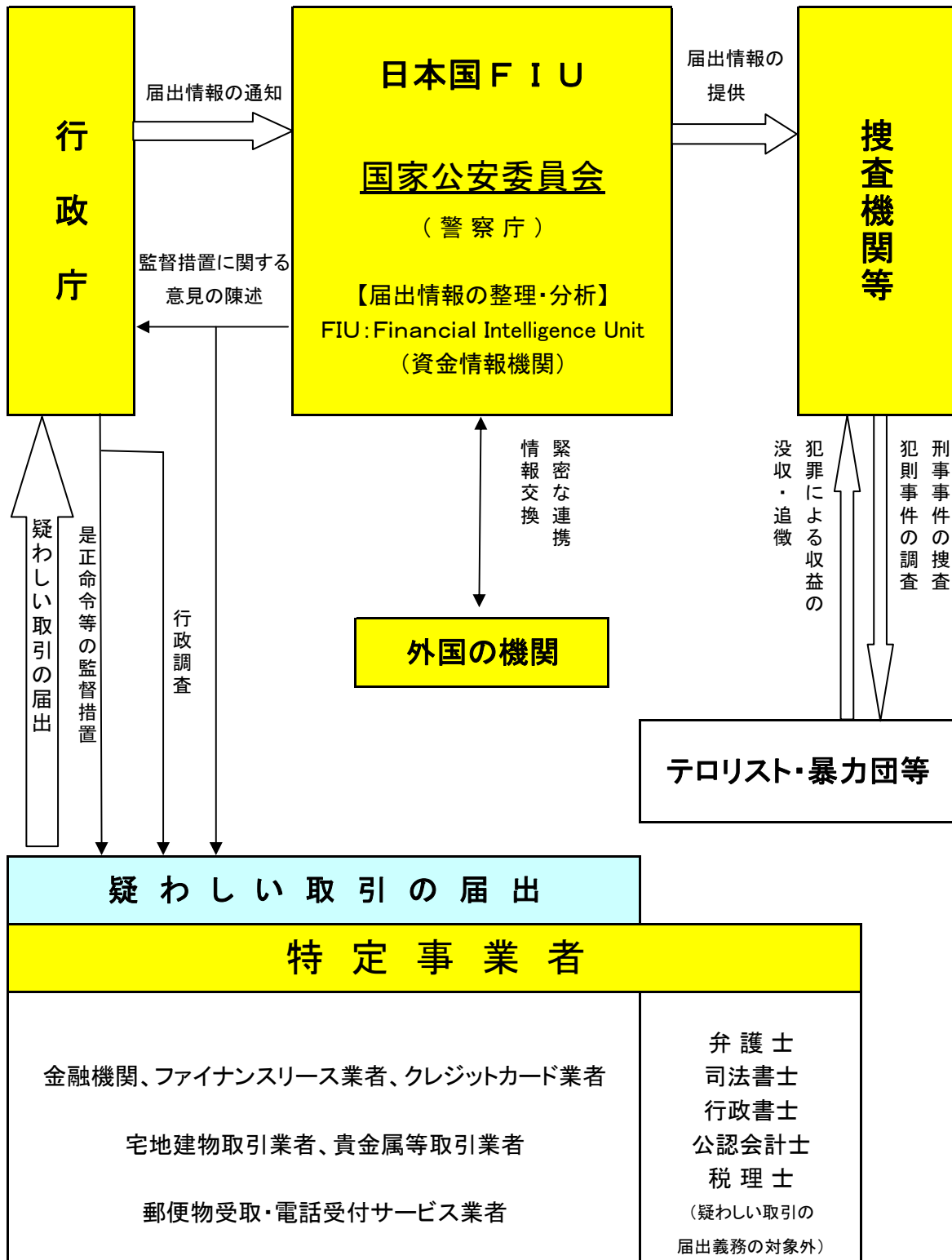
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	合 計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	103,795
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	94,354
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	59,530
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	63.1

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち				
		銀行	協同組織 金融機関 (※)	保険会社	証券会社	その他
2007年6月末	670	72	561	12	5	20
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19

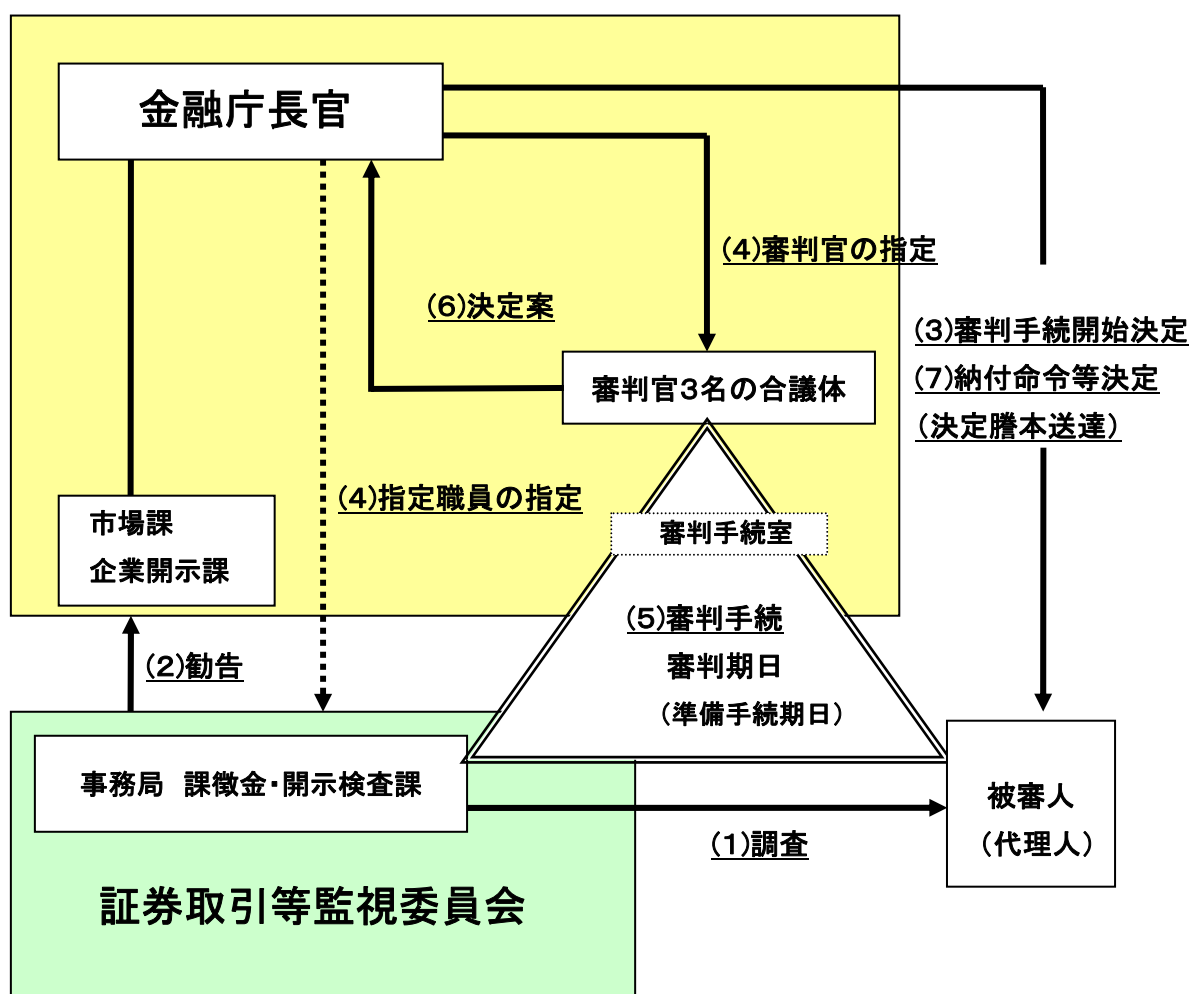
※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

(平成 23 年 6 月 30 日現在)



(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金納付命令の実績

(平成17事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (1) (平成17事務年度第1号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (2) (平成17事務年度第2号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (3) (平成17事務年度第3号)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	利根地下技術(株)社員 (業務執行統括等従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジプレアム(株)の株券に係る内部者取引(1) (平成17事務年度第5号)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	フジプレアム(株)役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジプレアム(株)の株券に係る内部者取引(2) (平成17事務年度第6号)	フジプレアム(株)役員が、重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	フジプレアム(株)	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	(株)アイネスの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実(純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引(1) (平成17事務年度第8号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト(株)との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日本プラスト(株)の契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引(2) (平成17事務年度第9号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト(株)の契約締結先社員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日本プラスト(株)の契約締結先社員からの第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円

(平成18事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)パオの株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第1号)	重要事実(株式の発行)を、(株)パオとの間の契約の履行に関して知った契約締結先の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ジー・コミュニケーション	平成18年9月14日	平成18年10月2日	39万円
2	東日本ハウス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成18事務年度第2号)	退職給与引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	東日本ハウス(株)	平成18年11月22日	平成18年12月6日	200万円
3	アロカ(株)の株券に係る内部者取引 (1) (平成18事務年度第4号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	アロカ(株)社員 (技術開発統括管理等従事)	平成18年12月8日	平成18年12月25日	17万円
4	アロカ(株)の株券に係る内部者取引 (2) (平成18事務年度第5号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ(株)の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	アロカ(株)役員からの第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	16万円
5	アロカ(株)の株券に係る内部者取引 (3) (平成18事務年度第6号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ(株)の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	アロカ(株)役員からの第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	73万円
6	(株)TTGホールディングス(旧商号(株)TTG)に係る有価証券届出書等の虚偽記載 (平成18事務年度第3号)	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)TTGホールディングス	平成18年12月6日	平成18年12月27日	1億 3133万円
7	(株)日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載 (平成18事務年度第7号)	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)日興コーディアルグループ	平成18年12月18日	平成19年1月5日	5億円
8	ジャパン建材(株)の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第8号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	ジャパン建材(株)社員 (経理等従事)	平成19年2月6日	平成19年2月26日	4万円
9	(株)小松製作所の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第9号)	重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知った同社の執行役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)小松製作所	平成19年3月9日	平成19年3月30日	4378万円
10	エー・アンド・アイシステム(株)に係る半期報告書等の虚偽記載 (平成18事務年度第10号)	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	エー・アンド・アイシステム(株)	平成19年4月17日	平成19年5月10日	2259万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
11	(株)大塚家具の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第11号)	重要事実(配当予想値の上方修正)を、その職務に関して知った同社の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)大塚家具	平成19年5月8日	平成19年5月29日	3044万円
12	ダイヤモンドリース(株)の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第12号)	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース(株)との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	ダイヤモンドリース(株)の契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	20万円
13	ユーエフジェイセントラルリース(株)の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第13号)	重要事実(合併)を、ユーエフジェイセントラルリース(株)との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	ユーエフジェイセントラルリース(株)の契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	42万円

(平成19事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ネクストウェア(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成18事務年度第14号)	架空売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	ネクストウェア(株)	平成19年6月26日	平成19年7月13日	222万9999円
2	(株)倉元製作所の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第1号)	重要事実(業務提携)を、(株)倉元製作所との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)倉元製作所の契約締結先社員	平成19年7月3日	平成19年7月13日	15万円
3	(株)東日カーライフグループに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第2号)	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)東日カーライフグループ	平成19年7月18日	平成19年8月7日	600万円
4	泉州電業(株)の株券に係る内部者取引(1) (平成19事務年度第3号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	泉州電業(株)社員(業務管理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	4万円
5	泉州電業(株)の株券に係る内部者取引(2) (平成19事務年度第4号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	泉州電業(株)社員(経理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	58万円
6	カッパ・クリエイト(株)の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第5号)	重要事実(資本業務提携)を、カッパ・クリエイト(株)の契約締結交渉先の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	カッパ・クリエイト(株)との契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	平成19年11月2日	平成19年11月15日	44万円
7	日特建設(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第6号)	有形固定資産等の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	日特建設(株)	平成19年11月20日	平成19年12月5日	349万9999円
8	(株)ベルックスの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第7号)	KYプランニング(株)が(株)ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング(株)の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	KYプランニング(株)の業務に従事していた者からの第一次情報受領者	平成19年12月14日	平成20年1月11日	245万円
9	(株)WDIの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第8号)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)WDI社員(経理等従事)	平成19年12月14日	平成20年1月11日	9万円
10	(株)ネットマークスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第9号)	架空売上及び架空仕入の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)ネットマークス	平成19年12月21日	平成20年1月18日	300万円
11	三洋電機(株)に係る半期報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第10号)	関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した。	三洋電機(株)	平成19年12月25日	平成20年1月18日	830万円
12	(株)サンシティの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第11号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)サンシティ役員	平成20年1月22日	平成20年2月6日	53万円
13	テクノエイト(株)ほか9社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第12号)	オーツキ・ストラテジック・インベストメント(株)ほか9社がそれぞれテクノエイト(株)ほか9社の株券を公開買付けすることについて、オーツキ・ストラテジック・インベストメント(株)ほか9社の契約締結先である宝印刷(株)社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付者の契約締結先である宝印刷(株)社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	167万円
14	(株)天辻鋼球製作所ほか2社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第13号)	日本精工(株)ほか2社がそれぞれ(株)天辻鋼球製作所ほか2社の株券を公開買付けすることについて、日本精工(株)ほか2社の契約締結先である宝印刷(株)社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付者の契約締結先である宝印刷(株)社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	76万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
15	(株)アスキーソリューションズに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第14号)	売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする等の有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)アスキーソリューションズ	平成20年2月1日	平成20年2月21日	1957万円
16	カッパ・クリエイト(株)ほか1社の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第15号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	26万円
17	カッパ・クリエイト(株)の株券に係る内部者取引(1) (平成19事務年度第16号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	17万円
18	カッパ・クリエイト(株)の株券に係る内部者取引(2) (平成19事務年度第17号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	6万円
19	丸善(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第18号)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	丸善(株)	平成20年3月14日	平成20年4月3日	165万 9999円
20	(株)マーベラスエンターテイメントの株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第19号)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、(株)マーベラスエンターテイメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	新日本監査法人元職員 (株)マーベラスエンターテイメントの契約締結先職員・公認会計士	平成20年3月18日	平成20年4月9日	134万円
21	ミサワホーム九州(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第20号)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ミサワホーム九州(株)	平成20年4月15日	平成20年5月9日	199万 9999円
22	(株)セタの株券に係る内部者取引(1) (平成19事務年度第21号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	104万円
23	(株)セタの株券に係る内部者取引(2) (平成19事務年度第22号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	27万円
24	(株)セタの株券に係る内部者取引(3) (平成19事務年度第23号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	22万円
25	(株)セタの株券に係る内部者取引(4) (平成19事務年度第24号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	23万円
26	(株)セタの株券に係る内部者取引(5) (平成19事務年度第25号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	16万円
27	(株)セタの株券に係る内部者取引(6) (平成19事務年度第26号)	重要事実(業務提携)を、(株)セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	41万円
28	(株)セタの株券に係る内部者取引(7) (平成19事務年度第27号)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)セタの契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	平成20年4月22日	平成20年5月16日	25万円
29	(株)セタに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第28号)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)セタ	平成20年4月22日	平成20年5月16日	300万円
30	日本電子材料(株)の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第29号)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	日本電子材料(株)社員 (営業企画等従事)	平成20年4月25日	平成20年5月21日	94万円
31	(株)クリムゾンに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第30号)	売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)クリムゾン	平成20年6月3日	平成20年6月19日	500万円

(平成20事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)I H Iに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第31号)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)I H I	平成20年6月19日	平成20年7月9日	15億 9457万 9999円
2	真柄建設(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第1号)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	真柄建設(株)	平成20年7月3日	平成20年8月1日	2499万 9999円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
3	(株)サンエー・インターナショナルの株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第2号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)サンエー・インターナショナル役員	平成20年7月24日	平成20年8月22日	1246万円
4	平和奥田(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第3号)	売上の過大計上、減損損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた。	平和奥田(株)	平成20年9月12日	平成20年10月1日	1266万円
5	(株)アーバンコーポレーションに係る臨時報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第4号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債の発行による手取金の使途につき、虚偽の記載がある臨時報告書を提出した。	(株)アーバンコーポレーション	平成20年10月10日	平成20年11月7日	150万円
6	(株)ヴァリックほか1社の株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第5号)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。 重要事実(株式交換)を、(株)ラヴィスとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ヴァリック役員	平成20年10月17日	平成20年11月7日	34万円
7	(株)ヴァリックの株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第6号)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ヴァリック元社員 (予算・財務管理等従事)	平成20年10月17日	平成20年11月7日	5万円
8	(株)メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引 (平成20事務年度第7号)	重要事実(合併)を、(株)クオールとの間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に(株)クオール株式を買い付けた。	(株)クオールの契約締結先である(株)メディセオ・パルタックホールディングス元社員	平成20年10月24日	平成20年11月18日	118万円
9	(株)いい生活社員による内部者取引 (平成20事務年度第10号)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)いい生活社員 (企画営業等従事)	平成20年11月4日	平成20年11月18日	2079万円
10	(株)サイバーファームに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第9号)	売上の前倒し計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)サイバーファーム	平成20年10月31日	平成20年11月21日	300万円
11	(株)アーバンコーポレーションに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第8号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の使途につき、虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)アーバンコーポレーション	平成20年10月24日	平成20年11月28日	1081万円
12	中道機械(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第11号)	売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	中道機械(株)	平成20年11月11日	平成20年12月3日	750万円
13	トラステックスホールディングス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第12号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を参照書類とする等の有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	トラステックスホールディングス(株)	平成20年11月21日	平成20年12月19日	2億 2424万円
14	ゴールドマン・サックス証券(株)社員による内部者取引 (平成20事務年度第13号)	(株)AP8が(株)レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、(株)AP8と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	ゴールドマン・サックス証券(株)社員 (第一次情報受領者)	平成20年12月12日	平成21年1月20日	23万円
15	個人投資家によるトリニティ工業(株)株券に係る相場操縦 (平成20事務年度第14号)	トリニティ工業(株)の株価の高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人投資家	平成20年12月19日	平成21年1月20日	745万円
16	(株)ブラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第15号)	売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)ブラコー	平成21年1月21日	平成21年2月17日	300万円
17	アルテック(株)子会社社員による内部者取引 (平成20事務年度第16号)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	アルテック(株)子会社社員 (商品販売等従事)	平成21年2月10日	平成21年3月10日	55万円
18	バイオニア(株)監査役による内部者取引 (平成20事務年度第17号)	バイオニア(株)が東北バイオニア(株)の株券を公開買付けすることについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	バイオニア(株)監査役	平成21年3月12日	平成21年3月31日	144万円
19	(株)アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成20事務年度第18号)	無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	(株)アイ・ビー・イーホールディングス	平成21年3月24日	平成21年4月10日	3393万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
20	(株)キャビン役員からの情報受領者による内部者取引 (平成20事務年度第19号)	重要事実(業務提携の解消)を、(株)キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。 (株)ファーストリテイリングが(株)キャビンの株券を公開買付けすることについて、(株)ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った(株)キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)キャビン役員からの第一次情報受領者	平成21年3月26日	平成21年4月21日	1860万円
21	(株)ジー・エフ役員による内部者取引 (平成21年度第1号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ジー・エフ役員	平成21年4月17日	平成21年5月14日	170万円
22	(株)ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第2号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)ゼンテック・テクノロジー・ジャパン	平成21年4月21日	平成21年5月21日	600万円
23	(株)栗本鐵工所取引先社員による内部者取引 (平成21年度第3号)	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、(株)栗本鐵工所との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)栗本鐵工所の契約締結先社員	平成21年4月22日	平成21年5月21日	121万円
24	(株)アルゴ21ほか4社の株券に係る内部者取引 (平成21年度第4号)	キャノンマーケティングジャパン(株)ほか4社が公開買付することについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付者の契約締結先社員からの第一次情報受領者 (公認会計士)	平成21年5月22日	平成21年6月23日	258万円
25	カブドットコム証券(株)社員による内部者取引 (平成21年度第5号)	(株)三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券(株)の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付者の契約締結先であるカブドットコム証券社員	平成21年6月5日	平成21年6月26日	44万円
26	カブドットコム証券(株)社員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第6号)	(株)三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券(株)の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結先であるカブドットコム証券の社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付者の契約締結先であるカブドットコム証券社員からの第一次情報受領者	平成21年6月5日	平成21年6月26日	38万円

(平成21事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	カルビス(株)社員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第9号)	重要事実(味の素(株)株式とカルビス(株)株式との株式交換)を、その職務に関して知ったカルビス(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前にカルビス(株)株式を買い付けた。	カルビス(株)社員からの第一次情報受領者	平成21年6月19日	平成21年7月7日	39万円
2	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第7号)	架空売り上げの計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株)	平成21年6月16日	平成21年7月14日	600万円
3	伊藤忠商事(株)社員による内部者取引 (平成21年度第11号)	伊藤忠商事(株)が(株)アドウェイズの株券を買い集めること(公開買付けに準ずる行為の実施)について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公開買付けに準ずる行為の実施者である伊藤忠商事(株)社員	平成21年6月25日	平成21年7月24日	141万円
4	(株)ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第12号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知ったジー・エフ(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ジー・エフ役員からの第一次情報受領者	平成21年6月25日	平成21年7月24日	40万円
5	フタバ産業(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第10号)	売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	フタバ産業(株)	平成21年6月23日	平成21年7月28日	1816万9998円
6	(株)ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第13号)	不動産流動化スキームにおいて、本来計上できない匿名組合生産配当金を特別利益として計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券届出書に基づき募集により、有価証券を取得させた。	(株)ビックカメラ	平成21年6月26日	平成21年7月30日	2億5353万円
7	(株)大水に係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成21年度第16号)	架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)大水	平成21年7月3日	平成21年7月30日	300万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
8	(株)ガイアックス株券に係る相場操縦 (平成21年度第15号)	(株)ガイアックスの株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。	会社員	平成21年6月30日	平成21年8月4日	326万円
9	(株)ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第17号)	(株)ゼネラルホールディングスが(株)ゼネラルの株券を公開買付けすることについて、(株)ゼネラルホールディングスとの契約の履行に関して知った銀行員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)ゼネラルホールディングスからの第一次情報受領者	平成21年7月8日	平成21年8月20日	71万円
10	(株)総和地所株券に係る相場操縦 (平成21年度18号)	(株)総和地所の株価の高値形成や終値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成21年7月28日	平成21年8月27日	16万円
11	日産ディーゼル工業(株)役員による内部者取引 (平成21年度19号)	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)の株券を公開買付けすることについて、エヌエー社との契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	日産ディーゼル工業(株)役員	平成21年8月4日	平成21年8月27日	20万円
12	(株)原弘産役員による内部者取引 (平成21年度第20号)	(株)原弘産役員が自社の転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決定したことを、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)原弘産役員	平成21年9月15日	平成21年10月7日	284万円
13	(株)ウィーヴ株券の公開買付け従事者からの情報受領者にかかる内部者取引 (平成21年度第23号)	MCPシナジー1号投資事業有限責任組合が(株)ウィーヴ株券の公開買付けを行うことを同組合従業員から情報提供を受けた税理士が、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	税理士	平成21年10月23日	平成21年11月17日	82万円
14	PwCアドバイザー(株)社員による内部者取引 (平成21年度第22号)	(株)ファーストリテイリングがリンク・セオリー・ホールディングス(株)の公開買付けを行うことを、アドバイザーサービスの業務委託契約の締結をしていたPwCアドバイザー(株)社員が、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	無職の者	平成21年10月23日	平成21年11月20日	129万円
15	EBANCO HOLDINGS LIMITEDによる新株予約権証券の買付けに係る公開買付公告の不実施 (平成21年度第21号)	EBANCO HOLDINGS LIMITEDが新株予約権証券を市場外で買い付けるにあたり公開買付開始公告を行わずに、当該買付けを行った。	EBANCO HOLDINGS LIMITED	平成21年10月16日	平成21年11月25日	750万円
16	オリエンタル白石(株)社員による内部者取引(1) (平成21年度第24号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、その職務に関して知り、同社社員が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)社員	平成21年10月30日	平成21年11月30日	61万円
17	オリエンタル白石(株)社員による内部者取引(2) (平成21年度第25号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、その職務に関して知り、同社社員が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)社員	平成21年10月30日	平成21年11月30日	12万円
18	オリエンタル白石(株)社員による内部者取引(3) (平成21年度第26号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、その職務に関して知り、同社社員が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)社員	平成21年10月30日	平成21年11月30日	7万円
19	オリエンタル白石(株)社員からの情報受領者による内部者取引(1) (平成21年度第27号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、同社社員から伝達を受けた親族が、同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)社員親族	平成21年10月30日	平成21年11月30日	41万円
20	オリエンタル白石(株)社員からの情報受領者による内部者取引(2) (平成21年度第28号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、同社社員から伝達を受けた親族が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)社員親族	平成21年10月30日	平成21年11月30日	29万円
21	オリエンタル白石(株)の契約締結先からの情報受領者による内部者取引(1) (平成21年度第29号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、同社とのリース契約締結会社の従業員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)の契約締結先社員からの情報受領者	平成21年10月30日	平成21年11月30日	149万円
22	オリエンタル白石(株)の契約締結先からの情報受領者による内部者取引(2) (平成21年度第30号)	オリエンタル白石(株)が更生手続開始申立てを行うことを、同社との工事請負契約の締結先役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	オリエンタル白石(株)の契約締結先社員からの情報受領者	平成21年10月30日	平成21年11月30日	159万円
23	SBIフューチャーズ(株)株券に係る相場操縦 (平成21年度第31号)	SBIフューチャーズ(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、売買を誘引する目的を持って、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。	会社経営者	平成21年11月5日	平成21年11月30日	100万円
24	フタバ産業(株)執行役員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第32号)	フタバ産業(株)が過年度決算数値について投資判断に著しい影響を及ぼす過誤があることを、同社役員から伝達を受けた親族が、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	フタバ産業(株)執行役員親族	平成21年11月20日	平成21年12月11日	258万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
25	(株)アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第33号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)アルデプロ	平成21年11月24日	平成21年12月25日	2億 8155万円
26	山崎建設(株)社員による内部者取引 (平成21年度第34号)	山崎建設(株)が更生手続開始申立てを行うことを、その業務により知った同社社員が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	山崎建設(株)顧問	平成21年12月8日	平成21年12月25日	190万円
27	(株)日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第37号)	(株)日立製作所が公開買付けを行うこと等を、同社社員から伝達を受けた親族が同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	無職の者 (株)日立製作所社員の親族)	平成21年12月15日	平成22年1月13日	752万円
28	(株)アリサカ社員による内部者取引 (1) (平成21年度第35号)	(株)アリサカにおいて、複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)アリサカ社員	平成21年12月15日	平成22年1月21日	31万円
29	(株)アリサカ社員による内部者取引 (2) (平成21年度第36号)	(株)アリサカにおいて、複数年度にわたり不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)アリサカ社員	平成21年12月15日	平成22年1月21日	8万円
30	(株)ペルーナ社員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第39号)	(株)ペルーナが経済産業省より業務停止命令の処分を受けることを、同社社員から伝達を受けた親族が、同社株式を自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)ペルーナ社員親族	平成21年12月18日	平成22年1月21日	40万円
31	(株)ペルーナ社員の契約締結先社員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第40号)	(株)ペルーナが経済産業省より業務停止命令の処分を受けることを、同社と業務委託契約をしている締結先の社員から伝達を受けた親族が、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	会社経営者 (契約締結先社員の親族)	平成21年12月18日	平成22年1月21日	43万円
32	(株)ペルーナ社員による内部者取引 (平成21年度第38号)	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)ペルーナ社員	平成21年12月18日	平成22年2月1日	29万円
33	(株)SBRに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第41号)	売上の過大計上、売上の架空計上、貸倒引当金の過小計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)SBR	平成22年1月29日	平成22年2月23日	600万円
34	(株)タウンニュース社員による相場操縦 (平成21年度第42号)	(株)タウンニュース社の株価の高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。	(株)タウンニュース社員	平成22年2月2日	平成22年2月23日	25万円
35	(株)ヤマノホールディングス役員による内部者取引 (平成21年度第43号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社の異動を伴う株式の譲渡を決定したことについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に(株)ヤマノホールディングス株式を買い付けた。	(株)ヤマノホールディングス役員	平成22年2月19日	平成22年3月15日	90万円
36	(株)ヤマノネットワークによる内部者取引 (平成21年度第44号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社の異動を伴う株式の譲渡を決定したことについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に(株)ヤマノホールディングス株式を買い付けた。	(株)ヤマノネットワーク	平成22年2月19日	平成22年3月15日	29万円
37	(株)ヤマノビューティーケミカルによる内部者取引 (平成21年度第45号)	子会社の業務執行を決定する機関が孫会社の異動を伴う株式の譲渡を決定したことについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に(株)ヤマノホールディングス株式を買い付けた。	(株)ヤマノビューティーケミカル	平成22年2月19日	平成22年3月15日	78万円
38	味の素(株)社員による内部者取引 (平成21年度第8号)	重要事実(味の素(株)株式とカルピス(株)株式の株式交換)を、カルピス(株)との間の契約の締結の交渉に関して知った他の社員を通じて知り、自己の計算において、当該事実の公表前にカルピス(株)株式を買い付けた。	株式交換の契約締結先である味の素(株)社員	平成21年6月19日	平成22年3月16日	39万円
39	(株)スズケン株式に係る相場操縦 (平成21年度第46号)	(株)スズケン株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成22年2月26日	平成22年3月23日	159万円
40	(株)日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引 (平成21年度第47号)	(株)日本エル・シー・エーが株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実を同社の役員から伝達を受け、自己の計算により、当該事実の公表前に買付け及び売付けを行った。	会社役員	平成22年3月5日	平成22年3月31日	98万円
41	モジュレ(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成21年度第48号)	貸倒引当金の過小計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	モジュレ(株)	平成22年3月12日	平成22年4月6日	900万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
42	(株)フェヴリナ監査役による内部者取引 (平成21年度第49号)	21年3月期の業績予想を上方向修正する事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	(株)フェヴリナ監査役	平成22年3月26日	平成22年4月16日	15万円
43	(株)アーク社員からの情報受領者による南部化成(株)株式に係る内部者取引(1) (平成21年度第50号)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、(株)NMCファンド14との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の(株)アークの社員から伝達を受け、自己の計算により、当該事実の公表前に買い付けた。	税理士法人職員	平成22年3月30日	平成22年4月16日	1127万円
44	(株)アーク社員からの情報受領者による南部化成(株)株式に係る内部者取引(2) (平成21年度第51号)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、(株)NMCファンド14との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の(株)アークの社員から伝達を受け、自己の計算により、当該事実の公表前に買い付けた。	税理士	平成22年3月30日	平成22年4月16日	14万円
45	南部化成(株)社員からの情報受領者による内部者取引(1) (平成21年度第52号)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、(株)NMCファンド14との秘密保持契約の契約締結先である南部化成(株)の社員から伝達を受け、自己の計算により、当該事実の公表前に買い付けた。	信用金庫職員	平成22年3月30日	平成22年4月16日	101万円
46	南部化成(株)社員からの情報受領者による内部者取引(2) (平成21年度第53号)	(株)NMCファンド14が南部化成(株)の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、(株)NMCファンド14との秘密保持契約の契約締結先である南部化成(株)の社員から伝達を受け、自己の計算により、当該事実の公表前に買い付けた。	会社員	平成22年3月30日	平成22年4月16日	85万円
47	(株)リンク・ワンに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成22年度第1号)	売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)リンク・ワン	平成22年4月13日	平成22年5月11日	3466万円
48	(株)東京衝機製造所の実質的経営者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第2号)	(株)東京衝機製造所が第三者割当増資による新株式の発行を行うことについての決定をした事実を、同社の実質的経営者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社役員	平成22年4月27日	平成22年5月21日	303万円
49	バリューコマース(株)株券に係る相場操縦(1) (平成22年度第3号)	バリューコマース(株)の株価の安値形成及び高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成22年5月18日	平成22年6月4日	95万円
50	バリューコマース(株)株券に係る相場操縦(2) (平成22年度第4号)	バリューコマース(株)の株価の安値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	団体職員	平成22年5月18日	平成22年6月4日	26万円
51	山崎製パン(株)の従業者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第5号)	日糧製パン(株)と山崎製パン(株)が業務上の提携を行うことについて決定をした旨の事実を、山崎製パン(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に日糧製パン(株)株式を買い付けた。	会社役員	平成22年6月4日	平成22年6月25日	25万円

(平成22事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)リミックスポイントに係る半期報告書の虚偽記載 (平成22年度第6号)	貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を出した。	(株)リミックスポイント	平成22年6月18日	平成22年7月9日	150万円
2	(株)ビットアイルの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第9号)	重要事実((株)ビットアイルが(株)電通国際情報サービスと業務上の提携を行うことを決定した旨の事実)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に(株)ビットアイル株式を買い付けた。	会社員	平成22年6月25日	平成22年7月9日	19万円
3	日本ビクター(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成22年度第7号)	費用の過少計上、引当金の過少計上、減損損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	日本ビクター(株)	平成22年6月21日	平成22年7月14日	7億760万円
4	キョーエイ産業(株)社員による内部者取引(1) (平成22年度第10号)	キョーエイ産業(株)が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した旨の事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	キョーエイ産業(株)社員	平成22年6月25日	平成22年7月23日	54万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
5	キョーエイ産業(株)社員による内部者取引(2) (平成22年度第11号)	重要事実(キョーエイ産業(株)が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うこと)をその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	キョーエイ産業(株)社員	平成22年6月25日	平成22年7月23日	46万円
6	(株)総和地所の契約締結者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第12号)	重要事実((株)総和地所が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定したこと)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社員	平成22年7月6日	平成22年7月29日	40万円
7	ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結交渉者による内部者取引(1) (平成22年度第14号)	重要事実(ジェイオーグループホールディングス(株)の新株予約権を引き受ける者の募集を行うこと)を契約締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付けを行った。	会社役員	平成22年8月27日	平成22年9月22日	46万円
8	ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者による内部者取引(1) (平成22年度第15号)	重要事実(ジェイオーグループホールディングス(株)の運営状況、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす業務又は財産に関する内容)をその契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	会社役員	平成22年8月27日	平成22年9月22日	520万円
9	ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結者による内部者取引(2) (平成22年度第16号)	重要事実(ジェイオーグループホールディングス(株)の運営状況、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす業務又は財産に関する内容)をその契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	社会福祉法人役員	平成22年8月27日	平成22年9月22日	79万円
10	ジェイオーグループホールディングス(株)との契約締結交渉者による内部者取引(2) (平成22年度第17号)	重要事実(ジェイオーグループホールディングス(株)の新株予約権を引き受ける者の募集を行うこと)を契約締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	内科医	平成22年8月27日	平成22年9月22日	234万円
11	小池酸素工業(株)株式に係る相場操縦 (平成22年度第19号)	小池酸素工業(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	会社員	平成22年9月7日	平成22年10月4日	54万円
12	(株)シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成22年度第20号)	誤った進行基準による売上の前倒計上、架空売上の計上、減損損失の不計上及び繰延税金資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、同様の理由による重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	(株)シニアコミュニケーション	平成22年9月17日	平成22年10月14日	5049万円
13	(株)シニアコミュニケーション役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載(1) (平成22年度第21号)	誤った進行基準による売上の前倒計上、架空売上の計上、減損損失の不計上及び繰延税金資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書であることを知りながら、当該目論見書に係る売出しにより、その所有する株券を売り付けた。	(株)シニアコミュニケーション元役員	平成22年9月17日	平成22年10月14日	224万円
14	(株)シニアコミュニケーション役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載(2) (平成22年度第22号)	誤った進行基準による売上の前倒計上、架空売上の計上、減損損失の不計上及び繰延税金資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書であることを知りながら、当該目論見書に係る売出しにより、その所有する株券を売り付けた。	(株)シニアコミュニケーション元役員	平成22年9月17日	平成22年10月14日	224万円
15	(株)シニアコミュニケーション役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載(3) (平成22年度第23号)	誤った進行基準による売上の前倒計上、架空売上の計上、減損損失の不計上及び繰延税金資産の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書であることを知りながら、当該目論見書に係る売出しにより、その所有する株券を売り付けた。	(株)シニアコミュニケーション元役員	平成22年9月17日	平成22年10月14日	142万円
16	マルコ(株)との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第24号)	重要事実(マルコ(株)が伊藤忠商事(株)と業務上の提携を行うことを決定した旨の事実)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前にマルコ(株)の株式を買い付けた。	会社役員	平成22年9月28日	平成22年10月19日	754万円
17	ユニバーサルソリューションシステムズ(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成22年度第25号)	売上の前倒計上、非上場株式の評価損の過少計上、貸倒引当金の過少計上等により、重要な事実につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	ユニバーサルソリューションシステムズ(株)	平成22年10月8日	平成22年11月2日	2415万円
18	(株)アルファクス・フード・システム従業員からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第26号)	重要事実((株)アルファクス・フード・システムが、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の事実)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社役員	平成22年10月22日	平成22年11月16日	73万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
19	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第8号)	負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、同様の理由により重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)	平成22年6月21日	平成22年12月9日	8億 3913万円
20	東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引(平成22年度第27号)	(株)幸進の設立業務に従事していた者が職務に関し知り、その後、同者から、東陽監査法人に所属する被審人とは別の公認会計士が職務上伝達を受けた、(株)幸進が(株)リオチェーンホールディングスの株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	公認会計士	平成22年11月16日	平成22年12月16日	118万円
21	(株)ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出(平成22年度第28号)	四半期報告書及び有価証券報告書を法定期限までに提出しなかった。	(株)ゼクス	平成22年11月19日	平成22年12月21日	3999万 9999円
22	(株)ローソンエンターメディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第30号)	貸倒引当金の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)ローソンエンターメディア	平成22年11月24日	平成22年12月27日	800万円
23	SBIフューチャーズ(株)株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引(1)(平成22年度第31号)	重要事実(SBIフューチャーズ(株)がSBIホールディングス(株)と株式交換を行うことを決定した事実)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前にSBIフューチャーズ(株)株式を買い付けた。	税理士	平成22年11月26日	平成22年12月27日	31万円
24	SBIフューチャーズ(株)株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引(2)(平成22年度第32号)	重要事実(SBIフューチャーズ(株)がSBIホールディングス(株)と株式交換を行うことを決定した事実)の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前にSBIフューチャーズ(株)株式を買い付けた。	税理士	平成22年11月26日	平成22年12月27日	10万円
25	(株)アクロディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第33号)	架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等により、重要な事実につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	(株)アクロディア	平成22年12月10日	平成23年1月19日	7814万 9996円
26	メビックス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第34号)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	メビックス(株)	平成22年12月10日	平成23年1月19日	1099万 9999円
27	エムスリー(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第35号)	のれんの過大計上による損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	エムスリー(株)	平成22年12月10日	平成23年1月19日	1200万円
28	(株)インターアクション役員による内部者取引(平成22年度第13号)	重要事実(売上高、経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	(株)インターアクション役員	平成22年7月9日	平成23年1月26日	345万円
29	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載(平成22年度第36号)	大量保有報告書及び変更報告書を法定提出期限までに提出せず、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド	平成22年12月17日	平成23年2月4日	1405万円
30	シティグループ・グローバル・マーケット・インクに係る大量保有報告書等の不提出、虚偽記載(平成22年度第37号)	大量保有報告書及び変更報告書を法定提出期限までに提出せず、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書及び訂正報告書を提出した。	シティグループ・グローバル・マーケット・インク	平成22年12月17日	平成23年2月4日	655万円
31	シティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシーに係る変更報告書の不提出(平成22年度第38号)	変更報告書を法定提出期限までに提出しなかった。	シティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシー	平成22年12月17日	平成23年2月4日	141万円
32	シティグループ・ジャパン・ホールディングス(株)に係る変更報告書の不提出(平成22年度第39号)	変更報告書を法定提出期限までに提出しなかった。	シティグループ・ジャパン・ホールディングス(株)	平成22年12月17日	平成23年2月4日	99万円
33	デザインエクステンジ(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第41号)	減損損失の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	デザインエクステンジ(株)	平成23年1月12日	平成23年2月4日	1794万円
34	北越紀州製紙(株)株式に係る相場操縦(平成22年度第42号)	北越紀州製紙(株)株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成23年1月25日	平成23年2月16日	57万円
35	メルシャン(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第43号)	架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	メルシャン(株)	平成23年2月1日	平成23年2月22日	1000万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
36	(株)シニアコミュニケーション株式に係る相場操縦 (平成22年度第44号)	(株)シニアコミュニケーションの株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	無職の者	平成23年2月4日	平成23年3月3日	30万円
37	(株)ファミリーマート社員からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第45号)	重要事実（(株)ファミリーマートが(株)エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式を取得することを決定した事実）の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社役員	平成23年2月15日	平成23年3月16日	347万円
38	(株)エヌジェーケーの役員からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第47号)	重要事実（(株)エヌ・ティ・ティ・データが(株)エヌジェーケー株式の公開買付けを行うことを決定した事実）の伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	自営業者	平成23年2月18日	平成23年3月16日	85万円
39	(株)リンコーコーポレーションに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成22年度第46号)	貸倒引当金の過少計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)リンコーコーポレーション	平成23年2月18日	平成23年3月23日	300万円
40	東京日産コンピュータシステム(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成22年度第48号)	ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	東京日産コンピュータシステム(株)	平成23年3月8日	平成23年4月7日	300万円
41	(株)塩見ホールディングスが実施した第三者割当増資の引受人による内部者取引 (平成22年度第49号)	重要事実（(株)塩見ホールディングスが新株式を引き受ける者の募集を行うこと）をその引受けに係る契約の締結の交渉に関し知り、当該事実の公表前に買付け及び売付けを行った。	会社役員	平成23年3月29日	平成23年4月27日	157万円
42	SBIネットシステムズ(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成23年度第3号)	架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェアの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	SBIネットシステムズ(株)	平成23年4月26日	平成23年5月31日	1億 1068万円
43	(株)DPGホールディングスに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成23年度第4号)	貸倒引当金の過少計上及び債務免除益の架空計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株)DPGホールディングス	平成23年5月27日	平成23年6月23日	1200万円